

# 会津地域森林計画書

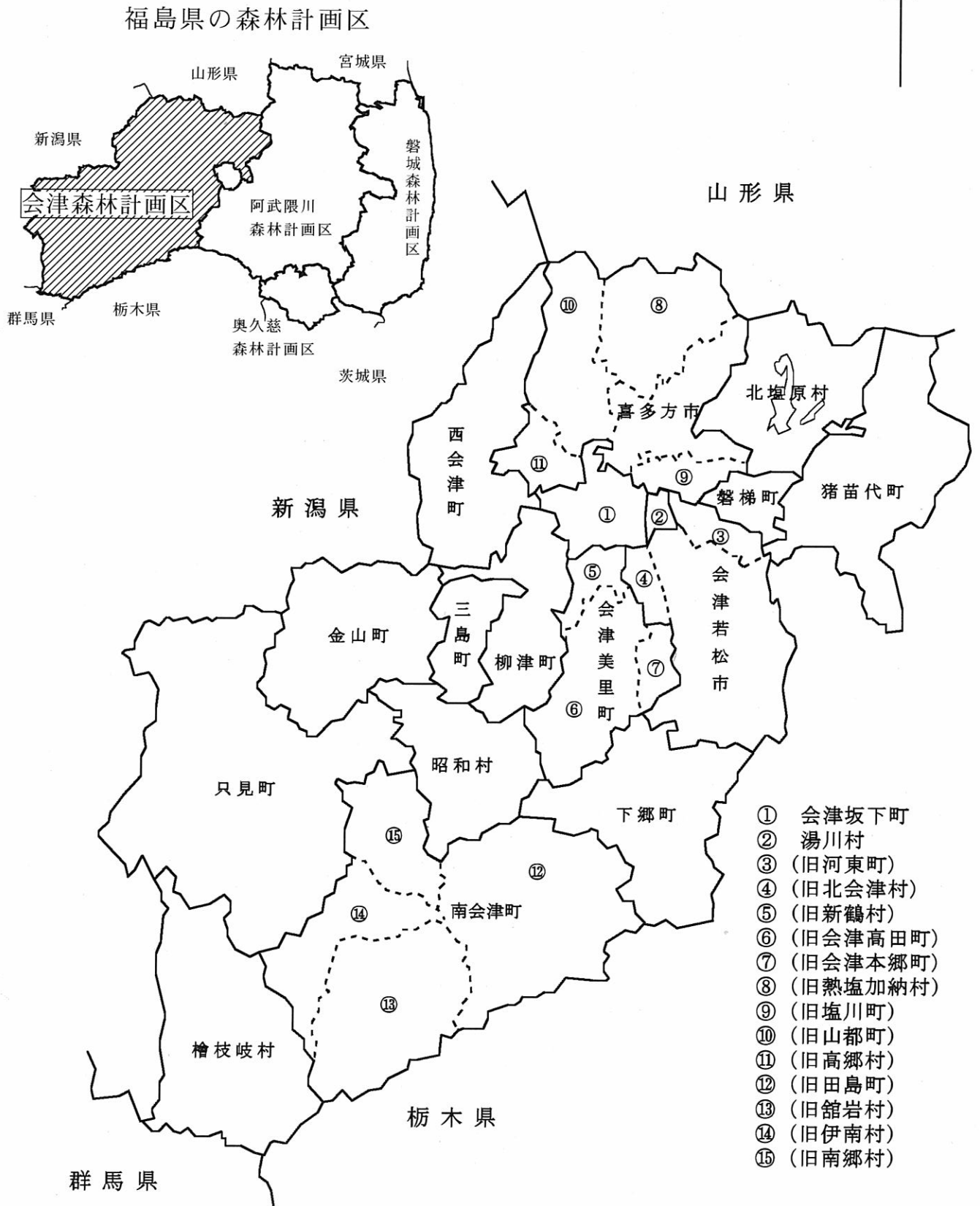
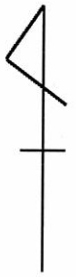
(会津森林計画区)

計画期間 自 令和 4 年 4 月 1 日  
至 令和 1 4 年 3 月 3 1 日

福 島 県



# 会津森林計画区の位置図





## □ 森林計画制度について

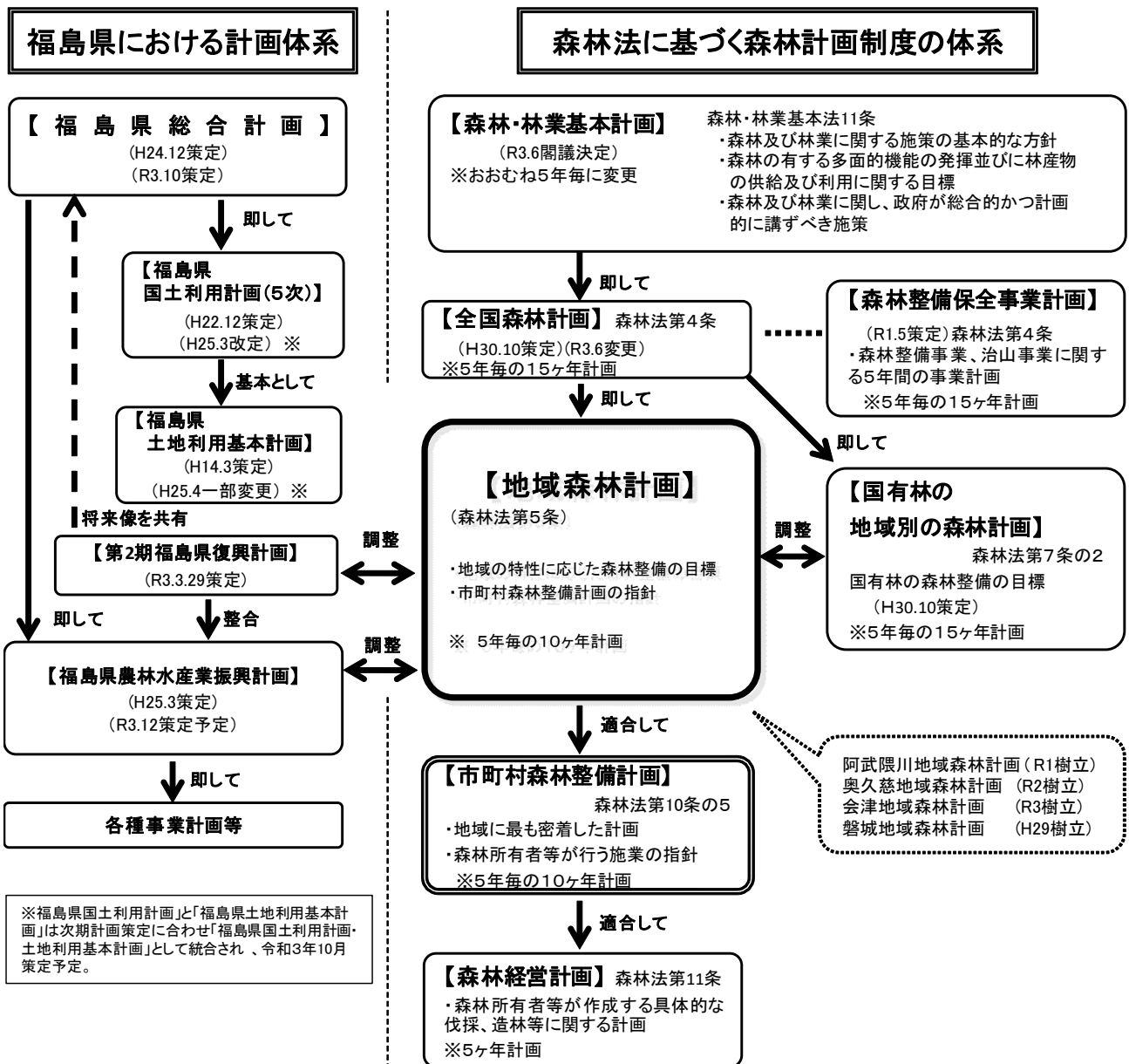
森林は、一度荒廃すれば長期にわたりその機能が損なわれることから、総合的・長期的な視点に立ち、適切に管理・育成する必要があります。そのため、森林法に基づく森林計画制度が設けられています。

また、森林の恵みは広域に及ぶ一方で、管理・育成は個々の森林の現況に応じて実施する必要があります。そのため、森林計画制度は、国・県・市町村・森林所有者等相互に整合を図る体系となっています。

### 地域森林計画とは

森林法第5条に基づき、全国森林計画に即して、知事が各森林計画区の民有林について5年毎に10年を1期としてたてる計画で、地域に応じた森林整備の目標等を明らかにするとともに、各市町村が定める市町村森林整備計画の指針となるものです。

## 森林林業に関する計画





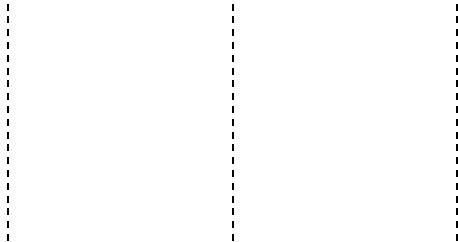
## 全国森林計画と地域森林計画の計画期間対応表

### ○全国森林計画（計画期間15年）

年 度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
平成30年度樹立 全国森林計画 (令和元～15年度)	← 前期 5 年					中期 5 年					後期 5 年 →					

### ○地域森林計画 (計画期間10年)

年 度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
令和3年度樹立 会津地域森林計画 (令和4～13年度)				← 前期 5 年					後期 5 年 →				







# 目 次

## I 計画の大綱

- 1 森林計画区の概況 ..... 1
- 2 前計画の実行結果の概要及びその評価 ..... 4
- 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方 ..... 5

## II 計画事項

- 第1 計画の対象とする森林の区域 ..... 7

### 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

- 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
  - (1) 森林の整備及び保全の目標 ..... 8
  - (2) 森林の整備及び保全の基本方針 ..... 8
  - (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 ..... 8

#### 2 その他必要な事項

- (1) 森林の放射性物質対策 ..... 8
- (2) 森林生態系の保全 ..... 8
- (3) 木質バイオマスの利活用の推進 ..... 8

### 第3 森林の整備に関する事項

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

- (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針 ..... 1 5
- (2) 立木の標準伐期齢に関する指針 ..... 1 7
- (3) その他必要な事項 ..... 1 7

#### 2 造林に関する事項

- (1) 人工造林に関する指針 ..... 1 8
- (2) 天然更新に関する指針 ..... 2 0
- (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針 ..... 2 1
- (4) その他必要な事項 ..... 2 1

#### 3 間伐及び保育に関する事項

- (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針 ..... 2 4
- (2) 保育の標準的な方法に関する指針 ..... 2 5
- (3) その他必要な事項 ..... 2 7

#### 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針 …………… 2 8
- (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針 …………… 2 8
- (3) その他必要な事項 …………… 2 9

#### 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

- (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方 …………… 3 4
- (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方 …………… 3 4
- (3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方 …………… 3 4
- (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方 …………… 3 5
- (5) 林産物の搬出方法等 …………… 3 5
- (6) その他必要な事項 …………… 3 5

#### 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

- (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針 …………… 3 6
- (2) 森林経営管理制度の活用に関する方針 …………… 3 6
- (3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針 …………… 3 6
- (4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針 …………… 3 7
- (5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針 …………… 3 8
- (6) その他必要な事項 …………… 3 8

### 第4 森林の保全に関する事項

#### 1 森林の土地の保全に関する事項

- (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区… 3 9
- (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法 …………… 3 9
- (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項 …………… 3 9
- (4) その他必要な事項 …………… 3 9

#### 2 保安施設に関する事項

- (1) 保安林の整備に関する方針 …………… 4 0
- (2) 保安施設地区の指定に関する方針 …………… 4 0
- (3) 治山事業の実施に関する方針 …………… 4 0

(4) 特定保安林の整備に関する事項	4 0
(5) その他必要な事項	4 0
<b>3 鳥獣害の防止に関する事項</b>	
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	4 1
(2) その他必要な事項	4 1
<b>4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項</b>	
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	4 2
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	4 2
(3) 林野火災の予防の方針	4 2
(4) その他必要な事項	4 2
<b>第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項</b>	
(1) 保健機能森林の区域の基準	4 3
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	4 3
<b>第6 計画量等</b>	
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	4 4
2 間伐面積	4 4
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	4 4
4 林道の開設及び拡張に関する計画	4 5
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	4 5
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	4 6
(3) 実施すべき治山事業の数量	4 6
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	4 6
<b>第7 その他必要な事項</b>	
1 保安林その他制限林の施業方法	4 6
2 その他必要な事項	4 6

## 別 表

別表 1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	4 9
別表 2	人工造林及び天然更新別の造林面積	5 0
別表 3	林道の開設及び拡張に関する計画	5 1
別表 4	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	6 4
別表 5	計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等	6 7
別表 6	実施すべき治山事業の数量	7 1
別表 7	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	7 6
別表 8	保安林その他制限林の施業方法	7 7

# I 計画の大綱

## 1 森林計画区の概況

### (1) 位置及び面積

本計画区は福島県西部に位置する「会津」と呼ばれる地域で、山形、新潟、群馬、栃木の各県と境を接しています。会津若松市、喜多方市、南会津郡、耶麻郡、河沼郡、大沼郡の17市町村からなっており、総土地面積は542千haで県土の39%を占めています。

県の行政区分でみると会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡が会津地域（会津農林事務所）、南会津郡が南会津地域（南会津農林事務所）となっています。

### (2) 自然的背景

#### ア 地 勢

東部には奥羽山脈が南北に走り、北部の山形県境には吾妻連峰や飯豊連峰が、西部の新潟県境には越後山脈が連なっています。南端の尾瀬は新潟・群馬両県と接し、南部の栃木県境には帝釈山、田代山、荒海山、三本槍ヶ岳などが連なっています。山地はおおむね急峻で、只見川流域の山岳では基岩露出地が多く見られ、断層や破碎帯も数多くあります。

平坦地は、中央部に阿賀川を挟んで会津盆地が開けています。

河川は阿賀野川水系で、荒海山に源を發する阿賀川が、猪苗代湖から流れ出る日橋川や尾瀬沼を源とする只見川などと合流し、新潟県を経て日本海に注いでいます。

#### イ 地質及び土壌

山地の多くが第三紀層により形成され、只見町から檜枝岐村にかけては古生層が、会津美里町から南会津町にかけては石英安山岩類が、会津盆地と阿賀川に沿っては第四紀沖積層が、燧ヶ岳、旭岳、磐梯山等の火山地帯では新期安山岩類が分布しています。

これらの岩石が風化堆積した褐色森林土が広範囲に分布し、磐梯山麓、背あぶり山北部、会津盆地西南部、南会津郡の東部に黒色土壌が、標高1,000m以上の尾根・稜線部に小面積ながらポドゾル土壌がみられます。

#### ウ 気 候

日本海側気候に属し、積雪が多く、50cm程度から多いところでは3m以上になります。

年平均気温は9～12℃、年平均降水量は会津盆地で1,253mm、南部で1,318mm、只見地域では2,446mmとなっています。

### (3) 社会経済的背景

#### ア 土地利用の現況

本計画区の森林面積は446千haで、民有林が241千ha（54%）、国有林が205千ha（46%）となっています。林野率は県内計画区の中で最も高い82%で、県平均の71%を大きく上回っています。

森林以外では、農地が28千ha（5%）、宅地が7千ha（1%）等となっています。

#### イ 人口の推移

本計画区の人口は253千人（令和3年7月1日現在）で県全体の14%を占めています。5年前と比較すると約92%となっており、減少傾向で推移しています。

## ウ 交通網

J R磐越西線、国道49号、磐越自動車道が東西に走り、国道118号、121号、会津鉄道会津線、野岩鉄道会津鬼怒川線が南北に走るほか、J R只見線、国道115号、252号、289号、294号、352号、400号、401号、459号などが県道、市町村道と併せて計画区内の交通網を形成しています。

## エ 地域産業の概要

本計画区の総生産額（平成30年度）は9,602億円で、県全体の12%を占めています。

内訳は第一次産業3%、第二次産業25%、第三次産業72%となっています。

第一次産業は稲作を中心にアスパラガス、トマト等の野菜やリンドウ、宿根カスミソウ等の花きを組み合わせた経営が行われています。また、特産品のソバや薬用人参、柿、梅の生産やイワナ等溪流魚の養殖、山菜の加工等も行われています。

第二次産業は建設業及び電気・非鉄・精密機械等の製造業が中心です。

第三次産業は歴史と自然を生かした観光産業が特徴として上げられ、都市との交流の推進や森林空間を利用したレクリエーション施設の整備等も図られています。

### (4) 森林・林業の現況

東日本大震災によって、林地、林道の崩壊、林産施設等の損壊などの被害が発生し、その被害からの復旧はほぼ完了していますが、原子力災害に伴う森林への放射性物質の影響、森林整備の停滞、特用林産物の出荷制限、風評等により、計画区内の森林・林業・木材産業はいまだに影響を受けています。

## ア 森林の概要

森林植生は標高400m以下ではコナラが主体で、標高400m～1,400m付近ではブナ、ミズナラ、アカマツ等が混交し、その中にトチノキ、ホオノキ、ハリギリ、サワグルミ、天然スギが点在し、これらの大径木も局所的に見られるほか、ブナ伐採後の二次林としてミズナラ、コナラ等が成林しています。標高1,500m～2,000m付近では、オオシラビソ、コメツガ、ヒメコマツ、シラベ等の針葉樹とダケカンバ等の広葉樹が見られます。

民有林のうち、天然林は179千haでその96%が広葉樹です。人工林は56千haですが、本計画区は積雪が多く地形も急峻なこと等から、人工林率は県平均の36%を下回る23%となっています。人工林の齢級別でみると7齢級以下が7%、10齢級以上が75%となっています。また、樹種でみるとスギ75%、カラマツ15%、アカマツ9%となっており、特産のキリや小面積ながらウルシの造林も見られます。

民有林の総蓄積は52,070千m<sup>3</sup>で、人工林が29,814千m<sup>3</sup>（平均528m<sup>3</sup>/ha）、天然林が22,257千m<sup>3</sup>（平均124m<sup>3</sup>/ha）となっており、人工林が57%を占めています。

森林の機能別では、磐梯朝日及び日光並びに尾瀬国立公園、越後三山只見国定公園等をはじめとする豊かな自然と景観を持つ地域が多く、また、日本有数の水力発電地域でもあることなどから、水源涵養機能や保健機能、文化機能の高い森林が多い計画区となっています。

## イ 林業・木材産業の概要

### (ア) 森林所有形態・林家数・林業所得

民有林の所有形態は、私有林80%、公有林12%、公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社（旧林業公社）5%、国立研究開発法人 森林総合研究所 森林整備センター（旧緑資源機構）3%となっています。

林家数は9千戸です。平成30年度の林業所得は17億円で、総生産に占める割合は県平均の0.09%をやや上回る0.18%となっています。

#### (イ) 森林組合

森林組合は6組合あり、組合員所有の森林面積は149千haで民有林面積の58%を占めており、地域林業に重要な役割を果たしています。

#### (ウ) 林道

既設林道の延長は、令和元年度末で1,484kmです。林道密度は6.17m/haとなっており、県平均の7.25m/haを1.08m/ha下回っています。

#### (エ) 林産・木材産業

令和元年の素材生産量は176千m<sup>3</sup>（県全体の19%）です。内訳は針葉樹80%、広葉樹20%で、民有林の生産が88%を占めています。

一方、計画区内の木材需要量は61千m<sup>3</sup>で国産材が100%を占め、部門別では製材用11%、パルプ・チップ用89%となっています。製材工場の年間素材入荷量は6千m<sup>3</sup>で、国産材が100%を占めています。また、チップ工場4、木材市場2となっています。このほか、特産の会津桐や広葉樹を活用した家具や木工品製造、漆器産業等が地場産業として発達しています。

#### (オ) 特用林産物

令和元年の主な生産量は、生しいたけ257.6t（県全体の9%）、乾しいたけ4.6t（同60%）、なめこ10.3t（同1%）、まいたけ6.5t（同36%）、木炭2.0t（同1%）となっています。なめこのうち原木栽培3.5tは県全体の100%を占めています。

また、桐材131m<sup>3</sup>（同100%）は全国一の生産量を誇り、その品質についても高い評価を得ています。

## 2 前計画の実行結果の概要及びその評価

### (1) 伐採立木材積

前計画では、前半5ヵ年間に主伐594千m<sup>3</sup>、間伐666千m<sup>3</sup>を計画し、実績は主伐832千m<sup>3</sup> (140%)、間伐897千m<sup>3</sup> (135%)となっています。伐採立木材積全体としては、計画1,260千m<sup>3</sup>に対し、実績1,729千m<sup>3</sup> (137%)と計画以上の実績となりました。

### (2) 間伐面積

前計画では、前半5ヵ年間に10,448haを計画し、実績は7,245ha (69%)となりました。

### (3) 人工造林及び天然更新別の造林面積

前計画では、前半5ヵ年間に人工造林835ha、天然更新4,501haを計画し、実績は人工造林248ha (30%)、天然更新688ha (15%)となっています。造林面積全体としては、計画5,336haに対し、実績936ha (18%)と低い実行量となりました。特に人工造林は材価の低迷等で森林所有者の造林意欲が低下し、実行歩合が低い値となっています。今後とも森林所有者の意識を高めるとともに、低コスト造林の推進等により、森林資源の持続的な育成を図ることとします。

### (4) 基幹路網の開設又は拡張

前計画では、前半5ヵ年間に基幹路網の開設を63.9km、拡張を11箇所計画し、実績は開設11.5km (18%)、拡張5箇所 (45%)でした。優先して実施する必要のある路線を中心に進めたため計画に対して実績は減少していますが、引き続き早期の完成を目指すこととします。

### (5) 保安林の整備

前計画では、前半5ヵ年間に、指定については、水源涵養を目的とする保安林を1,501ha、災害防備を目的とする保安林を1,231ha計画し、実績はそれぞれ0ha (0%)、254ha (21%)となっています。また、解除については、水源涵養を目的とする保安林を4ha、災害防備を目的とする保安林を6ha計画しましたが、それぞれ0ha (0%)、2.23ha (37%)の実行となっています。

指定については、森林所有者の同意取得の調整に時間を要したことから低位な実行量となりました。解除については、申請量そのものの減少により、実行量も少なくなりました。

### (6) 治山事業

前計画では、前半5ヵ年間に184箇所を計画しましたが、東日本大震災や令和元年東日本台風等の影響により、災害復旧工事を集中的に実施したため、一般事業において46箇所(25%)の事業実施となっています。

### (7) 要整備森林の整備

前計画において、要整備森林の整備計画はありませんでした。



### 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、木材等の林産物の供給、水源の涵養、山地災害の防止等の機能の発揮を通じて、県民生活と深く結びついてきました。近年、これらに加え、保健・文化・教育的な利用の場の提供、良好な生活環境の保全等の機能の発揮、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等への寄与等、森林の持つ多面的機能への期待が高まっており、県民の森林に対する要請は一層高度化、多様化しています。

このような県民の期待の高まりに応え、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保するためには、生態系としての森林という認識のもと、持続可能な森林経営の一層の推進に努めることが重要な課題となっています。

こうした中、平成23年3月11日に東日本大震災及びそれに伴い発生した原子力災害に加え、同年7月の新潟・福島豪雨などにより、本県は甚大な被害を受け、県民はあらゆる面で困難に直面しています。そのため県は、同年8月1日に福島県復興ビジョンを策定し、放射性物質に汚染された環境の回復や生活基盤・産業インフラの早期復旧、産業の再生、災害に強い地域づくり、再生可能エネルギーによる新たな社会づくりなど、復興に向けての基本理念と主要施策を取りまとめるとともに、このビジョンに基づく福島県復興計画を策定し、県民一丸となった復興に取り組んでいるところです。

また、本県を取り巻く社会経済情勢の急激な変化を踏まえ、平成24年12月に福島県総合計画（ふくしま新生プラン）を策定し、平成25年3月にはその部門別計画である福島県農林水産業振興計画（ふくしま農林水産業新生プラン）を策定して農林水産業の復興再生に取り組んでいるところであり、令和3年度は両計画の見直しが行われました。

こうした状況を受け、会津地域森林計画を策定するに当たっては、全国森林計画に即しつつ、福島県復興計画や福島県農林水産業振興計画などの関係する計画等を踏まえて、次の4つの事項を基本的な考え方として策定しました。

なお、計画の実施に当たっては、これら関係する計画等と調整を図り進めるものとします。

また、市町村森林整備計画の策定に当たっては、本計画を指針として、森林・林業等に関する諸施策の実施状況等を考慮し、国有林とも緊密な連絡調整を図りつつ、適切な森林施業の実施が確保されるよう配慮するものとします。

#### (1) 東日本大震災及び原子力災害からの復興

森林・林業・木材産業の生産基盤や地域の生活基盤の整備を促進するとともに、放射性物質の影響を受けた森林環境の回復や風評の払拭を推進するものとします。

また、森林は多面的な機能を有していることから、放射性物質対策とあわせた適正な整備を推進するとともに、県産材の安定供給体制の構築、CLT（クロス・ラミネイティド・ティンバー：直交集成板）等の木材の新たな製品・技術の開発や、再生可能エネルギーとしての木質バイオマスの利活用など、木材需給の創出を推進するものとします。

#### (2) 森林資源の質的な充実

県内の人工林は、利用可能な高齢林分が増加している一方で、若齢林分が少なく、偏った年齢構成となっているため、主伐・更新による資源構成の適正化を図るものとします。

また、若齢林の間伐に加え、高齢級の人工林についてもコストを抑えた択伐や間伐を進め、花粉発生源対策や自然条件等に応じた育成複層林への誘導や長伐期化を計画的に実施するとともに、天然生林の適確な保全・管理など、森林を健全な状態に育成し、循環させるものとします。

### **(3) 森林の有する多面的機能の持続的な発揮**

豊かな森林の恵みを次世代に引き継ぐため、長期的な視点に立って、森林の状態を適確に把握するとともに、森林資源の現況に応じた適正な森林施業の実施や森林保全の確保を推進し、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるものとします。

また、地球温暖化防止に向けた森林整備や頻発する局地的な集中豪雨等による大規模災害に対応するための効果的な治山対策、森林とのふれあいの場を提供するための森林整備、良好な水資源の維持・確保に向けた森林整備を推進し、安全で安心のできる県土の形成を進めるものとします。

なお、森林の整備や林道・作業道等の路網の整備は、自然環境の保全など公益的機能の維持に十分配慮するものとします。

### **(4) 持続可能な林業経営の確立**

林業の持続的かつ健全な発展を図るため、多様な森林整備を展開するに当たっては、新たな造林技術や伐採・搬出技術等も取り入れながら、森林施業の集約化、林業従事者の養成・確保、路網と高性能林業機械との組合せによる低コスト作業システムの導入、木材流通・加工体制の地域一体となった整備推進により、効率的かつ安定的な林業経営の確立を目指すものとします。

## Ⅱ 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

本計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林です。  
 森林計画図の縦覧場所は、福島県農林水産部森林計画課（計画区全域）、当該区域を管轄する県の農林事務所及び市町村（いずれも管轄区域のみ）となっています。  
 なお、本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項に基づく開発行為の許可<sup>\*1</sup>、同第10条の7の2第1項に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出、同第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出<sup>\*2</sup>の対象となります。  
 ※1、※2 保安林及び保安施設地区内の森林を除く。

<市町村別面積>

単位 面積：ha

区 分		面 積	区 分		面 積	区 分		面 積
会 津 農 林 事 務 所	会津若松市	15,208	会 津 農 林 事 務 所	猪苗代町	15,670	南 会 津 農 林 事 務 所	下郷町	21,451
	会津若松	(14,320)		会津坂下町	2,481		檜枝岐村	1,835
	北会津	(-)		湯川村	-		只見町	21,125
	河東	(887)		柳津町	11,684		南会津町	56,930
	喜多方市	24,240		三島町	6,474		田島	(30,420)
	喜多方	(5,075)		金山町	10,166		舘岩	(11,999)
	熱塩加納	(9,357)		昭和村	4,896		伊南	(5,047)
	塩川	(752)		会津美里町	18,962		南郷	(9,464)
	山都	(6,348)		会津高田	(15,228)		事務所計	101,341
	高郷	(2,708)		会津本郷	(2,373)		総数	241,206
	北塩原村	6,339		新鶴	(1,361)			
	西会津町	20,299		事務所計	139,865			
	磐梯町	3,446						

(注)四捨五入の関係で内訳と計は必ずしも一致しない。

## 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### (1) 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全の目標となる、森林の有する機能ごとの望ましい森林資源の姿は、表1のとおりです。また、森林整備と併せて放射性物質の拡散抑制対策を進めるものとします。

本計画では、この事項及び以下の各事項で、この望ましい姿に誘導するための考え方や重点的に取り組むべき事項、計画量等を明らかにしています。

#### (2) 森林整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、資源状況の適確な把握に努めるものとします。

この際、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化に加え、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性も考慮します。

また、多様な森林資源の整備及び保全を図るため、森林の有する各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林保護の推進等に努めるものとします。

なお、放射性物質対策については、放射性物質の影響に応じて、森林整備とその実施に必要な放射性物質の拡散抑制防止を実施し、森林環境の回復を図るものとします。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針は、表2のとおりです。

#### (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

(2)の森林整備及び保全の基本方針を勘案し、第6の1の「間伐立木材積その他の伐採立木材積」、第6の2の「間伐面積」、第6の3の「人工造林及び天然更新別の造林面積」、第6の4の「林道の開設及び拡張に関する計画」並びに全国森林計画に示された森林の整備及び保全の目標との整合を図りつつ、森林の有する諸機能の発揮に対する要請、森林の構成等を考慮した計画期末における森林の状態は、表3のとおりです。

なお、期待する機能の発揮に向けた誘導の考え方については、表4のとおりです。

## 2 その他必要な事項

### (1) 森林の放射性物質対策

森林整備を進めるに当たっては、放射性物質の影響に応じて、適正に森林整備とその実施に必要な放射性物質の拡散抑制対策を実施するものとします。

なお、森林における放射性物質による影響は長期に及ぶと考えられることから、森林における放射性物質モニタリングや放射性物質対策の知見集積に努めます。

### (2) 森林生態系の保全

会津地域の国有林における森林生態系保護地域及び緑の回廊に隣接する地域については、保安林の適切な管理により森林生態系の保全に資するものとします。

### (3) 木質バイオマスの利活用の推進

森林資源の有効活用を図る観点から、製材時の端材や林地における未利用間伐材等について、再生可能エネルギーとして利活用を推進するものとします。

表 1 森林の有する機能と望ましい森林資源の姿

森林の機能	望ましい森林資源の姿
水源涵養機能 <small>かん</small>	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

表2 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

機能	機能の維持増進を図る森林	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能 <sup>かん</sup>	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。</li> <li>2 自然条件や県民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。</li> <li>3 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。</li> <li>4 放射性物質の拡散抑制に関する対策や知見の集積に努めるとともに、土砂流出抑制対策及び森林の保育・間伐等を推進する。</li> </ol>
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。</li> <li>2 自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</li> <li>3 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。</li> <li>4 放射性物質の拡散抑制に関する対策や知見の集積に努めるとともに、土砂流出抑制対策及び森林の保育・間伐等を推進する。</li> </ol>
快適環境形成機能	国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。</li> <li>2 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、重要な役割を果たしている保安林の保全を推進する。</li> </ol>

機能	機能の維持増進を図る森林	森林整備及び保全の基本方針
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。</li> <li>2 保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</li> <li>3 利用者等への影響を踏まえ、放射性物質の拡散抑制に関する対策や知見の集積に努めるとともに、必要に応じ森林の保育・間伐等の対策を推進する。</li> </ol>
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</li> <li>2 風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</li> <li>3 歴史や文化的由来のある森林や樹木の保全に努める。</li> </ol>
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。また、野生生物の生息・生育環境にも配慮した適切な保全を推進する。</p>
木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林	<p>木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた安全で効率的な作業のため、路網の整備や高性能林業機械の導入などを推進する。なお、更新に当たっては花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽等に努めるものとする。</p> <p>また、放射性物質に関する林産物の安全性の確認に努めるほか、放射性物質の拡散抑制に関する対策や知見の集積を図りながら、必要に応じて土砂流出抑制対策を推進する。</p>

(注1)森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要があります。

(注2)これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であることに留意する必要があります。

表3 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

単位 面積：ha、蓄積：m<sup>3</sup>/ha

区 分		現 況	計画期末
面 積	育成単層林	56,259	54,282
	育成複層林	6,734	10,405
	天然生林	174,042	171,802
森林蓄積		204	255

(注1)表中には、未立木地・竹林・更新困難地等は計上していません。

(注2)育成単層林、育成複層林及び天然生林の区分は、次のとおりです。

育成単層林	森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為 <sup>*1</sup> により成立させ維持される森林。
育成複層林	森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層 <sup>*2</sup> を構成する森林として人為的に成立させ維持される森林。
天然生林	主として天然力 <sup>*3</sup> を活用することにより成立させ維持される森林。

※1「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等)、芽かき、下刈り、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

※2「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。

※3「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。



表4 森林の区分に応じた誘導の考え方

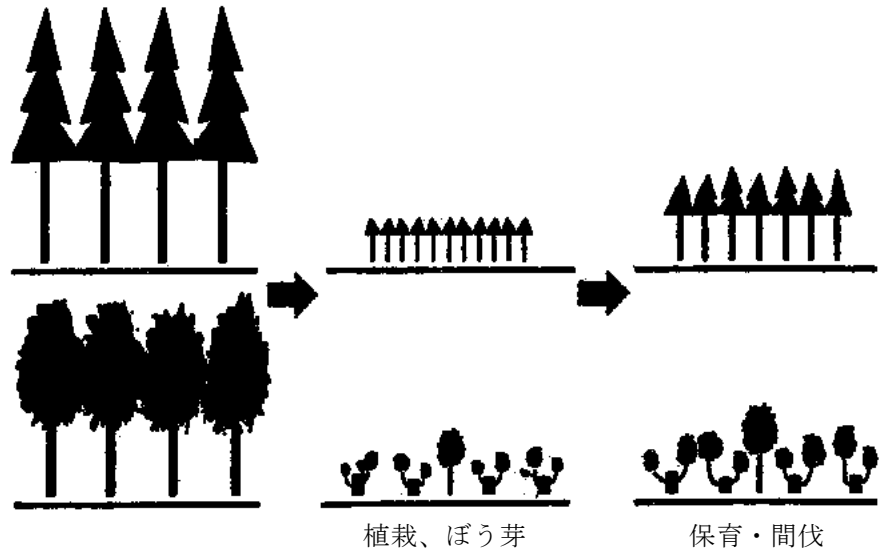
森林の区分		森林の区分に応じた誘導の考え方
育成林	育成単層林	<p>1 現況が育成単層林となっている森林のうち、生長量が比較的高く傾斜が緩やかな場所に位置するものについては、木材等生産機能の発揮を期待する育成単層林として確実に維持し、資源の充実を図る。</p> <p>この場合、長伐期や短伐期など多様な伐期により確実な更新を図ることとし、水源涵養機能又は山地災害防止機能／土壤保全機能の発揮を同時に期待する森林では、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積の縮小・分散や伐期の長期化を図る。</p> <p>2 急傾斜の森林又は生長量の低い森林については、育成複層林に誘導する。この場合、水源涵養等の公益的機能と木材等生産機能の発揮を同時に期待する森林では、間伐や択伐の実施により高齢級に移行させつつ確実な更新を図る。</p> <p>公益的機能の発揮のため継続的な育成管理が必要なその他の森林は、立地条件に応じて広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導する。公益的機能の高度な発揮が特には求められない森林は、間伐又は帯状・群状の択伐により効果的に育成複層林に誘導する。</p> <p>3 上記の考え方によらず、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮を期待する森林では、景観の創出等の観点から、間伐等の繰返しにより長期にわたって育成単層林を維持するか、又は立地条件に応じ広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導する。</p> <p>また、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、天然力を活用した更新を促し、針広混交の育成複層林又は天然生林に誘導する。</p>
	育成複層林	<p>1 現況が育成複層林となっている森林については、公益的機能の発揮のため引き続き育成複層林として維持することを基本とする。</p> <p>2 希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、必要に応じて、天然力の活用により、天然生林への誘導を図る。</p>
天然生林		<p>1 現況が天然生林となっている森林のうち、下層植生等の状況から公益的機能発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林や、針葉樹単層林に介在し、継続的な資源利用が見込まれる広葉樹等の森林については、更新補助作業等により育成複層林に誘導する。</p> <p>2 その他の森林は、天然生林として維持する。特に、原始的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林等については、自然の推移に委ねることを基本として、必要に応じて植生の復元を図る。</p>

(参考)

育成林…植栽の有無に係わらず、育成のために人為を積極的に加えていく森林

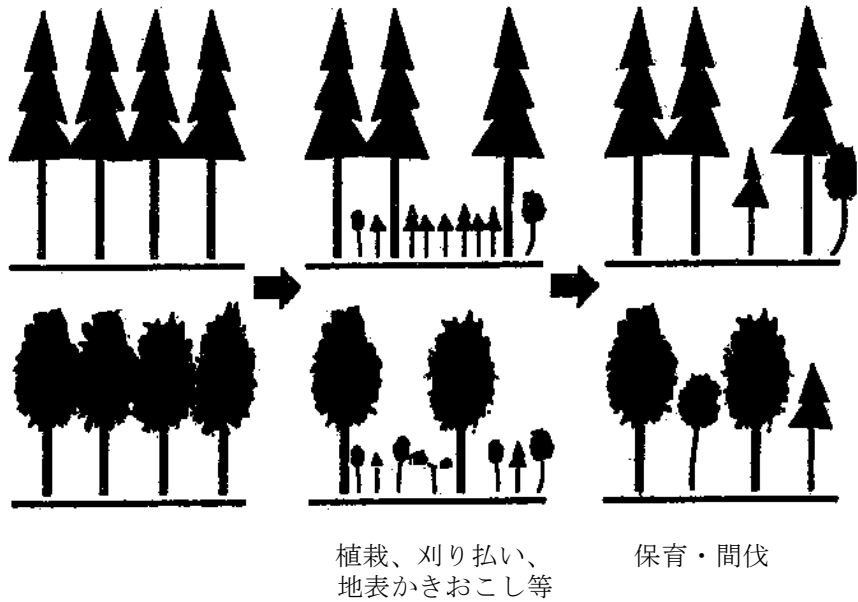
育成単層林

林木の一定のまとまりを一度に全部伐採

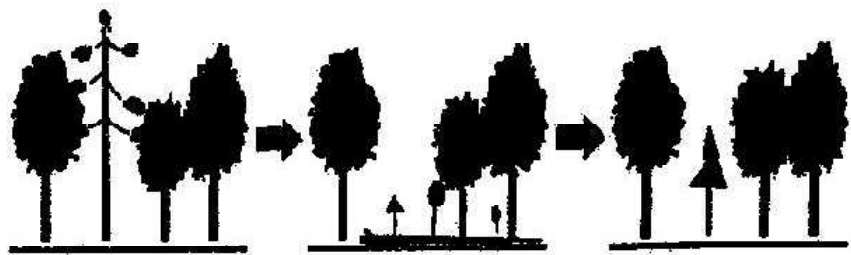


育成複層林

択伐等により部分的に伐採



天然生林…主として天然力の活用により、保全管理する森林



### 第3 森林の整備に関する事項

民有林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育の施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ、施業の集約化や機械化等により、効率的かつ効果的に行うこととします。

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

森林の立木竹の伐採（主伐）の標準的な方法及び標準伐期齢については、第2の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の1の「間伐立木材積その他の伐採立木材積」を踏まえ、次の事項を指針として市町村森林整備計画の各事項を定めるものとします。

##### （1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

森林の有する多面的な機能の維持増進に配慮しつつ、森林資源の持続的利用と森林の質的充実を図ることを旨とし、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特長、木材需要動向、森林の構成等を勘案して、以下に基づき皆伐、択伐の別に定めるものとします。

また、立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ伐採・搬出後の林地の更新を妨げないよう「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整第1157号林野庁長官通知）を考慮し伐採の方法等を決定することとします。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において、立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定められるものです。

#### ア 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐は更新を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとします。

(\*更新とは、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が再び立木地になること。

伐採方法	内容及び標準的な方法
皆伐	皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。 皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくとも概ね20haごとに保残帯を設け、的確な更新を図るものとする。
択伐	択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持するものとする。

## イ 伐採における留意事項

立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下の事項に留意するものとします。

項目	留意すべき事項
1 箇所当たりの伐採面積	<p>a 保安林等法令により立木の伐採について制限がある森林（別表 8 参照）については、その制限の範囲内とし、制限の目的を妨げない伐採・搬出方法によるものとする。</p> <p>b 制限林以外の森林については、林地の保全及び公益的機能の確保を考慮して、1 箇所当たりの伐採面積を20ha以下とし、努めて小規模に抑えけるとともに、伐採箇所についても分散を図るものとする。</p>
林地の保全	<p>林地の崩壊の危険のある箇所、溪流沿い、尾根筋等については、森林所有者等と話し合い、伐採の適否や択伐、分散伐採等の伐採方法を決定する。</p>
生物多様性の保全	<p>森林の生物多様性保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な樹木等については、保残等に努めるものとする。</p>
伐採跡地の連続性の回避	<p>森林の有する多面的機能の発揮を確保する観点から、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分に考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採したり、帯状又は群状に伐採することにより複層林を造成したりするなど、伐採を空間的、時間的に分散させるものとする。また、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとする。</p>
伐採後の適確な更新の確保	<p>a 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うものとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理するものとする。</p> <p>b 特に天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮するものとする。</p>
保護樹帯の設置	<p>林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置するものとする。</p>

## (2) 立木の標準伐期齢に関する指針

標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として、市町村森林整備計画において定められるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではありません。

標準伐期齢は、次表に基づき平均成長量が最大となる林齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して主要な樹種毎に定めます。

その際、施業体系等により平均伐採齢が著しく異なる地域があるときは、当該地域を別に区分します。

なお、特定苗木などの成長に優れた苗木については、知見や実証の成果等を収集し、その特性に対応した標準伐期齢の検討を進めるものとします。

<樹種別の立木の標準伐期齢>

単位 林齢：年

スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
45	50	45	45	55	15	65	20

(注)広葉樹（その他）は、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるもの

## (3) その他必要な事項

### ア 林地残材の利用促進等

未利用間伐材をはじめ、伐木造材時に発生する端材や梢端部、枝条等は、地球温暖化防止や循環型社会の形成を図る観点からも林地からの搬出に努め、建築・土木資材や再生可能エネルギーへの利活用を推進します。

なお、搬出しない場合は、流木被害の一因とならないよう適切な処理を行うものとします。

### イ その他

伐採作業を行うにあたり、空間線量率等を測定し、放射性物質濃度の高い樹皮等が流通しないよう努めるものとします。

## 2 造林に関する事項

造林樹種、造林の標準的な方法及び伐採跡地を更新する期間並びに植栽によらなければ適確な更新が困難な森林については、第2の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の3の「人工造林及び天然更新別の造林面積」を踏まえ、次の事項を指針として市町村森林整備計画の各事項を定めるものとします。

なお、造林に当たっては、多様な森林資源の整備に配慮しつつ、森林資源の持続的利用と森林の質的充実を確保するため、確実な更新が図られるよう努めることとし、特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分に確認することなどにより適切な更新方法を選択することとします。また、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図るものとします。なお、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、広葉樹の導入等に努めることとします。

また、きのこ原木林再生のため、放射性物質対策に関する技術の開発状況や知見の集積等も踏まえ、ぼう芽更新による広葉樹林の再生を推進するものとします。

## (1) 人工造林に関する指針

人工造林は、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林のほか、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととします。

### ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種は、次表に基づき、また、以下に示す事項にも留意の上、適地適木を旨として、自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して定めるものとします。

苗木の選定に当たっては、特定苗木などの成長に優れた苗木や少花粉スギ等の増加に努めるものとします。

なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において、人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定められるものです。

#### (ア) 幅広い樹種の選択

地域における過去の施業状況から見て、一定の活着率や活着後の生育が確保される樹種とするとともに、多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種も含む幅広い樹種が選定されるよう配慮するものとします。

#### (イ) 標準的な樹種以外の取り扱い

風致の維持や特定の動物の採餌などのため、標準的な樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択するよう、市町村森林整備計画に記載するとともに、あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用すべきことを明らかにした上で樹種を定めるものとします。

#### <人工造林の対象樹種>

樹 種 名		備 考
針葉樹	スギ、アカマツ、カラマツ等	
広葉樹	キリ、イヌエンジュ、クヌギ、ナラ類、クリ等	

### イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

人工造林の標準的な方法は、以下に示す事項に基づき、森林の適確な更新を図ることを旨として、自然条件、既往の造林方法を勘案して定めるとともに、伐採からコンテナ苗を活用した造林まで連続した作業システムや低密度植栽の導入に努めるものとします。

なお、人工造林の標準的な方法は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定められるものです。

## (ア) 人工造林の植栽本数

人工造林の植栽本数は、次表に基づき、また、以下に示す事項にも留意の上、多様な施業体系や生産目標に対応した幅広い植栽本数が適用されるよう配慮して定めるものとします。

### a 樹下植栽本数

複層林化を図る場合の樹下植栽については、地域において定着している複層林施業体系がある場合はそれを踏まえ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽すべき旨を市町村森林整備計画に記載するものとします。

### b 標準的な植栽本数によらない場合の取り扱い

森林空間の利用や特定の動物の生息環境の維持、又は新たな施業技術の開発等により、標準的な植栽本数によらないで植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を判断するものとします。

また、あらかじめそのような植栽本数を適用すべき森林の区域が特定できる場合には、市町村森林整備計画に記載するとともに、当該区域に限って適用すべき旨を明らかにした上で植栽本数を定めるものとします。

#### <標準的な植栽本数>

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備 考
スギ	中仕立て	2,500	本表は、中仕立ての標準的な植栽本数です。 樹種・植栽本数の決定に際しては、造林地の自然的条件、過去の施業体系、施業技術の動向等を勘案の上、定めるものとします。 なお、初期成長が期待できる樹種及び植栽方法で、地形や地質など自然的条件が良好であり成林が見込まれる場合は、低コスト造林として、標記の植栽本数より少ない植栽本数での実施も可能とします。
アカマツ	中仕立て	5,000	
カラマツ	中仕立て	2,500	
キリ	中仕立て	500	
その他広葉樹	中仕立て	6,000	

## (イ) 人工造林の標準的な方法に関する指針

表5のとおり。

## ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林資源の積極的な造成を図るとともに、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林を含む人工造林地で、皆伐による伐採については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとします。

また、択伐による伐採については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間内に更新するものとします。

なお、伐採跡地の人工造林をすべき期間は、市町村森林整備計画において、人工造林を行う際の規範として定められるものです。

## (2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととします。

## ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、次表に基づき、適地適木を旨として、自然条件、周辺環境等を勘案して定めることとし、ぼう芽更新が可能なものについては、区分して定めるものとします。

なお、天然更新の対象樹種は、市町村森林整備計画において、天然更新を行う際の規範として定められるものです。

### <天然更新の対象樹種>

樹 種 名		備 考
針葉樹	アカマツ、モミ等	その他、将来その林分において高木となり得る樹種
広葉樹	クヌギ、ナラ類、ブナ等	
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、ミズナラ、コナラ等	

## イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新の標準的な方法は、以下に示す事項に基づき、森林の確実な更新を図ることを旨として定めるものとします。

なお、天然更新の標準的な方法は、市町村森林整備計画において、天然更新を行う際の規範として定められるものです。

### (ア) 天然更新補助作業に関する指針

天然下種更新による場合はそれぞれの森林の状況に応じて、また、ぼう芽更新による場合にはぼう芽の発生状況等を考慮して、表5に示す天然更新補助作業を行うこととします。



### (イ) 適確な天然更新の確保

天然更新による場合は、ウに定める天然更新をすべき期間内に天然更新の対象樹種が、立木度3（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）以上成立している状態をもって、更新完了を判断するものとします。

また、天然更新が困難であると判断される場合には、植込みなどの天然更新補助作業を行うか、更新の方法を人工造林に変更するなどして、確実な更新を図るものとします。

なお、天然更新の完了確認の詳細については、「福島県における天然更新完了基準書」（平成24年8月16日付け24森第905号）によるものとします。

○立木度は、幼齢林（概ね15年生未満の林分）においては、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数とを対比して十分率をもって表す。

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分の本数}}{\text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}}$$

5年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数は、1ha当たり10,000本を目安とする。

### ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとします。

なお、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、市町村森林整備計画において、天然更新を行う際の規範として定められるものです。

### (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木が存在しない森林や種子を供給する母樹が存在しない森林等であって、気候、地形、土地条件、周囲の森林の状況、病害虫及び鳥獣害の発生状況、当該森林及び近隣の主伐実施箇所における天然更新の状況等を勘案して、天然更新が期待できず、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、市町村森林整備計画において定めるものとします。

### (4) その他必要な事項

#### ア 優良種苗の安定供給

東日本大震災で被災した海岸林復旧のためのマツノザイセンチュウ抵抗性マツ苗や、今後増大する主伐後の再造林に対し、特定母樹等から生産した優良種苗の供給を推進します。

#### イ スギ花粉の抑制対策

都市部を中心に社会的問題となっている花粉症に対処するため、花粉の少ない種苗等の使用を推進するとともに、針広混交林への誘導に努めることとします。

#### ウ 低コスト造林の推進

伐採後の確実な更新を確保するため、コンテナ苗の生産・利用等、低コスト造林を推進します。

## エ 森林の再生

放射性物質の拡散防止のため、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図るものとします。

また、きのこ原生林再生のため、放射性物質の汚染状況に応じた対策や知見の集積等も踏まえ、ぼう芽更新による広葉樹林の計画的な再生を推進します。

## オ 再造林の確保

適正な森林の管理を進めるため、伐採後における再造林に関する届出制度の普及に努めます。

表5 人工造林及び天然更新の標準的な方法の指針

項 目		標準的な方法の指針	
人工造林	地拵えの方法	<p>a 植付け予定地の雑草木、ササ類など、植付けに障害となる地被植物を地際より伐倒・刈払いにより全面にわたり取り除き、刈払ったものは伐採木の梢端部や枝条とともに山腹の適切な所に集積し、棚積み等を実施する。</p> <p>b 植付け予定地の地被植物や枝条量が少ない場合は、刈払った雑草木や伐採木の梢端部や枝条を林地全面に散布し、林地の保全に配慮する。</p> <p>c 傾斜角30°以上の傾斜地又は積雪不安定地においては、伐倒した立木や枝条等を横筋棚積みにし、その棚を支えるため、ある程度の高さで伐った広葉樹等を2mおき位に立てる。</p>	
	植付けの方法	<p>a 植付け地点を中心に、周囲60～70cm程度の落葉、雑草、その他の地被物を取り除き、30～40cm四方、深さ25～30cm程度の植え穴を掘って植付ける普通穴植え法により行う。</p> <p>b 凍結や乾燥の恐れがある所では、深植えを行い、病害による被害を受けやすい地域は抵抗性品種を積極的に導入する。</p> <p>c 多雪地帯の急斜面に植付ける場合は、直角植え又は斜め植えあるいは巢植えなどの植付け地に適した方法によるものとする。</p>	
	植栽時期	<p>a 春植えを行う場合は、無風、曇天、降雨直前等の適期に行うものとし、スギは春の乾燥期を避け梅雨入りの前までに、アカマツ、カラマツは春の樹木の芽吹き前までに、広葉樹は秋から翌年の春の早い時期までに行う。</p> <p>b 秋植えを行う場合は、根の成長鈍化後に行う。</p>	
天然更新補助作業	天然下種更新	地表処理の方法	ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こしや枝条整理等の作業を行い、種子の定着と発生稚樹の保護を図る。
		刈出しの方法	ササ等の下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について、稚樹の周囲の刈出しを行い、天然稚樹の生育の保護を図る。
	天然下種更新及びぼう芽更新	植込みの方法	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所について、経営目標に適した樹種を選定し、植込みを行う。
	ぼう芽更新	芽かきの方法	ぼう芽更新を行った林分において、ぼう芽に優劣の差が生じた時期に優勢なものを1株に1～3本残し、それ以外はかき取るものとする。芽かきを1回行う場合は伐採3年目ごろ、2回行う場合は伐採後1～2年目ごろと5～6年目ごろに行うものとする。

### 3 間伐及び保育に関する事項

間伐及び保育の標準的な方法については、第2の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の1の「間伐立木材積その他の伐採立木材積」並びに2の「間伐面積」を踏まえ、次の事項を指針として市町村森林整備計画の各事項を定めるものとします。

間伐及び保育に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進や地球温暖化の防止に配慮し、必要な施業を適時・適切に行うとともに、高齢級林分においても間伐を推進するなど、健全な森林の育成が図られるよう努めるものとします。

また、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要がある森林については、施業方法及び時期について具体的に定め、積極的に推進するものとします。

なお、間伐等については、林床植生の生長促進を通じて放射性物質の拡散抑制効果もあることから、技術開発や知見の集積を図り、地域の実情に応じた適正な施業に努めるものとします。

#### (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

立木の生育促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、次表に基づき、地域における既往の間伐の方法を勘案して定めるものとします。

また、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲内で行うものとします。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において、間伐を行う際の規範を定めるものとします。

## ア 間伐の標準的な方法

樹種	施業体系 (植栽本数)	間伐時期(林齢)					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
スギ	2,500本/ha	13	17	23	30	40	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選木は、林分構成の適正化を図るよう、形質不良木に偏ることなく行うこと。</li> <li>・間伐率は、地域の実情及び林分収穫予想表を考慮して決定すること。なお、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し間伐を行うこと。</li> <li>・間伐の時期は、左記の林齢を標準とし、地況、林況等を考慮し決定すること。</li> <li>・列状間伐は、林地の保全及び林分の健全な育成を確保できる場合であって、風雪害等気象害の恐れのない林分において実施すること。</li> <li>・長伐期施業で高齢林分の間伐を実施する場合は、立木の成長力に留意するとともに生産目標や林分密度、気象災害等を検討の上、間伐間隔は概ね10年を目安に行うこと。</li> <li>・施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めること。</li> </ul>
アカマツ	5,000本/ha	17	21	26	32	39	
カラマツ	2,500本/ha	12	16	22	27	35	

## イ 間伐率の決定

林床植生の生長を促すため、一定の相対照度が確保できるよう間伐率を決定するとともに、樹冠がうっ閉することから、繰り返しの間伐を行うものとします。

## ウ 表土の流出抑制、土壌の保全

林床植生が失われて土壌流出のおそれが高い箇所や、列状間伐で伐採幅が広がる場合には、土砂流出を抑制する観点から、必要に応じ表土流出防止や土壌保全措置を行うものとします。

## (2) 保育の標準的な方法に関する指針

立木の生育促進及び林分の健全化を図るため、次表に基づき、地域における既往の保育の方法を勘案して定めるものとします。

なお、保育の標準的な方法は、市町村森林整備計画において、森林の保育を行う際の規範として定めるものとします。

ア 保育の標準的な実施林齢及び回数

樹種	保育の種類	実施林齢・回数																			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
スギ	下刈り 雪起こし つる切り 除伐 枝打ち	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
アカマツ	下刈り つる切り 除伐	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○						
カラマツ	下刈り つる切り 除伐	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○								

(注1)◎印は必要に応じ年2回実施するもの

(注2)本表は、地位(中)における20年生までの一般的な保育基準表であり、当該林地の地位、地利条件、林家の経営条件等により実施林齢、回数は異なりますので、地域の実情に応じて適用することが必要になります。

イ 保育の標準的な方法

保育作業	保育の基本的な考え方
下刈り	雑草木が造林木の生長に支障を及ぼしている林分を対象に、局所的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて、作業の省力化・効率化に留意しつつ、適切な時期及び作業方法により行うものとする。 また、下刈りの終期は、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断するものとする。
つる切り	下刈りの終了後、林分が閉鎖するまでの間で、つる類の繁茂状況に応じて行うものとする。
除伐	下刈りの終了後、間伐を行うまでの間に行い、目的外の樹種であってもその生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成するものとする。
枝打ち	経営の目的、樹種の特性、地位及び地利等を考慮して行うものとする。

### (3) その他必要な事項

#### ア 林地残材の利用促進等

未利用間伐材をはじめ、間伐や保育時に発生する端材や梢端部、枝条等は、地球温暖化防止や循環型社会の形成を図る観点からも林地からの搬出に努め、建築・土木資材や再生可能エネルギーへ利活用を推進します。

なお、搬出しない場合は、流木被害の一因とならないよう適切な処理を行うものとします。

#### イ その他

伐採作業を行うにあたり、空間線量率等を測定し、放射性物質濃度の高い樹皮等が流通しないよう努めるものとします。

#### 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林等の整備については、第2の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次の事項を指針として市町村森林整備計画の各事項を定めるものとします。

##### (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

###### ア 区域の設定の基準

森林の有する公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「公益的機能別施業森林」という。）の区域は、「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」（以下「水源涵養機能維持増進森林」という。）、「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」（以下、それぞれ「山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林」、「快適環境形成機能維持増進森林」、「保健文化機能維持増進森林」という。）に区分されます。

区域の設定に当たっては、第2の1(1)の「森林の整備及び保全の目標」を踏まえ、保安林など法令に基づき森林施業に制限のある森林の所在、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、森林簿による森林の機能の評価区分等を参考にしながら、表6に基づき設定するものとします。

なお、この際、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとします。

また、自然的、社会的、経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めるものとします。

###### イ 施業の方法に関する指針

施業の方法に関する指針については、第2の1(2)の「森林の整備及び保全の基本方針」や機能発揮に向けた育成単層林・育成複層林・天然生林ごとの誘導の考え方を踏まえつつ、市町村森林整備計画において、表6及び表7に基づき公益的機能別施業森林ごとに定めるものとします。

##### (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

###### ア 区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「木材生産機能維持増進森林」という。）の区域の設定に当たっては、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、森林簿による森林の機能の評価区分等を参考に、森林の一体性も踏まえつつ、表6に基づき設定するものとします。

また、木材生産機能維持増進森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域についても表6に基づき設定するものとします。

この際、区域内において(1)の公益的機能別施業森林の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないよう定めるものとします。

###### イ 施業の方法に関する指針

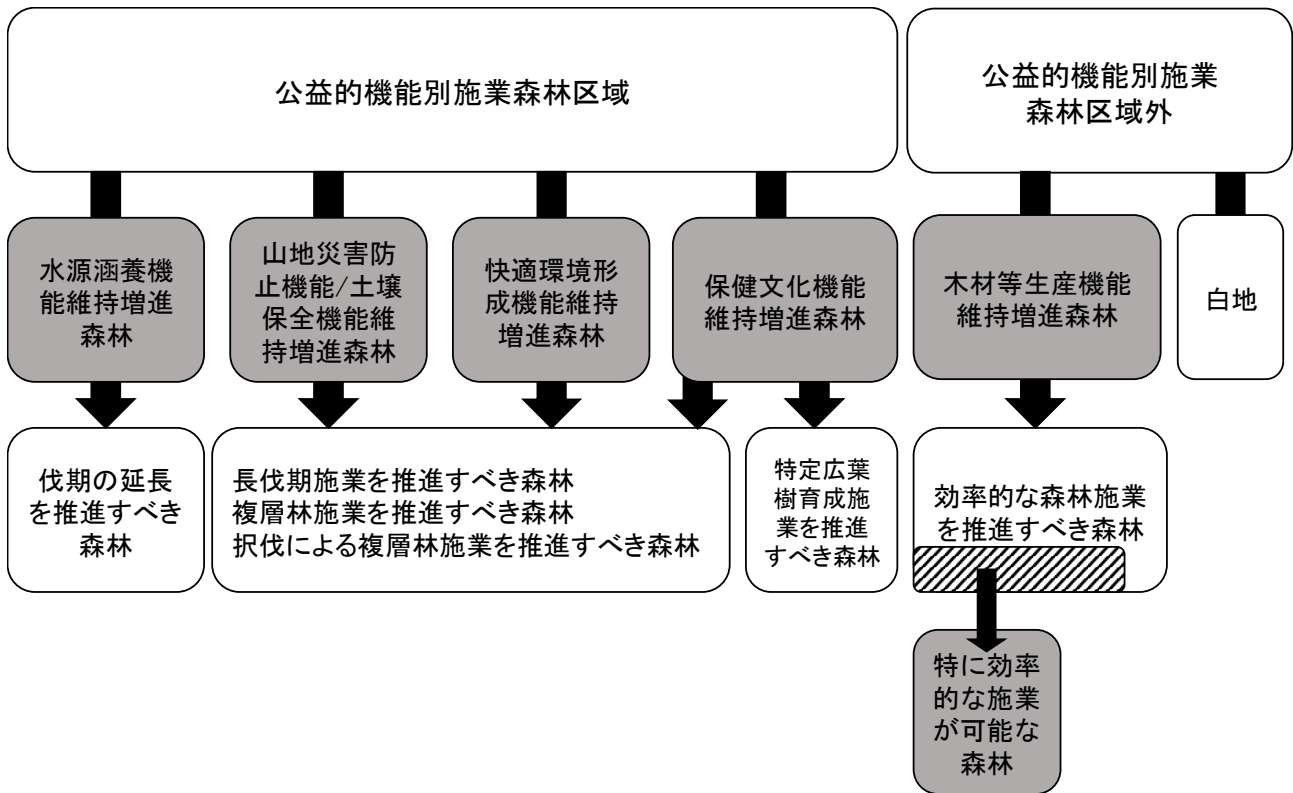
施業の方法に関する指針については、表6のとおりとします。

なお、生産目標に応じた伐採の方法等を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施や森林施業の集約化等による効率的な森林整備を推進するものとします。



(3) その他必要な事項

特になし



(参考) 公益的機能別施業森林等の区分

表6 公益的機能別施業森林等における区域の基準と施業の方法に関する指針

区分	区域の基準	施業の方法に関する指針
水源涵養機能維持増進森林	①水源かん養保安林、干害防備保安林 ②ダムの集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林 ③地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等周辺の森林 ④水源涵養機能の評価が高い森林、等	1 伐期の延長を推進する。 2 伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進する。(表7参照) 3 放射性物質の拡散抑制に関する対策や知見の集積に努めるとともに、土砂流出抑制対策及び森林の保育・間伐等を推進する。
土地適正環境形成の防止及び土壌保全機能 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林 快適環境形成機能又は保健文化機能	①土砂流出及び土砂崩壊防備保安林、なだれ及び落石防止保安林 ②砂防指定地周辺の森林 ③山地災害危険地区や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れがある森林 ④山地災害防止機能の評価区分が高い森林、等	1 複層林施業推進 ①複層林施業を推進する。 ②これらの公益的機能の維持増進を特に図る必要のある森林については、択伐による複層林施業を推進する。(表7参照) 2 長伐期施業推進 適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分において、これらの公益的機能が確保可能な場合には、長伐期施業(標準伐期齢の概ね2倍を超える林齢で主伐を行う)を行ったうえで皆伐することができる。その際には、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。 3 特定広葉樹施業推進 保健文化機能維持増進森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林で、風致の優れた森林の維持又は造成のために必要な場合は特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う。 4 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林では、技術の開発状況や知見の集積等も踏まえ、必要に応じ土砂流出抑制対策を推進する。 5 快適環境形成及び保健文化機能維持増進森林では、技術の開発状況や知見の集積等も踏まえ、必要に応じ間伐等による放射性物質の拡散抑制対策を推進する。 6 労働者の安全で効率的な作業のため、路網の整備や機械化を推進する。
	①飛砂及び潮害防備保安林、防風・防霧・防雪・防火保安林 ②日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林 ③風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林 ④生活環境保全機能の評価区分が高い森林、等	
	①保健保安林、風致保安林 ②都市緑地法の緑地保全地域及び特別緑地保全地区の森林 ③都市計画法の風致地区の森林 ④文化財保護法の史跡名勝天然記念物に係る森林 ⑤キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの保健・教育的利用等に適した森林 ⑥史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林 ⑦保健文化機能の評価区分が高い森林、等	

区分	区域の基準	施業の方法に関する指針
木材等生産機能維持増進森林	<p>自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる次の森林等</p> <p>①林木の生育に適した森林</p> <p>②林道等の開設状況等から効果的な施業が可能な森林</p> <p>③木材等生産機能の評価区分が高い森林</p>	<p>1 地域における森林資源の保続に配慮しつつ、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。</p> <p>2 放射性物質の汚染状況に応じた対策や知見の集積を図り、放射性物質に関する林産物の安全性の確認に努めるとともに、土砂流出抑制対策に努める。さらに、安全で効率的な作業のため、路網の整備や高性能林業機械の導入などを推進する。</p>
特に効率的な施業が可能な森林	<p>災害発生の恐れのある森林を除く人工林を中心とした林分構成である次の森林</p> <p>①林地生産力が高い森林</p> <p>②傾斜が比較的緩やかな森林</p> <p>③林道等や集落からの距離が近い森林</p>	<p>伐採後は原則、植栽による更新を行う。</p>

表7 伐採の方法を定める必要のある森林の指定基準

機能	区域の基準
<p>① 水源涵養機能<sup>かん</sup></p>	<p>次の条件のいずれかに該当し、水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要がある森林については、伐期の間隔の拡大のほか、皆伐を行う場合にあっては伐採面積の規模縮小を推進</p> <p>(1) 地形            ア 標高の高い地域            イ 傾斜が急峻な地域            ウ 谷密度の大きい地域            エ 起伏量の大きい地域            オ 溪床又は河床勾配の急な地域            カ 掌状型集水区域</p> <p>(2) 気象            ア 年平均又は季節的降水量の多い地域            イ 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域</p> <p>(3) その他            ア 大面積の伐採が行われがちな地域</p>
<p>② 山地災害防止機能／土壤保全機能</p>	<p>次の条件のいずれかに該当し、人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を推進</p> <p>(1) 地形            ア 傾斜が急な箇所            イ 傾斜の著しい変移点を持っている箇所            ウ 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所</p> <p>(2) 地質            ア 基岩の風化が異常に進んだ箇所            イ 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所            ウ 破碎帯又は断層線上にある箇所            エ 流れ盤となっている箇所</p> <p>(3) 土壤等            ア 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壤から成っている箇所            イ 土層内に異常な滞水層がある箇所            ウ 石礫地から成っている箇所            エ 表土が薄く乾性な土壤から成っている箇所</p>

機能	区域の基準
③快適環境形成機能	<p>次のいずれかに該当し、生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を推進</p> <p>ア 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林</p> <p>イ 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林</p> <p>ウ 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林</p>
④保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性機能	<p>次のいずれかに該当し、自然環境の保全及び形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を推進 (エについては、択伐による複層林施業に限る。)</p> <p>ア 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林</p> <p>イ 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの</p> <p>ウ ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林</p> <p>エ 希少な生物の保護のため必要な森林</p>

(注) ②から④までにあつては、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分の保全機能、生活環境保全機能、風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業等を推進

## 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

### (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道は、林業経営、森林管理にとって基幹となる施設であり、森林の有する多面的機能の高度発揮を図るため、効率的な森林施業を実施する上で、不可欠な施設となっています。

また、森林整備と一体的に行う放射性物質対策を進めるとともに、建築材料や再生可能エネルギーとしての木質バイオマスなど県産材の安定供給を図るためにも、林内路網の整備を推進するものとします。

林道等の整備に当たっては、自然条件や事業量のまとまり等地域の特性に応じて、多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両も走行する「林道」と林業用車両が走行する「林業専用道」、林業機械が走行する「森林作業道」の適切な組合せによる路網整備（既設路網の改良を含む）を推進するとともに、高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの整備とその普及・定着を図るものとします。

なお、計画期間内の林道（林業専用道も含む。以下同じ。）の開設量については、第6の4「林道の開設及び拡張に関する計画」のとおりです。

また、林道の整備に当たっては、自然条件及び社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に森林の利用形態や地形・地質に応じて林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえながら、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に配慮し、推進するものとします。

なお、森林整備と一体的に放射性物質対策を進める場合の路網開設に当たっては、放射性物質の拡散抑制の観点から、土工量の少ない線形の選択や土砂流出抑制対策の実施、敷砂利やウッドチップによる路面洗掘防止等、土砂流出の要請措置を講じるものとします。

< 基幹路網の現状 >

単位 延長：km

区分	路線数	延長
基幹路網	478	1,484
うち林業専用道	2	1

(注) 基幹路網とは、車道である林道及び林業専用道

### (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

(1) で記載した林道と森林作業道の適切な組合せによる路網整備の目安となる、林地の傾斜や搬出方法に応じた路網密度の水準については、表8のとおりです。

また、傾斜に応じた伐採搬出方法や高性能林業機械の組み合わせ等の作業システムについては、6の(4)の「作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針」のとおりです。

### (3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

路網の整備と森林施業の集約化により、低コストで効率的な森林施業を推進する「路網整備等推進区域」については、地形、地質、気象条件、森林の構成、木材生産機能、傾斜に応じた路網密度の水準（表8）等を勘案し、幹線となる林道の利用区域等を考慮しながら、市町村森林整備計画において区域を指定するものとします。

#### (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、路網の整備に当たっては、「林道規程」(昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知)、県が定める「林業専用道作設指針と福島県における運用細則」(平成23年1月25日22森第2412号農林水産部長通知)、「福島県森林作業道作設指針」(平成23年3月25日22森第2781号農林水産部長通知)に則り開設するものとします。

#### (5) 林産物の搬出方法等

##### ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出方法にあたっては、林地保全に配慮した集材路や土場の配置・作設及び人家、道路、取水口周辺等での配慮、生物多様性と景観への配慮のため、「主伐時における伐採・搬出指針」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を考慮し決定することとします。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法  
該当無し

#### (6) その他必要な事項

特になし

表8 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地 (0 ~15° )	車両系	110以上	30以上
中傾斜地 (15~30° )	車両系	85以上	23以上
	架線系	25以上	
急傾斜地 (30~35° )	車両系	60 〈50〉 以上	16以上
	架線系	20 〈15〉 以上	
急峻地 (35° ~ )	架線系	5以上	5以上

(注1) 車両系作業システムとは、車両系の林業機械により林内の路網を移動して木材を集積・運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

(注2) 架線系作業システムとは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させ木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用する。

(注3) 「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

## 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、国、県、市町村及び森林・林業・木材産業等の関係者が緊密な連携を図りつつ、以下の事項について地域の実情に応じ、計画的かつ総合的に推進するものとします。

### (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

地域における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業事業者等による「森林経営計画」の作成を推進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとします。また、森林施業の共同実施や作業路網の維持運営等を内容とする「施業実施協定」の締結等により、森林所有者等が共同で行う施業の確実な実施を促進するものとします。

なお、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要となる森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めるものとします。

その際、施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進するものとします。また、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めるものとします。

このほか、間伐等の適切な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備や森林GISの効果的な活用など、森林管理の適正化を図るものとします。

### (2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的・経済的・社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとします。

### (3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

#### ア 林業事業者の経営基盤の強化

林業従事者の養成及び確保を進めるためには、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業事業者の経営基盤や経営力の強化を図る必要があります。そのため事業者は、以下の点について条件整備を行うものとします。

- ① ICTを活用した生産管理手法の導入
- ② 生産管理手法の導入や集約化等による年間を通じた事業量の安定的確保
- ③ 生産性の向上と収益性の確保
- ④ 林業事業者間の事業協力や共同組織化
- ⑤ 収益性の高い事業に速やかに対応できる高い技術力の確保
- ⑥ 通年雇用化や社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化
- ⑦ 技能等の客観的評価の促進などによる処遇の改善

#### イ 林業従事者の養成及び確保

林業従事者を確保するために県や事業者は、以下の点について方策を講じるものとします。

- ① 事業者の体質強化（上記ア参照）
- ② 新規就業希望者を対象とした多様な技能、技術取得のための長期研修講座の実施
- ③ 新規就業者を対象としたインターンシップや就業相談会
- ④ 林業従事者に対する知識・技術の取得のための計画的な研修の実施



⑤新たな森林整備の担い手として期待されるNPO、ボランティア等への支援

#### ウ 林業後継者の育成

林業後継者の育成のために県や事業体は、以下の点について方策を講じるものとします。

- ①林業による収益の確保と後継者が従事しやすい環境の整備
- ②林研グループ等若手後継者の育成と活動の支援
- ③地域林業の中核となるリーダーの養成と後継者が育ちやすい環境の構築

#### エ 労働安全衛生対策の推進

林業従事者の労働安全を確保するために県や事業体等は、以下の点について方策を講じるものとします。

- ①作業現場への巡回指導やリスクアセスメントの推進
- ②安全衛生教育（除染等業務も含む）や新たな作業システムに対応した研修等の実施
- ③振動障害予防及び放射線障害防止のため特殊健康診断や蜂アレルギー対策等の実施
- ④安全装備の配備や森林除染研修等による放射線障害防止対策の実施
- ⑤長袖、手袋、マスクの使用による身体等の放射性物質による汚染防止
- ⑥被ばく線量管理、作業場の措置、健康診断等除染電離則(\*1)等関係制度(\*2)の遵守
  - \*1「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」
  - \*2「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」、「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」等

### (4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

#### ア 高性能機械等の導入促進

林業生産性の向上と低コスト林業を推進し、森林施業の効率化、作業の省力化・軽労化を図るため、機械の自動化を含む高性能林業機械の開発や従来型機械の改良を進めるとともに、高性能林業機械の導入と稼働率の向上を促進するものとします。

また、高性能林業機械等の導入及び効率的な利用を確保するため、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者や技能者の養成を計画的に推進するとともに、林業機械のリースやレンタルの活用、共同利用など、林業機械の利用体制の整備を推進するものとします。

なお、林業機械の導入に当たっては、低コストで効率的な作業システムに対応するため、5の(2)の表8を目安として林道及び森林作業道を整備するものとします。

#### イ 伐出作業における機械作業システムの目標

素材生産を行う事業体の目標は次のとおりとします。

区分		作業システム	作業内容
緩中 傾斜地	高性能	ハーベスタ・ フォワーダタイプ	ハーベスタ → フォワーダ (伐木・造材) (短幹集材)
	改良在来	トラクタタイプ	チェンソー → トラクタ → チェンソー (伐木) (集材) (造材)
急急 傾斜地	高性能	タワーヤーダ・ プロセッサタイプ	チェンソー → タワーヤーダ → プロセッサ (伐木) (全木集材) (造材)
	改良在来	集材機タイプ	チェンソー → 集材機 → チェンソー (伐木) (集材) (造材)

#### ウ 放射性物質対策における機械作業

作業の効率化や作業員の被ばく低減を図るため、キャビン付き高性能林業機械等の使用を推進するものとします。

#### (5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

林産物の利用促進を図るため、地域における木材の需給や森林資源の保続を確保する取組の実施状況等も踏まえて、木材加工流通施設の高効率化、規模拡大により、多様な分野における需要者のニーズに即した品質や強度性能の明確な木材製品を低コストで安定的に供給し得る体制の整備の推進に努めるものとします。

また、乾燥材や品質性能の明確な木材製品の生産、放射性物質検査によって安全性が確認された県産材の供給を促進し、県産材の信頼性の確保を図るとともに、木材関係者、建築設計士、大工工務店等、地域のネットワークを強化することにより、地域の木材の利用促進に努めるものとします。

その際、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を消費者・実需者が選択できるよう、合法伐採木材等の流通及び利用について、関係者一体となって推進するよう努めるものとします。

#### (6) その他必要な事項

##### ア 山村地域の生活環境の整備

林業及び木材産業の成長発展や森林空間の利用による就業機会の創出、生活環境の整備により、山村における定住を促進するものとします。

また、山村地域と多様に関わる関係人口の拡大を図るため、環境教育やレクリエーション等の場としての森林空間の活用の推進により、都市と山村の交流を促進するものとします。

さらに、自伐林家をはじめ、地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を進めるものとします。

##### イ 民有林と国有林の連携

関東森林管理局と締結した「豊かな森林づくりに関する覚書」に基づき、民有林・国有林の枠を越え関係者が連携して、福島県の豊かな森林づくりに取り組むこととします。

##### ウ 持続的な吸収源対策

持続的な吸収源対策に向けて、森林施業の集約化などによる効率的な間伐等の実施、エリートツリーの種苗生産体制の確立等に努めることとします。

## 第4 森林の保全に関する事項

### 1 森林の土地の保全に関する事項

森林の土地の保全については、第2の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、下記のとおりとします。

#### (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の施業及び土地の形質の変更に当たり、水源の涵養<sup>かん</sup>や土砂の流出、崩壊防止上特に林地の保全に留意すべき森林は、別表4のとおりです。

#### (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当なし

#### (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

ア 調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲料水等の水源として依存度の高い森林や良好な自然環境を形成する森林等、安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避けるものとします。

イ 土石の切取・盛土等を行う場合には、気象、地形、地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況、土地の形質変更の目的、内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととします。

なお、土砂の流出又は崩壊、水害等の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を及ぼすことのないよう、その状況に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設、貯水池等の設置及び環境の保全のための森林の適正な配置等、適切な措置を講ずるものとします。

ウ 林地開発許可制度を厳正に運用するとともに、太陽光発電施設の設置にあたっては、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、適切な防災施設の設置や森林の適正な配置など開発行為の許可基準の適正な運用を行うものとします。

#### (4) その他必要な事項

森林内の土壌が流出するおそれがある箇所には、表土の保全や放射性物質の拡散抑制の観点から、適切な間伐等の実施により植生の早期回復に努め、併せて、柵工等により土壌の移動や流出を防ぐ措置を適切に行うものとします。

## 2 保安施設に関する事項

### (1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、第2の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、森林に関する自然条件や社会的要請、保安林の配置状況等を踏まえ、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて、保安林の配置を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとします。

本計画における保安林として管理すべき森林の種類別面積等は、第6の5の(1)のとおりです。

### (2) 保安施設地区の指定に関する方針

保安施設地区については、流域の地形、気象、土壌等自然条件、指定の目的、受益の対象等を勘案し、水源涵養又は災害の防備の目的のために、保安施設事業（森林の造成事業、又は、森林の造成若しくは維持に必要な事業）を行う必要があると認めたととき、その事業を行うために必要な限度において森林又は原野その他の土地を保安施設地区として指定します。

### (3) 治山事業の実施に関する方針

当計画区は面積が広く地形地質も複雑で、火山噴出物や温泉の影響、第三紀層や複雑な断層の発達による地すべり地形等が分布しており、脆弱な地質となっています。また全域が豪雪地帯のうち8割が特別豪雪地帯となっており、雪崩や落石の危険箇所が多く存在します。

治山事業については、第2の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害の発生形態の変化などを勘案し、災害に強い地域づくりに関して、事前防災・減災の考え方に立ち、保安林の整備、溪間工、山腹工、地下水排除工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進し、住民生活の安全を確保することとします。また、流域治水の取組と連携し、浸透・保水機能の維持・向上や山地災害の恐れがある森林の巡視など安全確保に努め、流木対策としては、流木捕捉式治山ダムの設置や根系等の発達を促す間伐等の森林整備、流木化して下流域へ被害を及ぼす可能性の高い流路部の立木の伐採等に取り組むこととします。

本計画における治山事業の種類別、箇所別数量については、第6の5の(3)のとおりです。

### (4) 特定保安林の整備に関する事項

指定の目的に即して機能していないと認められる「特定保安林」のうち、早急な施業を実施する必要がある森林を「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて必要な施業方法や実施時期等を定めた上で、その実施の確保を図ることとします。

本計画における要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期については、第6の6のとおりです。

### (5) その他必要な事項

特になし

### 3 鳥獣害の防止に関する事項

鳥獣害防止森林区域の設定等については、次の事項を指針として市町村森林整備計画の各事項を定めるものとします。

#### (1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

##### ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域について設定するものとします。

##### イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進することとします。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整することとします。

なお、ニホンジカによる顕著な森林被害は認められてませんが、被害が発生するおそれのある地域については、森林被害の未然防止、早期発見による適切な対応策を講じることとします。

#### (2) その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法について、必要に応じて、植栽木の保護措置の実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内での森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めることとします。

#### 4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

森林病虫獣害や林野火災、気象災害等による森林被害は、林業経営上の損失ばかりでなく、森林の持つ公益的機能の低下をもたらすことから、それらの発生予防と拡大防止対策について、地域との連携を図りつつ総合的に推進するものとします。

##### (1) 森林病虫害等の被害対策の方針

松くい虫やカシノナガキクイムシ等の被害については、保全すべき森林や自然公園区域等の地域において重要な森林を中心として、予防と駆除を組み合わせた総合的な防除対策を推進し、被害の早期把握と拡大防止並びに健全な森林の育成に努めるものとします。

また、その他病虫害被害についても、その被害状況や緊急性、被害森林の公益的機能等に配慮した対策を講じていくこととします。

##### (2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害や鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、効果的な防除対策を講じていくとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林や育成複層林の整備等の健全な森林整備を推進していくこととします。

##### (3) 林野火災の予防の方針

森林の持つ公益的な機能や森林への関心の高まりに伴い入山者が増加し、林野火災発生危険性も増大していることから、地域関係者や消防関係機関との連携を図りながら、山火事予防運動等の普及啓発活動を推進し、林野火災の未然の防止に努めていくこととします。

また、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合には、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととします。

##### (4) その他必要な事項

森林巡視による森林被害の早期発見に努めるとともに地域における森林の健全性を維持していく観点から、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図り、被害森林の更新や樹種転換の促進、病虫害や気象害に強い抵抗性品種の導入等も進めていくこととします。

また、林野火災や気象災害による森林所有者の損失を補填するための森林保険への加入を促進するなど、地域森林の総合的な維持対策に努めていくこととします。

## 第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林の整備については、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）」第5条の2に基づき、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認める場合に、次の事項に留意して市町村森林整備計画において各事項を定めるものとします。

### （1）保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林施業を行う担い手が存在するとともに、公衆の利用に供する森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定するものとします。

### （2）その他保健機能森林の整備に関する事項

#### ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、森林保健施設の設置に伴う水源涵養<sup>かん</sup>や県土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、森林の特色を踏まえて多様な施業を積極的に実施するものとします。

また、快適な森林環境の維持及び利用の利便性にも配慮し、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとします。

#### イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護等に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、多様な施設の整備を行うものとし、施設の位置や規模、配置、構造等については、当該森林によって確保されている保健機能を損なうことがないように十分に配慮するものとします。

また、施設に係る建築物の高さは、対象森林の樹冠を構成する立木の平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高）未満とします。

#### ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び森林保健施設の適切な管理、防火体制及び防火施設の整備並びに利用者の安全及び安全で円滑な交通の確保に留意するものとします。

## 第6 計画量等

### 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

計画期間内における伐採立木材積を次表のとおり定めます。

なお、市町村ごとの伐採立木材積については、別表1のとおりです。

単位 材積：千m<sup>3</sup>

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	2,821	2,605	216	1,391	1,175	216	1,429	1,429	—
うち前半5年分	1,239	1,139	100	612	512	100	627	627	—

(注) 四捨五入の関係で内訳と計は必ずしも一致しない。

### 2 間伐面積

間伐に係る伐採立木材積や森林資源の構成等を勘案し、次のとおり計画しました。

単位 面積：ha

区 分	間伐面積
総 数	19,330
うち前半5年分	9,180

### 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

伐採立木材積や森林資源の構成等を勘案し、次のとおり計画しました。

なお、市町村ごとの造林面積については、別表2のとおりです。

単位 面積：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	2,087	5,338
うち前半5年分	926	2,639



#### 4 林道の開設及び拡張に関する計画

計画期間内における開設及び拡張すべき林道の種類別の計画量を次表のとおり定めます。  
なお、市町村ごとの数量については、別表3のとおりです。

単位 延長：m

区 分		路線数	延 長
開 設	新 設	7 5	1 1 6, 0 2 7
	改 築	2 0	5 3, 1 3 1
拡 張	改 良	1 0 2	( 3 1 4 ) 6 2, 9 5 9
	舗 装	5 7	1 6 3, 1 7 6

※ ( ) は箇所数

#### 5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

##### (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

##### ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面 積		備 考
		うち前半5年分	
総 数 (実面積)	8 0, 8 5 7	7 8, 5 2 0	
水源涵養 <sup>かん</sup> のための保安林	5 4, 2 6 6	5 2, 9 9 7	
災害防備のための保安林	2 6, 1 8 9	2 5, 1 2 1	
保健、風致の保存等のための保安林	3, 3 5 1	3, 3 5 1	

(注1) 複数の種類で指定される保安林があるため総数と内訳は必ずしも一致しない。

(注2) 「水源涵養<sup>かん</sup>のための保安林」とは森林法第25条第1項第1号の目的、「災害防備のための保安林」とは第2号から第7号までの目的、「保健、風致の保存等のための保安林」とは第8号から第11号までの目的を達成するために指定する保安林をいう。なお、保安林の種類については、別表8の別紙2参照。

##### イ 計画期内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別面積等については、別表5のとおりです。

ウ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積:ha

種 類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法 の変更	皆伐面積の 変更	択伐率の変 更	間伐率の変 更	植栽の変更
水源涵 <sup>かん</sup> 養のための保安林	—	10,891	35,524	35,380	5,995
災害防備のための保安林	—	1,112	15,054	16,565	1,016
保健、風致の保存等のため の保安林	—	—	7	115	—

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等  
特になし

(3) 実施すべき治山事業の数量

計画期間内に実施すべき治山事業の数量については、事業の重要性、緊急度等を勘案し、林班（尾根や沢等の地形等により区分される森林の区域）を単位として、別表6のとおり計画しました。

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期  
要整備森林の計画はありませんので、別表7は掲載していません。

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法については、別表8のとおり定めます。

2 その他必要な事項

特になし

# 別 表



別表1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m<sup>3</sup>

区 分	総 数			主 伐			間 伐			
	合計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	
総 数	2,824	2,606	218	1,391	1,175	216	1,429	1,429	-	
会津農林事務所	会津若松市	173	158	15	88	74	15	84	84	-
	喜多方市	327	305	22	161	139	22	166	166	-
	北塩原村	66	60	6	34	28	6	32	32	-
	西会津町	224	204	20	109	89	20	115	115	-
	磐梯町	59	56	3	28	25	3	31	31	-
	猪苗代町	228	216	12	108	96	12	120	120	-
	会津坂下町	33	31	2	17	15	2	16	16	-
	湯川村	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	柳津町	192	182	10	89	79	10	103	103	-
	三島町	114	107	7	53	47	7	60	60	-
	金山町	152	143	9	72	63	9	80	80	-
	昭和村	39	34	5	21	16	5	18	18	-
	会津美里町	277	261	16	132	116	16	145	145	-
	計	1,884	1,757	127	912	786	126	970	970	-
南会津農林事務所	下郷町	206	187	19	108	90	19	97	97	-
	檜枝岐村	10	8	2	6	4	2	4	4	-
	只見町	111	94	17	59	42	17	52	52	-
	南会津町	613	560	53	306	254	53	306	306	-
	計	940	849	91	479	390	90	459	459	-

(注) 四捨五入の関係で、内訳と計は必ずしも一致しない。

別表2 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分		人 工 造 林	天 然 更 新	備 考
総 数		2,087	5,338	
会津農林事務所	会津若松市	112	389	
	喜多方市	213	695	
	北塩原村	50	205	
	西会津町	130	324	
	磐梯町	35	57	
	猪苗代町	207	234	
	会津坂下町	24	106	
	湯川村	-	-	
	柳津町	139	129	
	三島町	76	43	
	金山町	105	342	
	昭和村	27	85	
	会津美里町	171	411	
計	1,289	3,020		
南会津農林事務所	下郷町	166	474	
	檜枝岐村	11	133	
	只見町	85	293	
	南会津町	536	1,418	
	計	798	2,318	

(注) 四捨五入の関係で、内訳と計は必ずしも一致しない。

別表3 林道の開設及び拡張に関する計画

総括表

単位 延長:m

開設 拡張 別	種 類	農林事務所	路線数	延 長 及 び 箇所数	備 考
開設	新 設	会津農林事務所	56	93,437	
		南会津農林事務所	19	22,590	
		計	75	116,027	
	改 築	会津農林事務所	11	25,340	
		南会津農林事務所	9	27,791	
		計	20	53,131	
	計	会津農林事務所	67	118,777	
		南会津農林事務所	28	50,381	
		合 計	95	169,158	
	拡張	改 良	会津農林事務所	52	42,323 137
南会津農林事務所			50	20,636 177	箇所数
計			102	62,959 314	箇所数
舗 装		会津農林事務所	35	104,625	
		南会津農林事務所	22	58,551	
		計	57	163,176	
計		会津農林事務所	87	146,948 137	箇所数
		南会津農林事務所	72	79,187 177	箇所数
		合 計	159	226,135 314	箇所数

開設/拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	前半5カ年の計画箇所	対図番号	備考 (路線番号)	
開設 (新設)	自動車道	林道	会津若松市	門田	500	1,086 (459)		1	基幹 1028	
				闇川	200	1,037		2	基幹 2064	
				大岩	1,000	1,050		3	基幹 1029	
						(9)				
				谷地平	356	211		4	その他 14194	
				慶山	1,100	144		6	その他 14187	
						(581)				
				荒俣	1,100	938		7	その他 3222	
				赤井上馬渡	200	384		8	その他 3846	
						(17)				
				面川	200	543		9	その他 2063	
				遅ヶ平	200	591		10	その他 3298	
				下雨屋沢	200	61		11	その他 14190	
				足倉沢	200	64		12	その他 14195	
				山ノ神	200	105		13	その他 14189	
	堰場	200	41		14	その他 14198				
	牛ヶ首	500	343		15	その他 3843				
	舟子峠	2,300	62	○	5	その他 24376				
	計	15	8,456							
		林道	喜多方市	治里	2,040	70		喜-1	その他 14564	
	小桧沢			2,000	1,050		熱-1	基幹 2055		
	田中			2,146	223		熱-2	その他 4643		
	高森山			1,301	450		熱-3	その他 4468		
	中ノ沢			2,682	300		熱-4	その他 3849		
					(8)					
	川西山			2,500	338		熱-5	その他 3359		
	旗頭			2,077	65		塩-3	その他 14562		
	野火山			1,010	19		山-1	その他 14202		
	小布瀬原大沢口			3,000	48		山-2	その他 5830		
	阿寺沢			2,300	297		山-3	その他 4642		
	大沢口藤沢			2,100	53		山-4	その他 4870		
	上藤沢沼ノ平			2,300	45		山-5	その他 5433		
					(468)					
	山都			1,800	1,966	○	山-6	基幹 2158		
			(251)							
	北塩原・磐梯	5,550	714	○	喜-2	基幹 2168				
大楚々木	3,000	63	○	喜-8	その他 24368					
計	15	35,806								
	林道	北塩原村	薬師	1	2,400	197		1	その他 14012	
二ノ沢			1	400	62		2	その他 14327		
				(224)						
北塩原・磐梯			1	3,400	888	○	3	基幹 2168		
計	3	6,200								

(注) 上段( )は国有林、< >は官行造林の面積で内数



開設/ 拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延長及 び箇所 数	利用区 域面積	前半5カ 年の計 画箇所	対図番 号	備 考 (路線番号)		
開設 (新設)	自動 車道	林道	西会津町	岩井沢檜ノ木平	2,000	497	○	1	その他 2194		
				杉山前佛	1,710	35	○	20	その他 24367		
		計	2	3,710							
		林道	磐梯町	山立	4,780	126			1	その他 14717	
	計			1	4,780						
			柳津町	藤塩峯	600	152	○		1	その他 4731	
				新鶴・柳津	1,553	2,040	○		2	基 幹 2160	
				計	2	2,153					
			三島町	寺沢	1,400	96				1	その他 4861
				美坂高原	1,700	129				2	その他 4866
				計	2	3,100					
			金山町	沼沢大谷	1,500	1,134				1-1	基 幹 1037
				大曾根	1,500	328				2-1	その他 3396
				坂瀬川	1,000	201	<10>			2-2	その他 2191
				布沢山入	1,800	269	<36>			2-4	その他 3362
				計	4	5,800					
			昭和村	石取山	1,400	184				1	その他 4494
				計	1	1,400					
		林業専用道	会津美里町				(138)				
				大滝	3,071	2,950	○		1	基 幹 1011	
				馬場	2,000	309			3	その他 3286	
				新山左下り	2,100	121			4	その他 4990	
				市野栃沢	600	54			5	その他 6172	
				高畑	1,400	61			6	その他 4993	
				横川	300	129			7	その他 4991	
				福光	800	51			8	その他 14750	
				新鶴・柳津	1,261	2,111	○		9	基 幹 2160	
				大滝線支	4,000	249	○		15	その他 13330	
				東尾岐川	3,500	168	○		16	その他 24382	
		水無沢	3,000	376	○		17	その他 24383			
		計	11	22,032							
		合 計			56	93,437					

(注) 上段( )は国有林、< >は官行造林の面積で内数

開設/ 拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延長及 び箇所 数	利用区 域面積	前半5カ 年の計 画箇所	対図番 号	備 考 (路線番号)			
開設 (改築)	自動 車道	林道	喜多方市	金橋	2,622	118		塩-1	その他	14647		
				計	1	2,622						
				北塩原村	鷹ノ巣山	3,130	1,147		(846)	4	基 幹	1008
			計		1	3,130						
			西会津町		小杉山	2,800	233	(79)	2		その他	3108
				小綱木呼賀	4,574	293		3		その他	2045	
				計	2	7,374						
			柳津町	中ノ川	2,711	225	(57)	3	その他	3115		
				杉山	500	175			4	その他	4450	
				新鶴・柳津支	500	12	○			12	その他	6460
				計	3	3,711						
			林業専用道	三島町	倉掛沢	1,795	348	(150)	3	その他	3123	
					入間方不動沢	2,139	406			4	その他	2050
					計	2	3,934					
			金山町	松出山	2,469	163		1-2	その他	4864		
		計		1	2,469							
		昭和村		入間方不動沢	2,100	548	(400)		2	その他	2050	
			計	1	2,100							
			合 計	11	25,340							
		拡張 (改良)	自動 車道	林道	会津若松市	田代	100			16	法面保全	13246
						1	98		1		1	
200							17	法面保全	13257			
2	445							2				
200	(87)						18	法面保全	12185			
2	1,181					○		2				
300							19	法面保全	14332			
1	65							1				
300	(459)						20	法面保全	2064			
1	1,037							1				
200							21	法面保全	5423			
1	48		1									
120	(581)		26	局部改良	3222							
1	938	○		1								
計	7	1,420	9									

(注) 上段( )は国有林、< >は官行造林の面積で内数

開設/ 拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延長及 び箇所 数	利用区 域面積	前半5カ 年の計 画箇所	対図番 号	備 考 (路線番号)	
拡張 (改良)	自動 車道	林道	喜多方市		4,715				2060	
				楚々木	1	1,137		喜-3	法面保全 1	
				雄国	1	799	(406)	喜-4	局部改良 1	
				大窪2	4	147	2,419	喜-5	局部改良 1 法面保全 3	
				小桧沢	3	1,207	50 (97)	熱-6	局部改良 1 幅員拡張 1 法面保全 1	
				五枚沢	10	512	500 (405)	熱-7	局部改良 5 法面保全 5	
				野辺沢	2	1,800	30 (806)	熱-8	局部改良 2	
				中道地	2	519	200 (235)	塩-2	局部改良 1 法面保全 1	
				漆窪	1	148	50	高-1	局部改良 1	
				広野岩坂	1	328	50	○ 高-6	雪崩防止 1	
				計	9	25	19,339			
				北塩原村	高曾根	2	208	300	5	法面保全 1 局部改良 1
			大窪2		3	592	120	6	法面保全 3	
			計		2	5	420			
			西会津町		大出戸	2	214	140	4	法面保全 2
					漆窪縄沢	1	634	300	5	法面保全 1
					白牧	3	331	460 <31>	6	局部改良 2 法面保全 1
				泥浮山	6	513	350	7	雪崩防止 3 局部改良 1 法面保全 2	
				小杉山	2	233	180 (79)	8	法面保全 2	
				三百刈	1	68	20	9	局部改良 1	

(注) 上段( )は国有林、< >は官行造林の面積で内数

開設/ 拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延長及 び箇所 数	利用区 域面積	前半5カ 年の計 画箇所	対図番 号	備 考 (路線番号)		
拡張 (改良)	自動 車道	林道	西会津町		100				1003		
				安座	1	745	10	局部改良	1		
				漆窪	100	148	11	法面保全	1		
				宝川水沢	100	173	12	法面保全	1		
				大山美坂高原	100	<13> 2,130	13	法面保全	2		
				計	10	1,850 20					
			磐梯町								3218
				北堰赤枝	7,206	1,373	5	局部改良 法面保全	10 5		
				計	1	7,206 15					
			柳津町	漆峠	30	(193) 707	5	橋梁改良	1	2046	
				猿倉岳	100	(49) 153	6	法面保全 橋梁改良	1 1	3114	
				大峯	200	521	7	法面保全 雪害防止	1 1	3119	
				大柳	50	132	8	橋梁改良 法面保全	1 1	4452	
				中野大峯	100	99	9	局部改良	2	4531	
				林業専用道	新鶴・柳津支	200	12	○ 13	局部改良 法面保全	1 1	6460
		計			6	680 11					
		林道			三島町	入間方不動沢	100	(550) 954	6	法面保全	2
				大窪矢柄		700	119	7	局部改良 法面保全	1 2	4996
				計		2	800 5				
				金山町	坂瀬川	120	<10> 201	2-9	法面保全	4	2191
			上井草		600	515	1-3	局部改良 法面保全	4 2	2053	

(注) 上段( )は国有林、< >は官行造林の面積で内数

開設/ 拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延長及 び箇所 数	利用区 域面積	前半5カ 年の計 画箇所	対図番 号	備 考 (路線番号)			
拡張 (改良)	自動 車道	林道	金山町		100				4460			
				四十九院	1	43		2-5	法面保全 1			
						<20>					11019	
				本名室谷	5,360 8	6,118 12,970		2-6	局部改良 6 法面保全 2			
						<23>					13240	
				横田	480 4	(237) 465		2-7	法面保全 2 局部改良 2			
						<23>					2054	
				風来沢	200 2	(689) 1,447		2-8	法面保全 1 局部改良 1			
				小栗山線	300 1		190	1-4	橋梁改良 1			
				沼ノ又	50 1		472	○ 2-10	局部改良 1			
			計	7,210 8		27						
			昭和村	袴沢	600 3	(66) 117		3	局部改良 3	4492		
				石取山	1,000 5		102	4	法面保全 5	4494		
				計	1,600 2		8					
			会津美里町	結能	50 3		332	10	局部改良 3	3146		
				松倉川	200 4		1,554	11	局部改良 4	2066		
				西沢	600 2		853	12	局部改良 2	2067		
				海老山	200 2	(39) 1,564		13	局部改良 2	1010		
				館ヶ沢	748 1	20 64		14	幅員拡張 1	4482		
				計	1,798 5		12					
				合計			52	42,323 137				
			拡張 (舗装)	自動 車道	林道	会津若松市	一ノ渡戸四ツ屋		(87) 14,800	1,181	22	12185
							黒森	610	11	23	6090	
							小谷	2,730	236	24	2801	
							谷地平		(9) 3,000	211	○ 25	14194
							計	4	21,140			

(注) 上段( )は国有林、< >は官行造林の面積で内数

開設/ 拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延長及 び箇所 数	利用区 域面積	前半5カ 年の計 画箇所	対図番 号	備 考 (路線番号)		
拡張 (舗装)	自動 車道	林道	喜多方市	大窪2	2,419	147		喜-6	12239		
				舞台田	1,500	69		喜-7	4680		
				円田沢	1,600	32		熱-9	4868		
				横道	1,500	48		熱-10	5299		
				早稲谷堂山	1,748	127		山-7	4728		
				大輪場一郷	2,770	78		山-8	5110		
				舟引枯山沢	2,217	82		山-9	14014		
				黒森向山	1,975	150		山-10	4713		
				沢口1号	1,465	156		山-11	2038		
				上林	2,448	156		山-12	4439		
							(34)				
				上藤沢廻戸	4,500	190		山-13	24289		
				漆窪縄沢	1,500	625		高-2	2193		
				漆窪	1,000	148		高-3	12197		
							<9>				
			大林	500	53		高-4	14015			
			深山	600	48		高-5	5493			
			計	15	27,742						
			北塩原村	高曾根	3,900	208		7	13206		
						(161)					
				三ノ森	5,657	312		8	3228		
			計	2	9,557						
			西会津町	宝川水沢	1,195	173		14	4736		
						<13>					
				小綱木呼賀	850	293		15	2045		
						<31>					
				白牧	2,400	331		16	3110		
				塩	400	99		17	4447		
				松峯	800	51		18	4448		
			漆窪縄沢	2,000	634		19	2193			
			計	6	7,645						
			磐梯町	北堰赤枝	3,000	1,373		7	3218		
				計	1	3,000					
			柳津町	西向	1,600	214		10	3236		
				大窪矢柄	906	119		11	4996		
				計	2	2,506					
			三島町	大窪矢柄	4,701	119		5	4996		
				計	1	4,701					
			金山町			(20)					
						6,118					
				本名室谷	18,065	12,970		2-10	11019		
			計	1	18,065						
			昭和村			(550)					
				入間方不動沢	1,829	954		5	2050		
				石取山	1,340	102		6	4494		
						(1,183)					
				昭和	7,100	1,183		7	基幹 12210		
計	3	10,269									
合 計				35	104,625						

(注) 上段( )は国有林、< >は官行造林の面積で内数

開設/拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ 年の計 画箇所	対図 番号	備考 (路線番号)	
開設 (新設)	自動車道	林道	下郷町	白岩	500	322		1	その他 4552	
				久丹沢	500	67		2	その他 4956	
				向山	500	49		3	その他 5792	
				雑根	800	106		4	その他 4957	
				大窪沢	800	37		5	その他 5774	
				水門苅倉	1,490	469		6	その他 3321	
				成岡	500	29		7	その他 4556	
				芦ノ原	500	115		8	その他 5825	
				滝ノ入	1,400	145		9	その他 4910	
				沢尻1	800	220	○	10	その他 13331	
				沢尻2	700	90	○	11	その他 24385	
				石倉畑	500	50	○	12	その他 24386	
				柳島	700	52	○	13	その他 24387	
	計	13	9,690							
	林道	南会津町	林業専用道				(180)			
				田島・館岩 I	4,900	500	○	1	基幹 2197	
				小塩麻布	2,400	195	○	2	その他 24370	
				小塩麻布支	1,800	94	○	3	その他 24379	
				数間沢・木戸沢	1,500	78	○	4	その他 24388	
中沢山				1,500	124	○	5	その他 24389		
熊倉				800	54		6	その他 24390		
計	6	12,900								
合 計				19	22,590					
開設 (改築)	自動車道	林道	下郷町	成岡	1,110	29		14	その他 4556	
				大峠	1,550	1,206	○	15	基幹 2105	
				計	2	2,660				
			只見町	小戸沢	700	442		1	その他 4523	
						(802)				
				檜戸沢	1,700	2,077		2	基幹 2081	
				黒谷前沢	600	227		3	その他 3172	
						(586)				
				倉谷	4,200	1,807		4	基幹 2078	
				黒谷	1,400	7,899		5	基幹 2079	
					(228)					
			長浜沢	700	333		6	その他 3171		
			計	6	9,300					
南会津町	七ヶ岳	15,831	2,956	○	7	基幹 11027				
	計	1	15,831							
合 計				9	27,791					

(注) 上段( )は国有林、< >は官行造林の面積で内数

開設/ 拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ 年の計 画箇所	対図 番号	備 考 (路線番号)	
拡張 (改良)	自動 車道	林道	下郷町		1,000				2105	
				大峠	15	1,206	○	16	局部改良 法面保全	10 5
				大松川	4	83		17	局部改良 法面保全	4554 1 3
				白岩	3	322		18	局部改良 法面保全	4552 1 2
				音金	5	1,247		19	局部改良 法面保全	2106 2 3
				高野赤土	3	(30) 343		20	局部改良 法面保全	4567 1 2
				当勢大山	5	245		21	局部改良 法面保全	3204 2 3
				大保地入山	2	161		22	法面保全	4557 2
				大牧	6	1,142		23	局部改良 法面保全	2102 3 3
				鎌房	5	538		24	局部改良 法面保全	2103 2 3
				焼山	5	263		25	局部改良 法面保全	3203 2 3
				安張	5	519		26	局部改良 法面保全	2107 2 3
				甲子	2	(134) 534		27	法面保全	2104 2
				鷹ノ巣沢	5	167		28	局部改良 法面保全	4874 1 4
				小玉沢	3	57		29	局部改良 法面保全	4954 1 2
水門上ノ山	4	38		30	局部改良 法面保全	24316 1 3				

(注) 上段( )は国有林、< >は官行造林の面積で内数



開設/ 拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ 年の計 画箇所	対図 番号	備 考 (路線番号)			
拡張 (改良)	自動 車道	林道	下郷町		500	(308)			2100			
				城ノ入	10	907	31	局部改良 法面保全	5 5			
				沢入	300				3325			
				2	67	32	法面保全	2				
			計	12,259								
			17	84								
			只見町									3176
				塩沢	60	(936)					橋梁改良	1
				3	1,247	7	局部改良	2				
				小塩沢	60	(220)					3175	
				3	336	8	局部改良	3				
				柴倉寄岩	90	(31)					3341	
				3	192	9	法面保全	3				
				櫛戸沢	100	(802)					2081	
				3	2,077	10	局部改良 法面保全	1 2				
				尾戸岐	100						3174	
				2	259	11	局部改良	2				
				小川沢	120	(1,270) <43>					2084	
				4	1,730	12	局部改良	4				
				かしこ岐	100	<43>					3178	
				3	207	13	局部改良	3				
				釜の脇	400						24344	
				4	260	14	法面保全 局部改良	2 2				
				黒谷	200	(6,108)					2079	
			4	7,899	15	法面保全 局部改良	3 1					
			大倉前沢	60						3169		
2	338	16	局部改良	2								
小塩塩ノ岐	120	<24> (2,303)					11026					
4	3,418	17	橋梁改良 法面保全	2 2								
小林	50						2085					
2	239	18	局部改良	2								
八久保	15						4716					
1	114	19	局部改良	1								
太田森戸沢	100						12233					
4	668	20	局部改良	4								
計	1,575											
14	42											

(注) 上段( )は国有林、< >は官行造林の面積で内数

開設/拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ 年の計 画箇所	対図 番号	備 考 (路線番号)
拡張 (改良)	自動 車道	林道	南会津町	箕沢	200 1	331		8	2111 局部改良 1
				七ヶ岳	200 10	2,956	○	9	11027 法面保全 10
				前沢入	300 2	214		10	4645 局部改良 2
				塩ノ原	400 3	483		11	3188 局部改良 1 幅員拡張 2
				木戸沢	200 2	188		12	4876 法面保全 2
				峠ノ沢	300 2	201		13	4742 局部改良 1 法面保全 1
				青柳	180 2	(146) 635		14	2088 局部改良 2
				越郷	450 5	(429) 739		15	2089 局部改良 2 法面保全 3
				沼ノ平	12 2	121		16	14654 橋梁改良 2
				白沢	90 3	(3) 266		17	3184 法面保全 3
				鳥越鳥居峠	400 4	1,582		18	2199 法面保全 4
				富沢	100 1	<25> (371) 1,354		19	2099 局部改良 1
				宮床界	100 1	265		20	3194 法面保全 1
				界	1,000 2	598		21	12204 法面保全 2
				山神界	2,500 1	538		22	3196 局部改良 1
				木伏椿平	150 3	727		23	2098 法面保全 3
				貝原	60 3	129	○	24	14657 局部改良 3
				渡実	60 3	1,444		25	2109 局部改良 3
				矢竹阿多根	100 1	<27>	○	26	1013 法面保全 1
				計	19	51			
合計				50	20,636	177			

(注) 上段( )は国有林、< >は官行造林の面積で内数

開設/ 拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ 年の計 画箇所	対図 番号	備考 (路線番号)		
拡張 (舗装)	自動 車道	林道	下郷町	安張	500	519		33	2107		
				鷹ノ巣沢	200	167		34	4874		
				東窪	1,000	87		35	4952		
				大峠	4,925	1,206		36	2105		
				高畑小池	3,224	85		37	14738		
				白岩	1,259	322		38	4552		
				大倉	3,020	119		39	4955		
				小玉沢	1,194	57		40	4954		
				張平	2,576	118		41	14739		
				大松川	1,500	83		42	4554		
				松坂	1,000	130		43	14728		
				焼山	1,000	263		44	3203		
			計	12	21,398						
			只見町	下山森戸沢	1,200	189		21	3192		
				計	1	1,200					
			南会津町						<233> (310)		
				七ヶ岳	15,831	2,956	○	27	11027		
				富貴沢	4,900	298		28	3346		
				前沢入	1,630	214		29	4645		
				大上沢	701	182		30	14658		
				沼ノ平	500	121		31	14654		
				白沢	700	266		32	3184		
下山森戸沢	3,891	189			33	3192					
界	4,800	598			34	12204					
富沢	3,000	1,354			35	2099					
計	9	35,953									
合計			22	58,551							

(注) 上段( )は国有林、< >は官行造林の面積で内数

別表4 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

所 在		面 積	留意すべき事項	
市 町 村	地 区 (林 班)			
総 数		183,081.04	1 伐採に当たっては、制限林の定められた施業方法によること。 2 立木の伐採に当たっては、水源かん養機能、山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう小面積区分皆伐とすること。 3 土地の形質の変更は極力行わないこととし、変更する場合にあっても、その目的に応じた必要最小限の規模にとどめ、土砂の流出防止等の施設を設ける等、十分土地の保全に留意すること。	
会津農林事務所	会津若松市	9,923.99		
	(会津若松)	林班の全部 43-47, 50-88, 91-94, 97, 100-103, 105, 107-112, 114-117, 122, 123, 128-155, 157-180 林班の一部 1-3, 5, 8, 9, 17, 18, 21, 27, 28, 35, 38, 42, 48, 49, 89, 95, 96, 106, 113, 118, 121, 124, 126, 156, 181-184		9,917.30
	(河東)	林班の全部 林班の一部 1, 7, 8		6.69
	喜多方市	15,644.66		
	(喜多方)	林班の全部 3, 9, 13, 15, 29, 30, 32-45, 48, 54, 55, 61, 62 林班の一部 4-6, 8, 10-12, 14, 20, 25, 26, 28, 31, 46, 47, 53, 56, 60		2,821.55
	(熱塩加納)	林班の全部 1-3, 5-13, 16, 19, 21-34, 42-61, 64-82, 88 林班の一部 14, 15, 17, 18, 20, 35-38, 41, 63, 83-87, 89		7,897.27
	(塩川)	林班の全部 3 林班の一部 1, 2, 8		187.70
	(山都)	林班の全部 2, 3, 12, 13, 30, 33-40, 42, 43, 45-49, 54, 55, 57, 59-64, 66, 67, 69, 71, 72 林班の一部 6, 8-11, 15, 17, 20-22, 24-26, 31, 32, 41, 44, 50, 56, 65, 68, 70, 74-78, 80-83		3,667.93
	(高郷)	林班の全部 12, 13, 17, 21-26, 36, 37, 45 林班の一部 1-11, 15, 16, 20, 27-31, 33, 38, 39, 51		1,070.21
	北塩原村	林班の全部 10, 14-22, 24, 31-35, 39-65 林班の一部 3, 4, 7-9, 11, 12, 23, 25, 27, 38		4,925.52
	西会津町	林班の全部 1, 5, 24, 27, 29, 32-39, 41, 43, 45, 57, 58, 67, 68, 79-81, 84, 88, 92, 93, 97, 98, 100-106, 109-111, 113-117, 126-134, 146, 147, 149-162, 164, 168-170, 172, 183-188, 192, 193, 196-211 林班の一部 2, 3, 12, 15, 18-20, 23, 28, 30, 40, 46, 49, 50, 54-56, 64-66, 70, 71, 73, 75, 77, 78, 83, 87, 89, 90, 95, 96, 99, 107, 108, 112, 122-124, 135, 137, 138, 163, 165-167, 171, 174, 178-180, 182, 190, 191, 194		12,608.58
	磐梯町	林班の全部 3, 4, 10, 18, 19, 23, 25-30 林班の一部 9, 16, 17, 20, 22, 24, 31-34, 41		1,820.95

所 在		面 積	留意すべき事項
市 町 村	地 区 (林 班)		
猪苗代町	林班の全部	1, 4-16, 20-27, 30-32, 44, 46-48, 52, 82-90, 92-99, 101-104, 110-112, 114-118, 135-138, 142, 143, 146, 147, 161-163, 165, 170, 173-178, 181, 182, 184-187	9,865.15
	林班の一部	2, 3, 17-19, 29, 34, 35, 42, 43, 45, 49-51, 53, 54, 56, 61, 73, 76, 79, 91, 100, 105-109, 113, 121, 124, 125, 129, 132, 134, 139, 141, 144, 145, 148, 151, 157, 164, 166, 168, 169, 171, 172, 179, 180, 183	
会津坂下町	林班の全部	22-24, 30, 32, 33	877.12
	林班の一部	3, 8, 10, 13, 16, 17, 19, 21, 26-29, 31, 34	
柳津町	林班の全部	1-7, 13, 16, 19, 23, 24, 30, 31, 45, 46, 58-65, 67-70, 75-78, 80-84, 88, 90, 92-94, 99, 102, 109, 110, 112, 114, 115, 118-120, 131-134, 144-155	7,325.79
	林班の一部	8-12, 14, 15, 17, 18, 20-22, 25, 28, 29, 33-36, 39, 43, 44, 48-56, 66, 71-74, 79, 85-87, 89, 91, 96-98, 100, 101, 103-108, 113, 116, 117, 121, 130, 135, 136, 139, 141	
三島町	林班の全部	1-4, 7-15, 23, 24, 26-28, 31, 32, 34-56, 60, 62-64, 67, 68, 70, 71	5,469.53
	林班の一部	6, 16-18, 21, 22, 25, 30, 33, 57, 61, 66, 69	
金山町	林班の全部	4, 7, 12-14, 16-47, 50-55, 57-63, 66-72, 75-87, 89-105	9,298.17
	林班の一部	3, 5, 6, 8, 9, 11, 15, 48, 49, 56, 65, 73, 74	
昭和村	林班の全部	4, 5, 10-12, 14, 16, 17, 19, 20, 24, 27, 28, 30-32, 35, 40-42, 45, 47-50	2,882.89
	林班の一部	1, 6, 9, 13, 15, 18, 23, 25, 29, 33, 34, 37-39, 44, 46, 53	
会津美里町			13,647.95
(会津高田)	林班の全部	5-7, 27, 31-63, 75-117, 120, 122-126, 130-138	12,169.21
	林班の一部	4, 9, 11-17, 25, 26, 28, 29, 65, 67-70, 73, 118, 119, 121, 127-129, 139	
(会津本郷)	林班の全部	1, 2, 6, 22, 27, 28	683.20
(新鶴)	林班の一部	3-5, 7, 8, 24, 25	795.54
	林班の全部	4-7, 15-17, 22, 24, 25, 28	
計	林班の一部	1, 8-14, 18, 19, 23, 26, 27	94,290.30

所 在		面積	留意すべき事項	
市 町 村	地 区 (林 班)			
南 会 津 農 林 事 務 所	下郷町	林班の全部 1-5, 9-12, 14, 16-19, 22, 26-34, 36-56, 58-61, 63, 67-94, 97, 104, 107, 108, 116-120, 122-157, 162-187, 189, 213-216, 219, 220, 225, 230-233, 240, 242-245, 259, 260, 264, 265, 267, 268, 273, 277-279, 281, 283, 284  林班の一部 6-8, 13, 15, 20, 21, 23-25, 35, 57, 62, 64, 66, 95, 96, 98, 99, 103, 105, 106, 109-111, 113-115, 121, 158-161, 188, 190-192, 194, 217, 218, 221, 223, 224, 226-229, 234, 235, 248, 255-258, 261, 262, 266, 269, 270, 274-276, 280, 282	17,565.78	
	檜枝岐村	林班の全部 1-12, 16-20 林班の一部	1,733.34	
	只見町	林班の全部 1-6, 8-11, 13, 14, 18-51, 55-58, 60-64, 69-99, 101, 103, 108-123, 125, 127, 129-132, 135, 137-151, 153-161, 165-173  林班の一部 7, 12, 15, 16, 52-54, 59, 65-68, 100, 102, 104-107, 124, 126, 128, 133, 134, 136, 152, 162-164, 174	20,285.43	
	南会津町		49,206.19	
	( 田島 )	林班の全部 1-8, 10, 13, 15-21, 28-30, 33-90, 93, 95, 97, 100-104, 107, 112-119, 125-130, 132-169, 172, 174-195, 197-201, 203-205, 207-212, 218, 223-226, 229-235, 242-245, 252-255, 258, 259, 262, 265-278, 285, 286, 294, 298-312, 314, 317, 320, 321, 329, 331-337, 341, 350, 351, 353-355  林班の一部 9, 11, 12, 14, 22-27, 31, 32, 91, 92, 96, 98, 99, 105, 106, 108-110, 120, 122-124, 131, 170, 171, 173, 196, 202, 206, 219, 220, 227, 228, 236, 256, 257, 260, 261, 264, 279, 281-284, 287, 289-293, 295-297, 313, 315, 316, 322-324, 326-328, 330, 338, 339, 342, 345, 346, 348, 349, 352, 356-359	24,365.23	
	( 籠岩 )	林班の全部 1, 3-5, 8-11, 17-19, 25, 26, 30-36, 38-57, 60, 61, 63, 64, 67, 71-78, 81, 84, 86, 96  林班の一部 2, 6, 7, 12-14, 16, 20, 21, 23, 24, 27-29, 37, 58, 59, 62, 65, 66, 68-70, 79, 80, 82, 83, 85, 87-95, 97	11,061.87	
	( 伊南 )	林班の全部 1, 2, 4, 7, 8, 11, 14-26, 28-43, 45-51, 53-55, 58-63  林班の一部 9, 10, 12, 13, 27, 44, 52, 56	4,532.21	
	( 南郷 )	林班の全部 1-7, 9-12, 14-16, 18, 19, 21-38, 40-47, 49-63, 65, 66, 68-74, 78-89  林班の一部 8, 13, 17, 20, 39, 48, 67, 75-77	9,246.88	
	計		88,790.74	

(注) 1 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区は、森林計画図に表示する森林とする。

別表5 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする  
森林の種類別の所在及び面積等

総括表

単位 面積:ha

指定/解除	種類	森林の所在		面積	備考
		農林事務所	うち前半5年分		
指定	水源かん養保安林	会 津		1,675	802
		南 会 津		1,126	730
		計		2,801	1,532
	土砂流出防備保安林	会 津		932	466
		南 会 津		1,316	729
		計		2,248	1,195
	土砂崩壊防備保安林	会 津		10	4
		南 会 津		4	2
		計		14	6
	なだれ防止保安林	会 津		13	5
		南 会 津		30	30
		計		43	35
	合 計	会 津		2,630	1,277
		南 会 津		2,476	1,491
		計		5,106	2,768
解除	水源かん養保安林	会 津		3	3
		南 会 津		1	1
		計		4	4
	土砂流出防備保安林	会 津		2	2
		南 会 津		-	-
		計		2	2
	防風保安林	会 津		1	1
		南 会 津		-	-
		計		1	1
	なだれ防止保安林	会 津		2	1
		南 会 津		-	-
		計		2	1
	合 計	会 津		8	7
		南 会 津		1	1
		計		9	8

(注)「-」は該当なしを示す。

指定/ 解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を 必要とする理由	備考
		市町村	区域		うち前半5年分		
指定	水源かん養 保安林	会津若松市	157-166	150	70	水源の <sup>かん</sup> 涵養	
		喜多方市(喜多方)	26-27	100	50		
		喜多方市(熱塩加納)	31,83-85	115	55		
		喜多方市(山都)	11,12,46	90	30		
		喜多方市(高郷)	18,19,20	30	30		
		北塩原村	42	30	12		
		西会津町	17-20,39	215	96		
		猪苗代町	134-143	150	70		
		柳津町	101-108	150	70		
		三島町	2,3,30,60,62, 67,68	224	112		
		金山町	45-47	310	150		
		昭和村	32	35	10		
		会津美里町(会津高田)	80,91-93	76	47		
		小計		1,675	802		
		土砂流出 防備保安林	土砂の流出の防 備	会津若松市	20,167-169		
喜多方市(喜多方)	3,5,8,9			82	45		
喜多方市(熱塩加納)	25,32			98	48		
喜多方市(山都)	6,78			92	42		
西会津町	42,106			82	32		
猪苗代町	96-98,187			87	65		
会津坂下町	6			59	29		
柳津町	19-21,82,83			90	30		
三島町	22,23,43,44, 58,59			87	37		
金山町	33,35,36,81			51	23		
昭和村	24			32	10		
会津美里町(会津高田)	20,21,138			54	47		
小計				932	466		
土砂崩壊 防備保安林	土砂の崩壊の防 備			西会津町	107	7	3
		金山町	33	3	1		
		小計		10	4		
なだれ防止 保安林	なだれの危険の 防止	西会津町	96	3	1		
		三島町	62	10	4		
		小計		13	5		
合計				2,630	1,277		



指定/解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域	うち前半5年分			
解除	水源かん養保安林	磐梯町	27, 28	1	1	スキー場用地 風力発電用地 道路用地	
		猪苗代町	82~85	2	2		
		小計		3	3		
	土砂流出防備保安林	喜多方市(山都)	15	1	1	道路用地	
		三島町	56	1	1		
		小計		2	2		
	防風保安林	猪苗代町	124,125,144	1	1	道路用地 指定理由の消滅	
		小計		1	1		
	なだれ防止保安林	喜多方市(山都)	15	1	1	道路用地	
		三島町	4	1	1		
		小計		2	1		
			合計		8	7	

注) 小数点以下四捨五入とする。ただし、個別箇所毎の欄については、0より大きく1.4下のものは1で示している。しかし、小計や合計欄は実数の近似値を示すため0と示されていることから合計が一致しない場合がある。

指定/ 解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を 必要とする理由	備考	
		市町村	区域		うち前半5年分			
指定	水源かん養 保安林	下郷町	9	14		水源の <sup>かん</sup> 涵養		
		只見町	24,64,67,68	534	253			
		南会津町(田島)	54,55,56,57, 58,135,164	211	211			
		南会津町(舘岩)	85	131	131			
		南会津町(南郷)	20,57	236	135			
		小計		1,126	730			
	土砂流出 防備保安林	下郷町	69,245,266	129	105	土砂の流出の防 備		
		只見町	5,7,16,20,44, 47,53,120, 130,153	608	304			
		南会津町(田島)	21,59,102,164 ,260,346	208	84			
		南会津町(舘岩)	10,11,13,14, 80,87,89	140	119			
		南会津町(伊南)	4,28,50,55	185	109			
		南会津町(南郷)	4,35	46	8			
		小計		1,316	729			
	土砂崩壊 防備保安林	只見町	47,125	4	2	土砂の崩壊の防 備		
		小計		4	2			
	なだれ防止 保安林	檜枝岐村	18	30	30	なだれの危険の 防止		
		小計		30	30			
	合計				2,476	1,491		
	解除	水源かん養 保安林	南会津町	73,74,75	1	1	道路用地	
			小計		1	1		
		合計		1	1			

注) 小数点以下四捨五入とする。ただし、個別箇所毎の欄については、0より大きく1.4下のものは1で示している。しかし、小計や合計欄は実数の近似値を示すため0と示されていることから合計が一致しない場合がある。

別表6 実施すべき治山事業の数量

会津農林事務所

単位 地区

森林の所在		治山事業 施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域(林班)		うち前半 5年分		
会津若松市		11	5		
(会津若松)	平潟(21) 黒岩(97) 上三寄(115,122,123) 高川(145,148) 上小塩(156,157) 大川(161) 御山(107,108) 芦ノ牧(170,177)	(11)	(5)	溪間工 山腹工 本数調整伐等	
喜多方市		30	15		
(喜多方)	慶徳(3,4,6,8,9) 上三宮(10,12,15) 岩月(20,26,46) 関柴(56) 熊倉(61,62)	(8)	(4)	溪間工 山腹工 本数調整伐等	
(熱塩加納)	板沢(2,3) 宮川(18) 加納(30-34) 相田(38,42,48,49,52,53) 熱塩(63,65,72,73,86)	(10)	(5)	溪間工 山腹工 地下水排除工 本数調整伐等	地すべり防止事業
(塩川)	常世(3) 金橋(8)	(2)	(1)	山腹工 本数調整伐等	
(山都)	木幡(23,24) 早稲谷(30,33) 相川(41) 一ノ木(48) 朝倉(64,68-71) 小舟寺(77,78)	(6)	(4)	溪間工 山腹工	地すべり防止事業
(高郷)	磐見(21,22) 上郷(30) 揚津(10,12)	(4)	(1)	溪間工 山腹工 本数調整伐等	
北塩原村	北山(1) 大塩(11,19-21,27) 檜原(57)	3	2	溪間工 山腹工	

森林の所在		治山事業 施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域(林班)		うち前半 5年分		
西会津町	奥川(18,24,27,34-37,39,40) 登世島(84) 睦合(96-98,100,101) 下谷(103-105,107-109,112,113) 野沢(90,122-124,129,130,134,151) 宝坂(185) 上野尻(167,168)	12	6	溪間工 山腹工 本数調整伐等	
磐梯町	大谷(10) 磐梯(18) 更科(26)	3	1	本数調整伐等	
猪苗代町	若宮(24) 沼尻(48,49) 蚕養(82-84) 三郷(96-98,101,102) 川桁(109-112) 関都(113-115,117) 山神原(187)	10	5	溪間工 山腹工 本数調整伐等	
会津坂下町	束松(3,6-8) 見明(19)	5	3	溪間工	地すべり防止事業
柳津町	飯谷(5-8,12,15-17) 細八(44-46) 柳津(49) 軽井沢(60-62) 郷戸(74) 久保田(81,82,87-91) 牧沢(92,93,96,97,99) 大成沢(133-136) 五畳敷(150) 湯八木沢(154) 塩野(63)	16	8	溪間工 山腹工 本数調整伐等 地下水排除工	地すべり防止事業
三島町	滝谷(1,2,4) 大谷(22) 浅岐(31) 間方(40,41,43) 大石田(61,62,64,65) 西方(58) 早戸(69,70)	9	5	溪間工 山腹工 本数調整伐等	

森林の所在		治山事業 施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域(林班)		うち前半 5年分		
金山町	太郎布(8) 大栗山(13,16) 水沼(18,19,20) 中川(21) 大志(30,31) 川口(33,35-38) 小栗山(39,40) 八町(42) 玉梨(46) 西谷(52-55) 本名(75,77) 越川(78,81) 山入(92,93) 滝沢(100) 大塩(101-105)	26	14	溪間工 山腹工 本数調整伐等	
昭和村	両原(11) 喰丸(12) 野尻(31,32) 松山(34,35) 下中津川(24)	5	2	溪間工	
会津美里町		15	8		
(会津高田)	東尾岐(27,41,54,69) 松坂(97,98) 宮川(104) 西尾(113) 吉田(122) 蛇喰(123,124) 八木沢(137,138) 寺入(11,12)	(11)	(6)	溪間工 本数調整伐等	
(会津本郷)	瀬戸町(28)	(2)	(1)	山腹工 本数調整伐等	
(新鶴)	佐賀瀬川(4,6,7) 上平(11)	(2)	(1)	溪間工 山腹工	
合 計		145	74		

森林の所在		治山事業 施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域(林班)		うち前半 5年分		
下郷町	小沼崎(1,2,6) 中山(248) 枝松(58-62) 音金(138,140,148,153,157, 162,163,179,180) 澳田(80,90-94,96) 三ツ井(265,266) 高隲(30,33,41,45,46, 49-51,55,66) 南倉沢(129) 白岩(70) 湯野上(9,10) 栄富(230,245) 豊成(218,219,221)	38	15	溪間工 山腹工 本数調整伐等	
檜枝岐村	帝釈山(4) 駒ヶ岳(18-20) 葎ヶ平(1)	5	3	溪間工 山腹工 本数調整伐等	
只見町	黒谷(67,68,95,100-102) 塩ノ岐(158,159,166,167) 長浜(61-64) 檜戸(114,118,120) 布沢(125,130,136,139) 梁取(143,144,145) 石伏(30) 熊倉(55,56) 荒島(53,54) 叶津(15,16,20) 只見(23,24) 塩沢(5) 寄岩(7) 朝倉(64,68-71) 小川(45-47) 黒沢(44) 二軒在家(152,153) 蒲生(13)	56	40	溪間工 山腹工 本数調整伐等	

森林の所在		治山事業 施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域(林班)		うち前半 5年分		
南会津町		97	64		
(田島)	金井沢(329) 糸沢(133,134,135,146-148,164) 長野(21) 針生(232,234,242,260,289,290) 静川(259,322,323) 滝ノ原(193,194,198) 水無(90) 塩江(346) 中荒井(102) 藤生(256)	(26)	(13)	溪間工 山腹工 本数調整伐等	
(館岩)	湯ノ花(67,72,73,78) 塩ノ原(83-85,87,89) 八総(4,5,10,11-14) 宮里(91,96) 田ノ瀬(80,85)	(28)	(23)	溪間工 山腹工 本数調整伐等	
(伊南)	古町(1) 白沢(10-12,24) 宮沢(8,29) 小塩(37) 青柳(35,40-42) 内川(49,50) 小立岩(53) 大桃(52,53,55,56) 多々石(4) 浜野(28) 耻風(48)	(31)	(22)	溪間工 山腹工 本数調整伐等	
(南郷)	宮床(2,4) 東(20) 鶴巣(35) 和泉田(49-51,53,54) 下山(57) 山口(23)	(12)	(6)	溪間工 山腹工 本数調整伐等	
合 計		196	122		

別表 7 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

該当なし



別表8 保安林その他制限林の施業方法

単位 面積:ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考			
	市町村	区域		伐採方法	その他				
水源かん養保安林	会津若松市 (会津若松)	8, 65-78, 82-88, 101-103, 106, 107, 109, 110, 112, 122, 140- 148, 173-180	2,529.31	皆伐					
		102, 107	4.60	択伐					
		70, 82, 83, 87, 101, 146, 148, 180	60.59	なし					
	喜多方市 (喜多方)	13-15, 29, 30, 33- 46, 55, 60-62	1,204.14	皆伐		34林班0.06ha 砂防指定地と重複 34林班62.43ha 国立公園普通地域と重複 35林班1.45ha 砂防指定地と重複 35林班107.87ha 国立公園普通地域と重複 36林班63.74ha 国立公園普通地域と重複 37林班60.02ha 国立公園普通地域と重複 38林班2.21ha 砂防指定地と重複 38林班68.51ha 国立公園普通地域と重複 39林班1.88ha 砂防指定地と重複 39林班13.00ha 国立公園普通地域と重複 40林班29.18ha 国立公園普通地域と重複 41林班97.04ha 国立公園普通地域と重複 42林班97.00ha 国立公園普通地域と重複 46林班0.80ha 砂防指定地と重複 60林班1.82ha 国立公園普通地域と重複 61林班64.59ha 国立公園普通地域と重複 62林班30.17ha 保健保安林と重複 62林班30.73ha 国立公園普通地域と重複			
						15, 46, 61, 62	220.76	択伐	61林班124.21ha 国立公園普通地域と重複 62林班7.43ha 保健保安林と重複 62林班82.50ha 国立公園普通地域と重複
						14, 15, 35-37, 39, 40, 61	33.33	なし	35林班1.92ha 国立公園普通地域と重複 36林班11.37ha 国立公園普通地域と重複 37林班5.65ha 国立公園普通地域と重複 39林班0.28ha 国立公園普通地域と重複 40林班9.46ha 国立公園普通地域と重複 61林班4.12ha 国立公園普通地域と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
	(熱塩加納)	5-7, 17, 21-24, 26-34, 42-44, 46- 60, 63-82, 87, 88	5,370.86	皆伐		28林班54.23ha 砂防指定地と重複 47林班3.66ha 砂防指定地と重複 48林班2.08ha 砂防指定地と重複 49林班3.79ha 砂防指定地と重複 50林班1.95ha 砂防指定地と重複 51林班0.34ha 砂防指定地と重複 52林班4.51ha 砂防指定地と重複 53林班4.48ha 砂防指定地と重複 59林班3.24ha 砂防指定地と重複 74林班10.66ha 砂防指定地と重複 88林班0.53ha 保健保安林と重複
		17, 29, 31, 33, 42, 63, 65, 73, 78, 88	136.09	択伐		33林班0.15ha 土砂流出防備保安林と重複 65林班30.76ha 砂防指定地と重複 73林班1.67ha 砂防指定地と重複 78林班0.19ha 砂防指定地と重複 88林班19.70ha 保健保安林と重複
		22, 34, 49, 50, 63, 65, 66, 68, 70, 75-77, 88	101.85	なし		65林班0.11ha 砂防指定地と重複 88林班0.42ha 保健保安林と重複
	(塩川)	3	68.95	皆伐		3林班63.88ha 保健保安林と重複 3林班63.88ha 国立公園普通地域と重複
		3	39.33	禁伐		3林班1.90ha 保健保安林と重複 3林班1.90ha 国立公園普通地域と重複
	(山都)	2, 9, 10, 13, 33, 34, 46, 55, 72, 76-78, 80, 81	669.87	皆伐		55林班165.73ha 国立公園第三種特別地域と重複 77林班5.41ha 土砂流出防備保安林と重複
		76, 81	7.17	択伐		
		76, 77	0.12	なし		

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
	北塩原村	14, 15, 32, 33, 43, 44, 47, 50, 51, 62, 63	714.74	皆伐		43林班37.88ha 国立公園第三種特別地域と重複 44林班11.62ha 国立公園第三種特別地域と重複 47林班15.87ha 国立公園第三種特別地域と重複 50林班34.45ha 国立公園普通地域と重複 51林班132.60ha 国立公園第二種特別地域と重複 51林班16.18ha 国立公園第三種特別地域と重複 51林班148.78ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複 62林班186.60ha 国立公園第二種特別地域と重複 63林班22.56ha 国立公園第三種特別地域と重複
		50	1.77	択伐		50林班1.33ha 国立公園第二種特別地域と重複
	西会津町	18-20, 70, 71, 108-111, 123, 124, 126, 137, 138, 151-157, 170, 196-211	2,678.26	皆伐		124林班0.14ha 保健保安林と重複 126林班14.29ha 干害防備保安林と重複 152林班11.62ha 県自然環境保全地域普通地区と重複 153林班21.22ha 県自然環境保全地域普通地区と重複 154林班12.06ha 県自然環境保全地域普通地区と重複 157林班31.14ha 県自然環境保全地域普通地区と重複
		105, 108, 123, 124, 153, 157	75.33	択伐		105林班0.89ha 土砂流出防備保安林と重複 123林班4.15ha 保健保安林と重複 124林班16.74ha 保健保安林と重複 153林班45.29ha 県自然環境保全地域特別地区と重複 157林班5.54ha 県自然環境保全地域普通地区と重複
156		0.21	禁伐		156林班0.21ha 文化財保護法による史跡名勝天然記念物にかかる森林と重複	
	磐梯町	19, 20, 124	1.54	なし		124林班0.01ha 保健保安林と重複
		3, 10, 17-20, 24-28, 30, 33	1,009.41	皆伐		10林班89.29ha 国立公園第三種特別地域と重複 17林班1.89ha 国立公園第三種特別地域と重複 18林班79.06ha 国立公園第三種特別地域と重複 19林班14.54ha 国立公園第三種特別地域と重複 25林班166.07ha 国立公園第三種特別地域と重複 26林班198.04ha 国立公園第三種特別地域と重複 27林班164.68ha 国立公園第三種特別地域と重複 28林班43.29ha 国立公園第三種特別地域と重複 33林班38.99ha 国立公園第三種特別地域と重複

単位 面積:ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
		18, 28	126.19	択伐		18林班5.50ha 国立公園第三種特別地域と重複 28林班120.69ha 保健保安林と重複 28林班120.69ha 国立公園第三種特別地域と重複
		28, 29	97.42	禁伐		28林班30.88ha 国立公園特別保護地区と重複 29林班66.54ha 国立公園特別保護地区と重複
		17	0.17	なし		
	猪苗代町	6, 13, 14, 16, 26, 27, 45, 47-49, 82-86, 118, 121, 145, 184-186	1,301.53	皆伐		6林班64.54ha 国立公園第二種特別地域と重複 13林班17.05ha 国立公園第三種特別地域と重複 14林班40.81ha 国立公園第三種特別地域と重複 16林班73.55ha 国立公園普通地域と重複 45林班17.54ha 国立公園普通地域と重複 47林班82.78ha 国立公園第三種特別地域と重複 48林班88.95ha 国立公園第三種特別地域と重複 49林班3.00ha 国立公園第三種特別地域と重複 85林班1.20ha 砂防指定地と重複 86林班0.09ha 砂防指定地と重複 184林班58.04ha 国立公園第二種特別地域と重複 184林班122.94ha 国立公園第三種特別地域と重複 185林班33.07ha 国立公園第二種特別地域と重複 185林班12.38ha 国立公園第三種特別地域と重複 186林班18.88ha 国立公園第二種特別地域と重複
		45, 46	32.31	択伐		45林班0.30ha 国立公園普通地域と重複 46林班32.01ha 国立公園第二種特別地域と重複
		49, 83	0.67	なし		
	柳津町	1-6, 22, 63, 114, 115, 118-120, 147, 149	1,089.52	皆伐		3林班7.00ha 保健保安林と重複
		5	0.01	択伐		
		115	0.14	禁伐		
		5	0.42	なし		
	三島町	12, 30, 31, 35, 38-40, 42-45, 62, 64	829.19	皆伐		31林班1.80ha 砂防指定地と重複
		31, 63	484.01	択伐		31林班0.07ha 砂防指定地と重複 63林班10.70ha 保健保安林と重複
31, 44, 45		3.41	なし			

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
	金山町	8, 26, 27, 29, 30, 52-54, 60-63, 66-71, 74, 75, 92, 93, 97-100	2,075.39	皆伐		8林班85.21ha 国定公園普通地域と重複 26林班9.46ha 国定公園普通地域と重複 27林班105.62ha 国定公園普通地域と重複 29林班6.75ha 国定公園普通地域と重複 30林班11.80ha 国定公園普通地域と重複 60林班1.36ha 砂防指定地と重複 63林班1.44ha 砂防指定地と重複 99林班16.40ha 国定公園普通地域と重複 100林班0.18ha 国定公園普通地域と重複
		8, 26, 27, 53, 63, 99, 100	118.93	択伐		8林班1.26ha 国定公園普通地域と重複 26林班82.74ha 国定公園普通地域と重複 27林班22.32ha 国定公園普通地域と重複
		8, 26, 67, 98, 100	24.20	なし		8林班0.31ha 国定公園普通地域と重複 26林班0.15ha 国定公園普通地域と重複
	昭和村	39	24.34	皆伐		
	会津美里町 (会津高田)	6, 7, 11-16, 27-29, 32-51, 54, 55, 63, 78, 79, 81-90, 96-101, 104-107, 109-113, 123-127, 129, 130, 132, 133	5,879.69	皆伐		82林班72.93ha 保健保安林と重複 83林班176.57ha 保健保安林と重複 84林班99.41ha 保健保安林と重複 85林班151.12ha 保健保安林と重複 86林班135.60ha 保健保安林と重複 87林班105.71ha 保健保安林と重複 88林班129.88ha 保健保安林と重複 89林班131.86ha 保健保安林と重複 123林班26.72ha 土砂流出防備保安林と重複 126林班0.10ha 砂防指定地と重複
		7, 39, 99, 100, 104	78.24	択伐		
		7	0.04	なし		
		(会津本郷)	28	4.34	皆伐	
	28		43.05	択伐		28林班18.20ha 土砂流出防備保安林と重複 28林班43.05ha 保健保安林と重複 28林班2.37ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 28林班22.48ha 県立自然公園第三種特別地域と重複
	(新鶴)	15-18	83.54	皆伐		
16		4.04	択伐			

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
	下郷町	39-56, 58-60, 63, 64, 73, 81-84, 96, 109, 114, 121, 213, 218-221, 228, 276-281, 283, 284	3,078.57	皆伐		41林班3.45ha 県立自然公園普通地域と重複 56林班23.02ha 県立自然公園普通地域と重複 58林班30.49ha 県立自然公園普通地域と重複 59林班45.64ha 県立自然公園普通地域と重複 60林班46.52ha 県立自然公園普通地域と重複 64林班39.44ha 県立自然公園普通地域と重複 281林班1.80ha 砂防指定地と重複
		59, 283, 284	0.25	禁伐		59林班0.07ha 県立自然公園普通地域と重複
		42-47, 50, 53, 56, 59, 83, 84	50.75	なし		59林班0.15ha 県立自然公園普通地域と重複
	檜枝岐村	19	6.37	択伐		19林班1.54ha 国立公園第二種特別地域と重複 19林班4.83ha 国立公園第三種特別地域と重複
	只見町	6-8, 51, 55, 59, 61, 69, 71-89, 92-101, 108-114, 137, 141, 164, 166, 170	6,035.67	皆伐		7林班34.01ha 土砂流出防備保安林と重複 71林班0.07ha 砂防指定地と重複 72林班5.44ha 砂防指定地と重複 73林班2.01ha 砂防指定地と重複 74林班0.90ha 砂防指定地と重複 79林班33.14ha 砂防指定地と重複 93林班207.58ha 国立公園第二種特別地域と重複 99林班134.36ha 砂防指定地と重複 100林班104.06ha 砂防指定地と重複 101林班11.90ha 土砂流出防備保安林と重複 101林班131.07ha 砂防指定地と重複
		51, 101	47.20	択伐		101林班0.36ha 土砂流出防備保安林と重複 101林班0.36ha 砂防指定地と重複
		55, 89	4.67	禁伐		89林班4.42ha 国立公園特別保護地区と重複
		7, 8, 87, 100, 101	12.49	なし		100林班0.18ha 砂防指定地と重複 101林班0.69ha 砂防指定地と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
	南会津町 (田島)	4, 6, 7, 13, 17, 22, 31-36, 40-45, 48, 49, 58, 60-82, 86- 90, 95, 104, 105, 107-109, 115- 118, 125-127, 135, 139, 140, 146-152, 154- 168, 174-177, 180-194, 196- 199, 230, 232- 234, 242, 245, 256, 259-262, 264-278, 285- 287, 290, 293, 294, 300-308, 311, 313, 322, 327, 333-339, 342, 345, 348- 353, 357, 358	11,134.88	皆伐		35林班54.93ha 砂防指定地と重複 40林班11.03ha 砂防指定地と重複 41林班63.54ha 砂防指定地と重複 42林班94.86ha 砂防指定地と重複 43林班119.51ha 砂防指定地と重複 44林班94.15ha 砂防指定地と重複 45林班106.59ha 砂防指定地と重複 48林班0.21ha 砂防指定地と重複 49林班38.30ha 砂防指定地と重複 58林班19.74ha 砂防指定地と重複 60林班96.34ha 砂防指定地と重複 61林班111.64ha 砂防指定地と重複 62林班95.62ha 砂防指定地と重複 63林班81.11ha 砂防指定地と重複 77林班95.14ha 砂防指定地と重複 78林班60.40ha 砂防指定地と重複 79林班50.38ha 砂防指定地と重複 80林班61.66ha 砂防指定地と重複 81林班59.36ha 砂防指定地と重複 82林班79.42ha 砂防指定地と重複 95林班10.65ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複 107林班5.23ha 砂防指定地と重複 108林班2.77ha 砂防指定地と重複 109林班6.34ha 砂防指定地と重複 115林班66.03ha 砂防指定地と重複 116林班29.44ha 砂防指定地と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
						117林班85.19ha 砂防指定地と重複 139林班63.13ha 土砂流出防備保安林と重複 147林班17.09ha 砂防指定地と重複 161林班26.95ha 土砂流出防備保安林と重複 180林班0.64ha 砂防指定地と重複 181林班0.05ha 砂防指定地と重複 182林班1.75ha 砂防指定地と重複 194林班11.48ha 砂防指定地と重複 197林班0.25ha 砂防指定地と重複 198林班2.76ha 砂防指定地と重複 199林班4.32ha 砂防指定地と重複 233林班1.38ha 県自然環境保全地域特別地区と重複 234林班1.45ha 県自然環境保全地域普通地区と重複 242林班5.15ha 県自然環境保全地域普通地区と重複 265林班34.60ha 県自然環境保全地域普通地区と重複 266林班27.48ha 県自然環境保全地域普通地区と重複 267林班30.08ha 県自然環境保全地域普通地区と重複 268林班64.27ha 県自然環境保全地域普通地区と重複 269林班41.22ha 県自然環境保全地域普通地区と重複 301林班10.35ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複 302林班1.28ha 砂防指定地と重複 303林班4.63ha 砂防指定地と重複 303林班30.24ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複 304林班3.86ha 砂防指定地と重複 305林班1.36ha 砂防指定地と重複 338林班1.09ha 砂防指定地と重複



種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
		86, 87, 89, 90, 95, 107, 126, 146, 147, 162, 232-234, 265-267, 301, 303	250.50	択伐		95林班20.30ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複 107林班26.45ha 土砂流出防備保安林と重複 146林班0.51ha 砂防指定地と重複 147林班0.73ha 砂防指定地と重複 232林班0.90ha 県自然環境保全地域特別地区と重複 233林班58.86ha 県自然環境保全地域特別地区と重複 234林班32.10ha 県自然環境保全地域特別地区と重複 265林班19.32ha 県自然環境保全地域特別地区と重複 266林班31.04ha 県自然環境保全地域特別地区と重複 267林班8.30ha 県自然環境保全地域特別地区と重複 301林班8.81ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複 303林班12.15ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複
		105, 278	4.03	禁伐		105林班0.03ha 保安施設地区と重複 278林班3.97ha 県自然環境保全地域特別地区と重複
		22, 70, 71, 95, 147, 148, 264, 286, 327	37.57	なし		95林班0.51ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複 95林班0.51ha その他と重複 147林班4.19ha 砂防指定地と重複
	( 籠岩 )	1-6, 9, 12, 16-18, 23, 25, 26, 29-35, 41-60, 67, 72-80, 74-77	5,816.95	皆伐		25林班1.98ha 砂防指定地と重複
		74-77	311.97	択伐		74林班51.10ha 国立公園第二種特別地域と重複 75林班125.41ha 国立公園第二種特別地域と重複 75林班8.23ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複 76林班62.46ha 国立公園第二種特別地域と重複 76林班16.68ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複 77林班73.00ha 国立公園第二種特別地域と重複
		3, 32	6.73	なし		
	( 伊南 )	8-13, 22-25, 29, 30, 32, 33, 35-37, 40-43, 53, 59-63	1,558.75	皆伐		41林班1.30ha 砂防指定地と重複 42林班0.30ha 砂防指定地と重複 62林班44.10ha 保健保安林と重複 63林班0.76ha 保健保安林と重複
		7, 8, 12, 29, 30, 56, 62, 63	194.93	択伐		62林班56.62ha 保健保安林と重複 63林班127.32ha 保健保安林と重複
		23, 33	1.27	なし		

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
	(南郷)	8, 9, 30, 60-62, 79-83	1,046.96	皆伐		79林班2.45ha 砂防指定地と重複 83林班7.35ha 県自然環境保全地域普通地区と重複
		61	39.56	択伐		61林班39.56ha 保健保安林と重複
	計		56,869.09			
土砂流出防備保安林	会津若松市 (会津若松)	35, 54, 56, 59, 93, 106, 107, 114-118, 121-123, 126, 129, 130, 136, 156, 157, 159, 162, 167, 168, 170-174, 184	399.06	皆伐		121林班0.61ha 文化財保護法による史跡名勝天然記念物にかかる森林と重複 122林班1.32ha 文化財保護法による史跡名勝天然記念物にかかる森林と重複 170林班0.12ha 砂防指定地と重複 171林班24.05ha 県立自然公園第三種特別地域と重複 184林班1.36ha 県立自然公園普通地域と重複
		46, 51, 62, 93, 97, 106, 114, 115, 121, 123, 124, 126, 129, 130, 136, 156, 157, 167, 170, 171, 184	127.64	択伐		46林班0.96ha 風致地区と重複 46林班0.96ha 自然環境保全地域特別地区と重複 51林班1.77ha 風致地区と重複 51林班1.77ha 自然環境保全地域特別地区と重複 97林班62.80ha 風致地区と重複 97林班62.80ha 自然環境保全地域特別地区と重複 170林班2.38ha 砂防指定地と重複 171林班8.13ha 砂防指定地と重複 171林班8.13ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 184林班3.13ha 県立自然公園普通地域と重複
		111, 116, 171	6.86	禁伐		171林班0.61ha 県立自然公園第三種特別地域と重複
		49, 123, 171, 174	3.18	なし		49林班0.37ha 風致地区と重複 49林班0.37ha 自然環境保全地域特別地区と重複 171林班1.80ha 県立自然公園第三種特別地域と重複
	喜多方市 (喜多方)	5, 8-10, 29, 32-34, 39, 46, 53-56	537.71	皆伐		32林班1.78ha 砂防指定地と重複 32林班7.32ha 国立公園普通地域と重複 33林班0.86ha 砂防指定地と重複 33林班0.86ha 国立公園普通地域と重複 34林班0.68ha 砂防指定地と重複 34林班11.54ha 国立公園普通地域と重複 39林班1.92ha 砂防指定地と重複 39林班54.73ha 国立公園普通地域と重複
		3-6, 8-10, 15, 47, 53, 56	131.87	択伐		47林班2.48ha 砂防指定地と重複

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
		5, 32, 39	1.05	なし		39林班0.22ha 国立公園普通地域と重複
	(熱塩加納)	1, 14, 16-19, 33, 35, 37, 38, 42, 43, 45, 60, 61	170.91	皆伐		45林班0.18ha 砂防指定地と重複
		1, 2, 15, 17-20, 25, 31-34, 36, 38, 41, 42, 45	157.05	択伐		1林班0.91ha 砂防指定地と重複 33林班0.15ha 水源かん養保安林と重複
		42	0.27	なし		
	(山都)	3, 10, 24-26, 31, 32, 39-42, 48, 59-62, 64-68, 75-78, 82	240.23	皆伐		42林班0.12ha 砂防指定地と重複 64林班3.06ha 砂防指定地と重複 76林班0.21ha 砂防指定地と重複 77林班5.41ha 水源かん養保安林と重複
		9, 10, 15, 20-22, 24, 30, 32, 33, 39-41, 48, 50, 54, 60-62, 64, 68, 69, 71, 76-78, 83	168.10	択伐		41林班1.39ha 砂防指定地と重複 54林班0.06ha 国立公園第三種特別地域と重複 64林班1.74ha 砂防指定地と重複
		10, 20, 40, 62, 65, 66	2.42	なし		
	(高郷)	1, 2, 6, 7, 10, 11, 22, 23, 25, 30, 31, 37-39	180.96	皆伐		2林班1.60ha 国立公園普通地域と重複
		6, 10, 25, 26, 31, 38	27.62	択伐		
	北塩原村	18-20, 27, 38	9.27	皆伐		
		3, 4, 7, 8, 11, 12, 16, 18, 27	24.39	択伐		4林班4.54ha 風致保安林と重複
		57	66.32	禁伐		57林班49.95ha 国立公園特別保護地区と重複 57林班16.37ha 国立公園第一種特別地域と重複 57林班66.32ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複
	西会津町	2, 12, 24, 27, 29, 32-37, 39, 41, 43, 49, 50, 67, 78, 87, 89, 90, 95, 98, 101, 103, 105, 106, 111-113, 122, 127, 129, 130, 132, 134, 146, 147, 158, 162, 164, 171, 184	1,160.45	皆伐		95林班0.92ha なだれ防止保安林と重複 158林班59.08ha 県自然環境保全地域普通地区と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
		20, 33-35, 39-41, 46, 54-56, 65, 73, 75, 78, 84, 87, 89, 90, 98-101, 103, 105, 106, 111, 113, 122, 132, 135, 150, 157, 158, 164, 165, 167, 194	552.30	択伐		33林班0.89ha なだれ防止保安林と重複 34林班15.93ha なだれ防止保安林と重複 34林班0.20ha 砂防指定地と重複 35林班1.95ha なだれ防止保安林と重複 39林班11.21ha なだれ防止保安林と重複 105林班0.89ha 水源かん養保安林と重複 132林班52.70ha 保健保安林と重複 132林班12.28ha 県自然環境保全地域普通地区と重複 135林班0.21ha 風致保安林と重複 157林班29.61ha 県自然環境保全地域普通地区と重複 158林班20.14ha 県自然環境保全地域特別地区と重複 158林班9.90ha 県自然環境保全地域普通地区と重複
		56, 101, 113, 158, 165	1.03	なし		
	猪苗代町	1-4, 24, 92, 95-98, 101-104, 109-112, 114, 115, 173, 175-178, 187	1,467.84	皆伐		173林班68.90ha 国立公園第二種特別地域と重複 175林班40.15ha 国立公園第二種特別地域と重複 176林班60.25ha 国立公園第二種特別地域と重複 177林班5.17ha 国立公園第二種特別地域と重複 177林班31.00ha 国立公園第三種特別地域と重複 178林班9.80ha 国立公園第三種特別地域と重複 187林班12.56ha 国立公園第二種特別地域と重複
		5, 6, 96-98, 113-115, 176, 178	102.91	択伐		5林班23.42ha 国立公園第二種特別地域と重複 6林班1.60ha 国立公園第二種特別地域と重複 176林班2.38ha 国立公園第二種特別地域と重複 178林班5.19ha 国立公園第二種特別地域と重複
		111	0.31	禁伐		111林班0.31ha 保安施設地区と重複
		6, 109, 110, 112, 114	1.83	なし		6林班0.83ha 国立公園第二種特別地域と重複
	会津坂下町	10, 13, 16, 22, 28	11.69	皆伐		10林班0.41ha 国立公園普通地域と重複
		8, 13, 16, 19, 22, 24, 26, 28-30	19.90	択伐		
		10	0.20	なし		

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
	柳津町	8, 11, 12, 15, 16, 29-31, 33, 36, 43-45, 48, 50, 51, 53, 56, 59-61, 63, 64, 66, 72, 74, 76, 80, 82-85, 87-90, 92-94, 96-99, 106, 109, 112, 113, 115, 121, 133, 139, 141, 146, 147, 149, 151, 154	626.78	皆伐		11林班7.22ha 国定公園普通地域と重複 44林班0.49ha 国定公園普通地域と重複 83林班1.15ha 砂防指定地と重複 88林班0.69ha 砂防指定地と重複 149林班1.99ha 国定公園普通地域と重複 151林班2.17ha 国定公園普通地域と重複
		12, 15, 20, 43, 49-51, 53, 62-64, 66, 72, 74, 76, 80-83, 85, 87-94, 97, 99, 100, 104, 106, 109, 112, 113, 133, 141, 148, 152, 154	490.11	択伐		148林班1.79ha 国定公園普通地域と重複 152林班1.85ha 国定公園普通地域と重複
		56	0.10	禁伐		
	三島町	30, 31, 60, 61, 82	3.86	なし		
		1, 2, 16, 21, 22, 24-28, 31, 56, 57, 61, 66, 71	175.36	皆伐		1林班0.40ha 国定公園普通地域と重複 2林班0.06ha 国定公園普通地域と重複 16林班0.08ha 国定公園普通地域と重複 27林班0.95ha なだれ防止保安林と重複 57林班1.88ha 国定公園普通地域と重複
		1, 2, 14, 16, 21, 22, 24-27, 31, 56, 61, 63, 66, 70	43.30	択伐		2林班1.37ha 国定公園普通地域と重複 16林班0.24ha 国定公園普通地域と重複 61林班0.23ha 干害防備保安林と重複 63林班6.70ha 保健保安林と重複
		1, 22, 28	1.37	なし		

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
	金山町	14, 18, 20, 21, 30-34, 36-44, 49, 50, 52-57, 65, 76, 80-87, 89, 90, 92, 94, 101, 104, 105	852.60	皆伐		14林班0.92ha 国定公園普通地域と重複 20林班18.75ha 国定公園普通地域と重複 21林班17.69ha 国定公園普通地域と重複 30林班31.96ha 国定公園普通地域と重複 31林班0.92ha 国定公園普通地域と重複 32林班0.29ha 国定公園普通地域と重複 33林班0.13ha 国定公園普通地域と重複 34林班0.01ha 国定公園普通地域と重複 36林班4.43ha 国定公園普通地域と重複 37林班12.36ha 国定公園普通地域と重複 38林班5.61ha 国定公園普通地域と重複 39林班1.61ha 国定公園普通地域と重複 40林班0.36ha 国定公園普通地域と重複 41林班0.61ha 国定公園普通地域と重複 42林班0.35ha 国定公園普通地域と重複 43林班0.29ha 国定公園普通地域と重複 44林班11.02ha 国定公園普通地域と重複 49林班81.50ha 国定公園普通地域と重複 50林班63.60ha 国定公園普通地域と重複 52林班27.28ha 国定公園普通地域と重複 55林班79.21ha 国定公園普通地域と重複 56林班1.52ha 国定公園普通地域と重複 86林班0.60ha 国定公園普通地域と重複 101林班1.44ha 国定公園普通地域と重複
		11, 13, 18-21, 29- 36, 38-44, 46, 47, 49, 50, 53-56, 65, 81, 82, 84, 85, 87, 90, 94, 98, 99, 101, 104, 105	331.46	択伐		11林班4.55ha 国定公園普通地域と重複 13林班18.45ha 国定公園普通地域と重複 18林班52.20ha 国定公園普通地域と重複 19林班6.65ha 国定公園普通地域と重複 20林班13.68ha 国定公園普通地域と重複 21林班0.82ha 国定公園普通地域と重複 29林班0.41ha 国定公園普通地域と重複 30林班0.58ha 国定公園普通地域と重複 31林班17.18ha 国定公園普通地域と重複 32林班0.87ha 国定公園普通地域と重複 33林班0.81ha 国定公園普通地域と重複 34林班0.15ha 国定公園普通地域と重複

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
						35林班10.32ha 国定公園普通地域と重複 36林班10.90ha 国定公園普通地域と重複 38林班8.96ha 国定公園普通地域と重複 39林班25.90ha 国定公園普通地域と重複 40林班5.07ha 国定公園普通地域と重複 41林班10.93ha 国定公園普通地域と重複 42林班1.45ha 国定公園普通地域と重複 43林班2.41ha 国定公園普通地域と重複 44林班6.75ha 国定公園普通地域と重複 46林班1.14ha 国定公園普通地域と重複 47林班0.60ha 国定公園普通地域と重複 49林班5.51ha 国定公園普通地域と重複 50林班1.02ha 国定公園普通地域と重複 55林班3.19ha 国定公園普通地域と重複 56林班4.44ha 国定公園普通地域と重複 90林班0.63ha 保安施設地区と重複 101林班6.28ha 国定公園普通地域と重複
		56, 86, 87	0.38	禁伐		56林班0.07ha 国定公園普通地域と重複
		18-21, 32, 33, 35, 36, 38, 39, 43, 50, 53, 55-57, 65, 84, 86, 87, 105	9.29	なし		18林班1.20ha 国定公園普通地域と重複 19林班0.27ha 国定公園普通地域と重複 20林班0.32ha 国定公園普通地域と重複 21林班0.24ha 国定公園普通地域と重複 32林班0.08ha 国定公園普通地域と重複 33林班0.05ha 国定公園普通地域と重複 35林班0.20ha 国定公園普通地域と重複 36林班0.17ha 国定公園普通地域と重複 38林班2.02ha 国定公園普通地域と重複 39林班0.13ha 国定公園普通地域と重複 43林班0.13ha 国定公園普通地域と重複 50林班0.23ha 国定公園普通地域と重複 55林班0.46ha 国定公園普通地域と重複 56林班0.14ha 国定公園普通地域と重複
	昭和村	10, 23, 46, 47	60.92	皆伐		
		1, 9, 11, 23, 31, 34, 38, 46, 47	27.60	択伐		

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
	会津美里町 (会津高田)	11, 12, 27, 33, 56, 61, 67, 73, 75-77, 92, 99-103, 113, 116, 118-125, 134, 135, 138, 139	1,049.54	皆伐		67林班0.18ha 砂防指定地と重複 92林班0.09ha 砂防指定地と重複 101林班0.38ha 砂防指定地と重複 113林班0.96ha 砂防指定地と重複 123林班26.72ha 水源かん養保安林と重複
		11, 12, 80, 113, 114, 116, 136, 138	18.01	択伐		113林班0.10ha 砂防指定地と重複
	(会津本郷)	22, 28	4.04	皆伐		28林班3.52ha 水源かん養保安林と重複 28林班3.52ha 保健保安林と重複
		1, 22, 28	31.51	択伐		1林班3.79ha 県立自然公園普通地域と重複 28林班18.20ha 水源かん養保安林と重複 28林班22.92ha 保健保安林と重複 28林班1.46ha 県立自然公園第三種特別地域と重複
	(新鶴)	1, 5, 7, 10, 27	29.97	皆伐		
		4, 10, 11, 13, 22, 26, 27	25.38	択伐		
	下郷町	2, 3, 5, 6, 9-11, 16-18, 21, 22, 24- 26, 29, 30, 32-35, 38, 57, 59, 60, 62, 66-70, 74, 80, 85- 94, 107, 108, 115- 119, 123-128, 133, 137, 145- 149, 151-160, 162-186, 228, 230-232, 265, 267, 268	5,051.47	皆伐		2林班1.02ha 県立自然公園第三種特別地域と重複 3林班31.13ha 県立自然公園第三種特別地域と重複 3林班0.65ha 県立自然公園普通地域と重複 5林班20.10ha 県立自然公園第三種特別地域と重複 6林班4.32ha 県立自然公園第三種特別地域と重複 9林班0.41ha 県立自然公園普通地域と重複 10林班28.96ha 県立自然公園普通地域と重複 11林班1.06ha 砂防指定地と重複 11林班54.46ha 県立自然公園普通地域と重複 16林班7.82ha 県立自然公園普通地域と重複 17林班0.99ha 砂防指定地と重複 17林班28.34ha 県立自然公園普通地域と重複



種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
						18林班0.17ha 砂防指定地と重複 18林班1.01ha 県立自然公園普通地域と重複 25林班11.99ha 県立自然公園普通地域と重複 26林班0.36ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 29林班76.38ha 県立自然公園普通地域と重複 30林班6.18ha 県立自然公園普通地域と重複 32林班11.71ha 砂防指定地と重複 32林班0.26ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 32林班17.59ha 県立自然公園普通地域と重複 33林班0.13ha 砂防指定地と重複 33林班23.53ha 県立自然公園普通地域と重複 34林班29.38ha 砂防指定地と重複 35林班61.14ha 県立自然公園普通地域と重複 38林班62.44ha 県立自然公園普通地域と重複 57林班14.64ha 県立自然公園普通地域と重複 59林班2.10ha 県立自然公園普通地域と重複 60林班0.36ha 砂防指定地と重複 60林班0.36ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 62林班8.15ha 県立自然公園普通地域と重複 66林班3.06ha 県立自然公園普通地域と重複 67林班0.98ha 県立自然公園普通地域と重複 68林班22.02ha 県立自然公園普通地域と重複 69林班46.76ha 県立自然公園普通地域と重複 70林班0.47ha 県立自然公園普通地域と重複 115林班0.05ha 砂防指定地と重複 123林班1.73ha 砂防指定地と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
						125林班14.35ha 国立公園普通地域と重複 126林班80.76ha 国立公園普通地域と重複 127林班1.03ha 保健保安林と重複 127林班1.03ha 国立公園第三種特別地域と重複 128林班19.12ha 砂防指定地と重複 128林班19.12ha 国立公園第三種特別地域と重複 133林班0.78ha 砂防指定地と重複 133林班0.78ha 国立公園第三種特別地域と重複 137林班0.13ha 国立公園普通地域と重複 145林班56.70ha 国立公園第三種特別地域と重複 146林班87.70ha 国立公園第三種特別地域と重複 147林班43.72ha 国立公園第三種特別地域と重複 148林班42.52ha 保健保安林と重複 148林班42.52ha 国立公園第三種特別地域と重複 149林班73.18ha 国立公園第三種特別地域と重複 151林班0.45ha 砂防指定地と重複 151林班0.45ha 国立公園第三種特別地域と重複 152林班88.57ha 国立公園普通地域と重複 154林班150.83ha 砂防指定地と重複 154林班150.83ha 国立公園第三種特別地域と重複 158林班33.19ha 砂防指定地と重複 159林班70.74ha 砂防指定地と重複 160林班53.84ha 砂防指定地と重複 162林班75.19ha 砂防指定地と重複 163林班132.93ha 砂防指定地と重複 164林班69.50ha 砂防指定地と重複 165林班73.75ha 砂防指定地と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
						166林班71.92ha 砂防指定地と重複 167林班47.97ha 砂防指定地と重複 168林班70.04ha 砂防指定地と重複 169林班63.52ha 砂防指定地と重複 170林班62.62ha 砂防指定地と重複 171林班50.79ha 砂防指定地と重複 178林班86.64ha 砂防指定地と重複 179林班64.56ha 砂防指定地と重複 180林班61.98ha 砂防指定地と重複 181林班56.84ha 砂防指定地と重複 182林班65.46ha 砂防指定地と重複 183林班78.59ha 砂防指定地と重複 184林班57.34ha 砂防指定地と重複 185林班120.32ha 砂防指定地と重複 186林班34.30ha 砂防指定地と重複
		1-6, 9, 10, 14, 18, 19, 24-26, 32, 33, 58-61, 66-69, 76, 77, 103, 105, 106, 110, 111, 113, 114, 121, 123, 127-133, 135, 137-143, 148, 151, 188, 191, 192, 225, 228, 232, 243, 248, 265, 274, 276	1,903.83	択伐	1林班86.05ha 県立自然公園第三種特別地域と重複 2林班1.83ha 県立自然公園第三種特別地域と重複 3林班1.02ha 県立自然公園第三種特別地域と重複 3林班0.53ha 県立自然公園普通地域と重複 4林班93.49ha 県立自然公園第三種特別地域と重複 5林班21.61ha 県立自然公園第三種特別地域と重複 6林班0.14ha 県立自然公園第三種特別地域と重複 9林班2.28ha 県立自然公園普通地域と重複 10林班2.01ha 砂防指定地と重複 10林班115.15ha 県立自然公園普通地域と重複 18林班9.73ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 19林班1.29ha 県立自然公園第二種特別地域と重複	

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
						25林班0.07ha 県立自然公園普通地域と重複 26林班27.64ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 32林班21.17ha 砂防指定地と重複 32林班21.17ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 33林班0.53ha 県立自然公園普通地域と重複 58林班34.62ha 県立自然公園普通地域と重複 59林班0.43ha 県立自然公園普通地域と重複 60林班36.90ha 砂防指定地と重複 60林班36.90ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 61林班56.36ha 砂防指定地と重複 61林班56.36ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 66林班3.23ha 県立自然公園普通地域と重複 67林班0.05ha 県立自然公園普通地域と重複 68林班0.28ha 県立自然公園普通地域と重複 69林班6.11ha 県立自然公園普通地域と重複 76林班2.96ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 76林班2.96ha 文化財保護法による史跡名勝天然記念物 にかかると重複 77林班0.61ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 110林班2.14ha 砂防指定地と重複 111林班1.69ha 砂防指定地と重複 113林班1.12ha 砂防指定地と重複 114林班4.11ha 砂防指定地と重複 121林班2.47ha 砂防指定地と重複 123林班11.43ha 砂防指定地と重複 127林班117.99ha 保健保安林と重複 127林班95.14ha 国立公園第三種特別地域と重複 127林班22.85ha 国立公園普通地域と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
						128林班89.60ha 砂防指定地と重複 128林班89.60ha 国立公園第三種特別地域と重複 129林班66.41ha 保健保安林と重複 129林班64.10ha 国立公園第二種特別地域と重複 129林班2.31ha 国立公園第三種特別地域と重複 130林班75.82ha 保健保安林と重複 130林班75.82ha 国立公園第二種特別地域と重複 131林班67.75ha 保健保安林と重複 131林班67.75ha 国立公園第二種特別地域と重複 132林班107.33ha 砂防指定地と重複 132林班75.57ha 国立公園第二種特別地域と重複 132林班31.76ha 国立公園第三種特別地域と重複 133林班86.78ha 砂防指定地と重複 133林班86.78ha 国立公園第三種特別地域と重複 135林班14.36ha 砂防指定地と重複 135林班14.36ha 国立公園普通地域と重複 137林班61.16ha 国立公園普通地域と重複 138林班89.40ha 保健保安林と重複 138林班112.45ha 砂防指定地と重複 138林班19.11ha 国立公園第三種特別地域と重複 138林班3.94ha 国立公園普通地域と重複 139林班116.12ha 保健保安林と重複 139林班116.12ha 国立公園第二種特別地域と重複 140林班99.08ha 保健保安林と重複 140林班43.86ha 国立公園第二種特別地域と重複 140林班55.22ha 国立公園第三種特別地域と重複

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
						141林班64.41ha 保健保安林と重複 141林班44.60ha 国立公園第二種特別地域と重複 141林班19.81ha 国立公園第三種特別地域と重複 142林班63.90ha 保健保安林と重複 142林班44.76ha 国立公園第二種特別地域と重複 142林班19.14ha 国立公園第三種特別地域と重複 143林班22.48ha 保健保安林と重複 143林班15.96ha 国立公園第二種特別地域と重複 143林班6.52ha 国立公園第三種特別地域と重複 148林班29.47ha 保健保安林と重複 148林班29.47ha 国立公園第三種特別地域と重複 151林班79.87ha 砂防指定地と重複 151林班79.87ha 国立公園第三種特別地域と重複 188林班14.04ha 砂防指定地と重複 192林班2.05ha 砂防指定地と重複 243林班0.27ha 県立自然公園普通地域と重複
		8, 18, 131, 139-145, 163	200.20	禁伐		8林班0.15ha 落石防止保安林と重複 8林班0.15ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 18林班0.07ha 県立自然公園普通地域と重複 131林班27.28ha 保健保安林と重複 131林班27.28ha 国立公園第一種特別地域と重複 139林班9.85ha 保健保安林と重複 139林班9.85ha 国立公園第一種特別地域と重複 140林班16.54ha 保健保安林と重複 140林班16.54ha 国立公園第一種特別地域と重複 141林班24.76ha 保健保安林と重複 141林班24.76ha 国立公園第一種特別地域と重複 142林班23.51ha 保健保安林と重複 142林班23.51ha 国立公園第一種特別地域と重複 143林班41.91ha 保健保安林と重複 143林班41.91ha 国立公園第一種特別地域と重複 144林班51.17ha 保健保安林と重複 144林班51.17ha 国立公園第一種特別地域と重複 145林班4.87ha 国立公園第一種特別地域と重複 163林班0.09ha 砂防指定地と重複

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
		3, 35, 86, 129-131, 133, 139-146, 154, 155, 162, 163, 167-173, 175, 176, 178, 188	229.09	なし		3林班0.19ha 県立自然公園第三種特別地域と重複 129林班16.56ha 保健保安林と重複 129林班16.56ha 国立公園第二種特別地域と重複 130林班14.56ha 保健保安林と重複 130林班14.56ha 国立公園第二種特別地域と重複 131林班2.26ha 保健保安林と重複 131林班1.89ha 国立公園第一種特別地域と重複 131林班0.37ha 国立公園第二種特別地域と重複 133林班0.25ha 砂防指定地と重複 133林班0.25ha 国立公園第三種特別地域と重複 139林班2.58ha 保健保安林と重複 139林班2.58ha 国立公園第一種特別地域と重複 140林班19.80ha 保健保安林と重複 140林班19.80ha 国立公園第一種特別地域と重複 141林班8.96ha 保健保安林と重複 141林班8.96ha 国立公園第一種特別地域と重複 142林班11.18ha 保健保安林と重複 142林班11.18ha 国立公園第一種特別地域と重複 143林班14.38ha 保健保安林と重複 143林班11.72ha 国立公園第一種特別地域と重複 143林班2.66ha 国立公園第二種特別地域と重複 144林班28.06ha 保健保安林と重複 144林班28.06ha 国立公園第一種特別地域と重複 145林班18.93ha 国立公園第一種特別地域と重複 146林班6.55ha 国立公園第三種特別地域と重複 154林班8.46ha 砂防指定地と重複 154林班8.46ha 国立公園第三種特別地域と重複 162林班0.47ha 砂防指定地と重複 163林班0.37ha 砂防指定地と重複 167林班9.57ha 砂防指定地と重複 168林班9.52ha 砂防指定地と重複 169林班4.76ha 砂防指定地と重複 170林班3.72ha 砂防指定地と重複 171林班6.57ha 砂防指定地と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
						178林班0.90ha 砂防指定地と重複 188林班0.23ha 砂防指定地と重複
	檜枝岐村	5	21.47	皆伐		
		4, 20	32.20	択伐		
		20	0.09	なし		
	只見町	1-3, 5, 7, 8, 13, 18, 24, 25, 27, 30, 41, 43-47, 50, 53, 54, 56, 57, 61, 68, 70, 101, 102, 106, 107, 119-121, 123, 125, 128, 139, 140, 143- 145, 147, 149- 151, 158-161, 167, 168	2,697.41	皆伐		7林班34.01ha 水源かん養保安林と重複 18林班5.26ha 国定公園普通地域と重複 24林班2.95ha 国定公園普通地域と重複 25林班38.66ha 国定公園普通地域と重複 27林班0.17ha 保健保安林と重複 27林班0.17ha 国定公園普通地域と重複 30林班0.61ha 国定公園普通地域と重複 101林班11.90ha 水源かん養保安林と重複 101林班11.63ha 砂防指定地と重複 150林班0.12ha 砂防指定地と重複 160林班2.31ha 砂防指定地と重複 161林班1.13ha 砂防指定地と重複
		1, 11, 23, 25, 26, 44, 46, 47, 53, 54, 56, 101, 102, 106, 107, 113, 119, 120, 123-125, 127, 128, 136, 140, 143-145, 149, 151, 152, 163, 167, 168, 173, 174	506.76	択伐		1林班5.95ha 国定公園普通地域と重複 11林班60.54ha 保健保安林と重複 11林班34.32ha 国定公園第二種特別地域と重複 11林班26.22ha 国定公園普通地域と重複 23林班0.14ha 国定公園普通地域と重複 25林班10.56ha 保健保安林と重複 25林班14.83ha 国定公園普通地域と重複 26林班5.16ha 保健保安林と重複 26林班5.16ha 国定公園普通地域と重複 101林班0.36ha 水源かん養保安林と重複 101林班0.36ha 砂防指定地と重複 163林班0.21ha 砂防指定地と重複
		15, 24, 56, 135, 143, 146	2.89	禁伐		24林班0.22ha 国定公園普通地域と重複
		24, 45-47, 106, 119	2.11	なし		24林班0.11ha 国定公園普通地域と重複



種類	森林の所在		面積	施業方法		備考	
	市町村	区域		伐採方法	その他		
	南会津町 (田島)	5, 6, 18, 19, 26, 28-30, 36, 37, 50, 51, 101, 102, 105, 106, 113, 122, 136, 139, 143, 145, 154, 160, 161, 164, 168, 169, 171, 207, 209, 210, 218- 220, 223, 225- 227, 236, 258, 293, 294, 322- 324, 328, 329, 346	1,274.46	皆伐		28林班83.18ha 砂防指定地と重複 29林班65.26ha 砂防指定地と重複 30林班60.62ha 砂防指定地と重複 36林班95.01ha 砂防指定地と重複 37林班59.28ha 砂防指定地と重複 50林班15.47ha 砂防指定地と重複 51林班5.65ha 砂防指定地と重複 113林班2.66ha 砂防指定地と重複 136林班0.51ha 砂防指定地と重複 139林班63.13ha 水源かん養保安林と重複 143林班1.74ha 砂防指定地と重複 145林班2.14ha 砂防指定地と重複 161林班26.95ha 水源かん養保安林と重複	
		6, 18, 19, 28, 85, 102, 106, 107, 119, 133, 134, 136, 144, 161, 209, 219, 227, 258, 289-292	214.66	択伐		28林班11.75ha 砂防指定地と重複 85林班12.53ha 砂防指定地と重複 107林班26.45ha 水源かん養保安林と重複 119林班16.33ha 砂防指定地と重複 136林班0.34ha 砂防指定地と重複 144林班0.60ha 砂防指定地と重複 227林班0.86ha 砂防指定地と重複	
		103, 255, 281- 283, 355	1.48	禁伐			
		(籠岩)	51, 134, 154, 160, 209	44.79	なし		51林班5.49ha 砂防指定地と重複
			8, 9, 13, 24, 63, 64, 68-70, 82, 89, 90, 92	240.99	皆伐		
		(伊南)	11, 13, 14, 63, 64, 68, 69, 82, 85, 88, 89, 91, 94	263.91	択伐		88林班0.55ha 砂防指定地と重複
			14, 61	0.26	禁伐		
		(伊南)	1, 4, 15, 16, 21, 26, 28, 30, 31, 34, 39, 42, 46, 47, 53-56	262.57	皆伐		34林班0.50ha 保健保安林と重複 39林班0.12ha 保健保安林と重複
			1, 9, 19, 21, 26, 28, 34, 39, 53, 56	76.44	択伐		34林班3.60ha 保健保安林と重複 39林班10.09ha 保健保安林と重複
		(南郷)	7, 47, 50	0.41	禁伐		
			1, 2, 4, 20, 26, 35, 37, 39, 48, 51-57, 73, 78	400.69	皆伐		
			2, 10, 27, 35, 37, 48-53	227.60	択伐		
			25, 74	0.21	禁伐		
			50-52	1.06	なし		
	計			23,012.00			

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
土砂崩壊防備保安林	会津若松市 (会津若松)	162	0.46	択伐		
	喜多方市 (喜多方)	6	7.25	皆伐		
	(熱塩加納)	6, 9, 26	4.21	択伐		
		1, 2	1.56	皆伐		
		1, 2, 15	28.70	択伐		
	(山都)	2	0.10	なし		
		62, 63	1.15	択伐		
	(高郷)	2	0.12	択伐		
	北塩原村	21	0.46	禁伐		
	西会津町	99, 127	4.74	皆伐		
		1, 15, 66, 77-79, 99, 103, 126, 127, 163, 180	112.85	択伐		1林班21.74ha 国定公園普通地域と重複
		99	3.31	禁伐		
	猪苗代町	34, 94, 187	7.93	択伐		187林班3.23ha 国立公園第二種特別地域と重複
	柳津町	36, 151	1.68	皆伐		151林班0.66ha 国定公園普通地域と重複
		21, 36	1.00	択伐		21林班0.58ha 国定公園普通地域と重複 36林班0.42ha 防霧保安林と重複
	三島町	2, 62	1.19	択伐		2林班0.11ha 国定公園普通地域と重複
		66	0.09	禁伐		66林班0.09ha 国定公園普通地域と重複
	金山町	16, 34, 46	1.90	皆伐		16林班1.56ha 国定公園普通地域と重複 34林班0.26ha 国定公園普通地域と重複 46林班0.08ha 国定公園普通地域と重複
		12, 16, 18, 21, 30, 33, 34, 38, 46, 57, 89, 102	31.92	択伐		12林班0.93ha 国定公園普通地域と重複 16林班1.62ha 国定公園普通地域と重複 18林班4.76ha 国定公園普通地域と重複 21林班3.78ha 国定公園普通地域と重複 30林班1.19ha 国定公園普通地域と重複 33林班2.19ha 国定公園普通地域と重複 34林班10.89ha 国定公園普通地域と重複 38林班0.82ha 国定公園普通地域と重複 46林班1.18ha 国定公園普通地域と重複 57林班0.30ha なだれ防止保安林と重複 89林班2.38ha 国定公園普通地域と重複
		36	0.21	禁伐		36林班0.21ha 国定公園普通地域と重複

単位 面積:ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
		18, 34, 46	0.61	なし		18林班0.30ha 国定公園普通地域と重複 34林班0.27ha 国定公園普通地域と重複 46林班0.04ha 国定公園普通地域と重複
	昭和村	23	0.93	択伐		
		44	1.60	禁伐		
	会津美里町 (新鶴)	9	0.31	択伐		
	下郷町	9, 225	1.44	皆伐		9林班0.14ha 県立自然公園普通地域と重複
		38, 75, 226	3.45	択伐		38林班0.10ha 県立自然公園普通地域と重複 75林班0.21ha 県立自然公園普通地域と重複
		2	7.47	禁伐		2林班7.47ha 県立自然公園第三種特別地域と重複
	只見町	139	0.17	皆伐		
		128, 139, 145, 172	18.23	択伐		172林班0.26ha 砂防指定地と重複
	南会津町 (田島)	346	0.03	皆伐		
		84, 289	0.96	択伐		84林班0.04ha 砂防指定地と重複
	(伊南)	27	8.39	択伐		
	(南郷)	36	0.95	択伐		
		57	0.12	禁伐		
	計		255.49			
防風保安林	会津若松市 (会津若松)	5, 35	2.57	択伐		5林班0.85ha 国立公園第二種特別地域と重複
	(河東)	8	2.09	択伐		8林班2.09ha 保健保安林と重複
	猪苗代町	118	0.04	皆伐		
		118, 125, 141, 143, 144, 151	40.46	択伐		118林班2.58ha 国立公園第二種特別地域と重複 141林班1.23ha 国立公園第二種特別地域と重複 144林班22.36ha 国立公園第二種特別地域と重複 151林班2.48ha 国立公園第二種特別地域と重複
		144	0.05	なし		
	三島町	68	5.85	皆伐		
	昭和村	11, 53	1.88	皆伐		
	計		52.94			
干害防備保安林	喜多方市 (喜多方)	20	8.27	択伐		20林班8.27ha 保健保安林と重複
	(山都)	40	9.23	択伐		
	西会津町	126	14.29	皆伐		126林班14.29ha 水源かん養保安林と重複
	柳津町	44	0.94	皆伐		44林班0.94ha 保健保安林と重複
		44	11.70	択伐		44林班11.70ha 保健保安林と重複
	三島町	61, 70	49.21	皆伐		
61, 66			択伐		61林班0.23ha 土砂流出防備保安林と重複	

単位 面積:ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
	昭和村	12, 30	3.19	皆伐		
	会津美里町 (会津高田)	137, 138	36.86	皆伐		137林班28.78ha 保健保安林と重複 138林班7.25ha 保健保安林と重複
		137	1.63	択伐		137林班1.63ha 保健保安林と重複
	下郷町	135	25.80	皆伐		135林班25.80ha 保健保安林と重複 135林班25.80ha 国立公園普通地域と重複
	南会津町 (伊南)	48-50	106.72	皆伐		
		48	0.33	択伐		
	(南郷)	77	106.06	択伐		77林班106.06ha 保健保安林と重複 77林班0.62ha 砂防指定地と重複
		77	0.66	なし		77林班0.66ha 保健保安林と重複
	計		376.62			
	防霧保安林	柳津町	36	0.42	択伐	
計		0.42				
なだれ防止保安林	喜多方市 (喜多方)	56	0.82	択伐		
		(熱塩加納)	14, 30, 32	1.57	皆伐	
		8, 61	9.09	択伐		
		8, 9, 11, 13, 14, 22, 30, 32, 61, 89	36.51	禁伐		11林班0.03ha 砂防指定地と重複
		11, 61	0.38	なし		11林班0.17ha 砂防指定地と重複
	(山都)	10, 15	26.02	択伐		
		15	0.30	なし		
	(高郷)	27	14.02	択伐		
		2, 7, 27, 30, 31	20.94	禁伐		
	北塩原村	11	0.48	択伐		
		11	1.14	禁伐		
	西会津町	28, 30, 95, 97, 113, 124, 161, 162, 185	4.64	皆伐		95林班0.92ha 土砂流出防備保安林と重複
		24, 27, 32-35, 39, 98, 113, 160, 161, 179, 184, 185	194.97	択伐		33林班0.89ha 土砂流出防備保安林と重複 34林班15.93ha 土砂流出防備保安林と重複 35林班1.95ha 土砂流出防備保安林と重複 39林班11.21ha 土砂流出防備保安林と重複
		5, 23, 56, 64, 92, 95-97, 103, 107, 112-114, 124, 150, 162, 171, 179, 191	72.46	禁伐		
		160	0.07	なし		
	柳津町	10, 15, 99, 105, 113	14.96	皆伐		
		11, 15-17, 49, 72	59.66	択伐		11林班3.85ha 国立公園普通地域と重複 49林班0.37ha 国立公園普通地域と重複

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
		10, 36, 49, 79, 107	5.94	禁伐		49林班1.43ha 国定公園普通地域と重複 79林班0.29ha 国定公園普通地域と重複
		17, 50, 99	0.74	なし		
	三島町	16, 27, 53	1.09	皆伐		16林班0.08ha 国定公園普通地域と重複 27林班0.95ha 土砂流出防備保安林と重複
		7, 8, 14, 16, 27, 34, 57	6.34	択伐		7林班0.09ha 国定公園普通地域と重複 8林班0.06ha 国定公園普通地域と重複 14林班0.72ha 国定公園普通地域と重複 16林班0.55ha 国定公園普通地域と重複
		4, 7, 24, 37, 62	9.31	禁伐		7林班1.17ha 国定公園普通地域と重複
	金山町	15, 18-21, 38, 77, 86, 99	35.72	皆伐		15林班3.89ha 国定公園第三種特別地域と重複 18林班0.09ha 国定公園普通地域と重複 19林班5.00ha 国定公園普通地域と重複 20林班0.23ha 国定公園普通地域と重複 21林班7.00ha 国定公園普通地域と重複 38林班1.90ha 国定公園普通地域と重複 86林班0.13ha 国定公園普通地域と重複
		16, 18-21, 35, 57, 77, 95	51.39	択伐		16林班4.31ha 国定公園普通地域と重複 18林班0.98ha 国定公園普通地域と重複 19林班0.62ha 国定公園普通地域と重複 20林班6.69ha 国定公園普通地域と重複 21林班2.30ha 国定公園普通地域と重複 35林班5.53ha 国定公園普通地域と重複 57林班0.30ha 土砂崩壊防備保安林と重複
		18, 19, 38, 42, 75, 78, 86, 92, 94, 101, 102, 104, 105	96.06	禁伐		19林班68.88ha 国定公園普通地域と重複 38林班0.91ha 国定公園普通地域と重複 42林班0.13ha 国定公園普通地域と重複
		18, 19, 57, 77	2.62	なし		18林班0.08ha 国定公園普通地域と重複 19林班0.60ha 国定公園普通地域と重複
		昭和村	35	1.65	禁伐	
	会津美里町 (新鶴)	13, 14	2.59	択伐		
	下郷町	9, 275	1.53	択伐		

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
		2	0.46	禁伐		2林班0.46ha 県立自然公園第三種特別地域と重複
	檜枝岐村	4, 8, 19	51.56	択伐		19林班1.29ha 国立公園第二種特別地域と重複 19林班4.21ha 国立公園第三種特別地域と重複
	只見町	6, 11, 18, 20, 45, 61, 67, 120, 135, 164, 166, 167	23.27	皆伐		11林班0.06ha 保健保安林と重複 11林班1.73ha 国立公園普通地域と重複 18林班3.88ha 国立公園普通地域と重複 20林班7.76ha 国立公園普通地域と重複 164林班0.05ha 砂防指定地と重複
		5, 11, 20, 52-54, 61, 67, 101, 135, 139, 151, 152, 167	74.17	択伐		11林班21.99ha 保健保安林と重複 11林班21.99ha 国立公園第二種特別地域と重複 20林班10.81ha 国立公園普通地域と重複 101林班1.50ha 砂防指定地と重複
		5, 13, 15, 19, 20, 23, 24, 30, 44-46, 53-55, 61, 64, 65, 120, 125, 139, 143, 147, 150- 152, 164, 166- 168, 172	178.93	禁伐		19林班0.31ha 砂防指定地と重複 19林班2.35ha 国立公園普通地域と重複 20林班6.69ha 国立公園普通地域と重複 23林班1.69ha 国立公園普通地域と重複 24林班11.21ha 国立公園普通地域と重複 30林班2.91ha 国立公園普通地域と重複 164林班2.38ha 砂防指定地と重複
		15, 166	0.80	なし		
	南会津町 (田島)	293	1.04	皆伐		293林班0.38ha 砂防指定地と重複
		15, 21, 100, 201, 292	53.65	択伐		100林班3.19ha 落石防止保安林と重複 292林班0.86ha 砂防指定地と重複
		293, 296, 298, 299	45.21	禁伐		293林班0.08ha 砂防指定地と重複 296林班1.08ha 砂防指定地と重複 299林班0.12ha 砂防指定地と重複
	( 舘岩 )	63, 65, 89	12.29	択伐		
		88	8.77	禁伐		
	( 伊南 )	20, 28	0.36	皆伐		
		1, 4, 21, 28, 32, 42, 44, 48, 54, 55	68.36	択伐		32林班10.38ha 保健保安林と重複
	( 南郷 )	49, 50, 53, 54	3.17	禁伐		
		23	0.19	皆伐		
		4, 5, 12, 21, 23, 24, 54, 56, 57	33.93	禁伐		
	計		1,229.17			

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
落石防止保安林	会津若松市 (会津若松)	50	5.45	択伐		50林班5.45ha 風致地区と重複 50林班5.45ha 自然環境保全地域特別地区と重複
		170	1.62	禁伐		
	喜多方市 (塩川) (高郷)	8	1.48	択伐		
		9, 10	3.68	択伐		
	猪苗代町	124, 125, 142, 143	56.55	択伐		
	金山町	16	0.98	択伐		16林班0.98ha 国定公園普通地域と重複
	下郷町	5, 9, 214	0.18	皆伐		5林班0.08ha 県立自然公園第三種特別地域と重複 9林班0.08ha 県立自然公園普通地域と重複
		5, 9, 25, 214, 245, 273	36.78	択伐		5林班17.39ha 県立自然公園第三種特別地域と重複 9林班0.08ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 9林班0.74ha 県立自然公園普通地域と重複 25林班4.06ha 県立自然公園普通地域と重複 245林班6.73ha 県立自然公園普通地域と重複
		8, 9	57.26	禁伐		8林班0.15ha 土砂流出防備保安林と重複 8林班35.50ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 8林班0.17ha 県立自然公園第三種特別地域と重複 9林班21.59ha 県立自然公園第二種特別地域と重複
		25	0.06	なし		25林班0.06ha 県立自然公園普通地域と重複
	南会津町 (田島) (笹岩)	100	3.19	択伐		100林班3.19ha なだれ防止保安林と重複
		23	4.05	択伐		
	計			171.28		
保健保安林	会津若松市 (会津若松) (河東)	9	1.03	択伐		9林班1.03ha 国立公園第三種特別地域と重複
		8	2.09	択伐		8林班2.09ha 防風保安林と重複
	喜多方市 (喜多方)	62	30.17	皆伐		62林班30.17ha 水源かん養保安林と重複 62林班30.17ha 国立公園普通地域と重複
		20, 62	15.70	択伐		20林班8.27ha 干害防備保安林と重複 62林班7.43ha 水源かん養保安林と重複 62林班7.43ha 国立公園普通地域と重複
	(熱塩加納)	88	0.53	皆伐		88林班0.53ha 水源かん養保安林と重複
		86, 88	42.85	択伐		88林班19.70ha 水源かん養保安林と重複
		88	0.42	なし		88林班0.42ha 水源かん養保安林と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
	(塩川)	3	63.88	皆伐		3林班63.88ha 水源かん養保安林と重複 3林班63.88ha 国立公園普通地域と重複
		3	1.90	禁伐		3林班1.90ha 水源かん養保安林と重複 3林班1.90ha 国立公園普通地域と重複
	西会津町	124	0.14	皆伐		124林班0.14ha 水源かん養保安林と重複
		123, 124, 132	73.77	択伐		123林班4.15ha 水源かん養保安林と重複 124林班16.74ha 水源かん養保安林と重複 132林班52.70ha 土砂流出防備保安林と重複 132林班12.28ha 県自然環境保全地域普通地区と重複
		124	0.01	なし		124林班0.01ha 水源かん養保安林と重複
	磐梯町	28	120.69	択伐		28林班120.69ha 水源かん養保安林と重複 28林班120.69ha 国立公園第三種特別地域と重複
	柳津町	3, 44	7.94	皆伐		3林班7.00ha 水源かん養保安林と重複 44林班0.94ha 干害防備保安林と重複
		44	11.70	択伐		44林班11.70ha 干害防備保安林と重複
	三島町	63	17.40	択伐		63林班10.70ha 水源かん養保安林と重複 63林班6.70ha 土砂流出防備保安林と重複
	会津美里町 (会津高田)	82-89, 137, 138	1,039.11	皆伐		82林班72.93ha 水源かん養保安林と重複 83林班176.57ha 水源かん養保安林と重複 84林班99.41ha 水源かん養保安林と重複 85林班151.12ha 水源かん養保安林と重複 86林班135.60ha 水源かん養保安林と重複 87林班105.71ha 水源かん養保安林と重複 88林班129.88ha 水源かん養保安林と重複 89林班131.86ha 水源かん養保安林と重複 137林班28.78ha 干害防備保安林と重複 138林班7.25ha 干害防備保安林と重複
		137	1.63	択伐		137林班1.63ha 干害防備保安林と重複



種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村 (会津本郷)	区域		伐採方法	その他	
	28		4.34	皆伐		28林班4.34ha 水源かん養保安林と重複 28林班3.52ha 土砂流出防備保安林と重複 28林班0.82ha 県立自然公園第三種特別地域と重複
	28		53.13	択伐		28林班43.05ha 水源かん養保安林と重複 28林班22.92ha 土砂流出防備保安林と重複 28林班2.37ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 28林班29.30ha 県立自然公園第三種特別地域と重複
	下郷町	127, 135, 148	69.35	皆伐		127林班1.03ha 土砂流出防備保安林と重複 127林班1.03ha 国立公園第三種特別地域と重複 135林班25.80ha 干害防備保安林と重複 135林班25.80ha 国立公園普通地域と重複 148林班42.52ha 土砂流出防備保安林と重複 148林班42.52ha 国立公園第三種特別地域と重複
		127, 129-131, 138-143, 148	812.83	択伐		127林班117.99ha 土砂流出防備保安林と重複 127林班95.14ha 国立公園第三種特別地域と重複 127林班22.85ha 国立公園普通地域と重複 129林班66.41ha 土砂流出防備保安林と重複 129林班64.10ha 国立公園第二種特別地域と重複 129林班2.31ha 国立公園第三種特別地域と重複 130林班75.82ha 土砂流出防備保安林と重複 130林班75.82ha 国立公園第二種特別地域と重複 131林班67.75ha 土砂流出防備保安林と重複 131林班67.75ha 国立公園第二種特別地域と重複 138林班89.40ha 土砂流出防備保安林と重複 138林班89.40ha 砂防指定地と重複

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
						139林班116.12ha 土砂流出防備保安林と重複 139林班116.12ha 国立公園第二種特別地域と重複 140林班99.08ha 土砂流出防備保安林と重複 140林班43.86ha 国立公園第二種特別地域と重複 140林班55.22ha 国立公園第三種特別地域と重複 141林班64.41ha 土砂流出防備保安林と重複 141林班44.60ha 国立公園第二種特別地域と重複 141林班19.81ha 国立公園第三種特別地域と重複 142林班63.90ha 土砂流出防備保安林と重複 142林班44.76ha 国立公園第二種特別地域と重複 142林班19.14ha 国立公園第三種特別地域と重複 143林班22.48ha 土砂流出防備保安林と重複 143林班15.96ha 国立公園第二種特別地域と重複 143林班6.52ha 国立公園第三種特別地域と重複 148林班29.47ha 土砂流出防備保安林と重複 148林班29.47ha 国立公園第三種特別地域と重複
		131, 139-144	195.02	禁伐		131林班27.28ha 土砂流出防備保安林と重複 131林班27.28ha 国立公園第一種特別地域と重複 139林班9.85ha 土砂流出防備保安林と重複 139林班9.85ha 国立公園第一種特別地域と重複 140林班16.54ha 土砂流出防備保安林と重複 140林班16.54ha 国立公園第一種特別地域と重複 141林班24.76ha 土砂流出防備保安林と重複 141林班24.76ha 国立公園第一種特別地域と重複 142林班23.51ha 土砂流出防備保安林と重複 142林班23.51ha 国立公園第一種特別地域と重複 143林班41.91ha 土砂流出防備保安林と重複 143林班41.91ha 国立公園第一種特別地域と重複 144林班51.17ha 土砂流出防備保安林と重複 144林班51.17ha 国立公園第一種特別地域と重複

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
		129-131, 139-144	118.34	なし		129林班16.56ha 土砂流出防備保安林と重複 129林班16.56ha 国立公園第二種特別地域と重複 130林班14.56ha 土砂流出防備保安林と重複 130林班14.56ha 国立公園第二種特別地域と重複 131林班2.26ha 土砂流出防備保安林と重複 131林班1.89ha 国立公園第一種特別地域と重複 131林班0.37ha 国立公園第二種特別地域と重複 139林班2.58ha 土砂流出防備保安林と重複 139林班2.58ha 国立公園第一種特別地域と重複 140林班19.80ha 土砂流出防備保安林と重複 140林班19.80ha 国立公園第一種特別地域と重複 141林班8.96ha 土砂流出防備保安林と重複 141林班8.96ha 国立公園第一種特別地域と重複 142林班11.18ha 土砂流出防備保安林と重複 142林班11.18ha 国立公園第一種特別地域と重複 143林班14.38ha 土砂流出防備保安林と重複 143林班11.72ha 国立公園第一種特別地域と重複 143林班2.66ha 国立公園第二種特別地域と重複 144林班28.06ha 土砂流出防備保安林と重複 144林班28.06ha 国立公園第一種特別地域と重複
	只見町	11, 27	0.23	皆伐		11林班0.06ha なだれ防止保安林と重複 11林班0.06ha 国立公園普通地域と重複 27林班0.17ha 土砂流出防備保安林と重複 27林班0.17ha 国立公園普通地域と重複
		11, 25, 26	99.12	択伐		11林班60.54ha 土砂流出防備保安林と重複 11林班21.99ha なだれ防止保安林と重複 11林班57.15ha 国立公園第二種特別地域と重複 11林班26.22ha 国立公園普通地域と重複 25林班10.56ha 土砂流出防備保安林と重複 25林班10.59ha 国立公園普通地域と重複 26林班5.16ha 土砂流出防備保安林と重複 26林班5.16ha 国立公園普通地域と重複

単位 面積:ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
	南会津町 (伊南)	34, 39, 62, 63	45.48	皆伐		34林班0.50ha 土砂流出防備保安林と重複 39林班0.12ha 土砂流出防備保安林と重複 62林班44.10ha 水源かん養保安林と重複 63林班0.76ha 水源かん養保安林と重複
		32, 34, 39, 62, 63	208.01	択伐		32林班10.38ha なだれ防止保安林と重複 34林班3.60ha 土砂流出防備保安林と重複 39林班10.09ha 土砂流出防備保安林と重複 62林班56.62ha 水源かん養保安林と重複 63林班127.32ha 水源かん養保安林と重複
	(南郷)	61, 77	145.62	択伐		61林班39.56ha 水源かん養保安林と重複 77林班106.06ha 干害防備保安林と重複 77林班0.62ha 砂防指定地と重複
		77	0.66	なし		77林班0.66ha 干害防備保安林と重複
		計	3,183.09			
風致保安林	会津若松市 (会津若松)	51	0.58	皆伐		51林班0.58ha 風致地区と重複 51林班0.58ha 自然環境保全地域特別地区と重複
		51	35.04	択伐		51林班35.04ha 風致地区と重複 51林班35.04ha 自然環境保全地域特別地区と重複
		51	18.73	禁伐		51林班18.73ha 風致地区と重複 51林班18.73ha 自然環境保全地域特別地区と重複
	(河東)	8	0.85	皆伐		
	喜多方市 (熱塩加納)	85, 86	15.62	択伐		
		85, 86	0.73	なし		
	北塩原村	4	4.54	択伐		4林班4.54ha 土砂流出防備保安林と重複
西会津町	135	0.55	択伐		135林班0.21ha 土砂流出防備保安林と重複	
		計	76.64			
保安施設地区	喜多方市 (喜多方) (熱塩加納)	48	0.17	禁伐		
		18	0.07	皆伐		
		18	0.11	択伐		
	西会津町	101, 103, 106	0.46	禁伐		
	猪苗代町	111	0.31	禁伐		111林班0.31ha 土砂流出防備保安林と重複
	柳津町	115	0.51	禁伐		

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
	金山町	38	0.09	皆伐		38林班0.09ha 国定公園普通地域と重複
		90	0.63	択伐		90林班0.63ha 土砂流出防備保安林と重複
		54, 100	0.28	禁伐		
		36	0.60	なし		36林班0.60ha 国定公園普通地域と重複
	昭和村	38	0.10	択伐		
	下郷町	12, 30, 119, 120, 158, 159, 234, 240, 277	6.64	禁伐		12林班0.08ha 県立自然公園普通地域と重複 30林班0.23ha 県立自然公園普通地域と重複
		119, 120	0.13	なし		
	檜枝岐村	19	0.17	禁伐		
	只見町	20, 58, 153	1.25	禁伐		20林班0.28ha 国定公園普通地域と重複 153林班0.23ha 砂防指定地と重複
	南会津町 (田島)	13, 32, 103, 105, 255, 326, 354, 355	1.18	禁伐		105林班0.03ha 水源かん養保安林と重複
	(籬岩)	61	0.05	禁伐		
	(伊南)	1, 2	0.15	禁伐		
	(南郷)	37-39	0.24	禁伐		
	計		13.14			
砂防指定地	会津若松市 (会津若松)	21, 27, 28, 59, 96, 113, 122, 123, 141, 162, 170, 181, 183	29.39	皆伐		170林班0.12ha 土砂流出防備保安林と重複 181林班0.13ha 県立自然公園普通地域と重複 183林班2.64ha 県立自然公園普通地域と重複
		49, 157, 170, 171	15.72	択伐		49林班5.12ha 風致地区と重複 49林班5.12ha 自然環境保全地域特別地区と重複 170林班2.38ha 土砂流出防備保安林と重複 171林班8.13ha 土砂流出防備保安林と重複 171林班8.13ha 県立自然公園第二種特別地域と重複

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
	喜多方市 (喜多方)	32-35, 38, 39, 46, 47	18.36	皆伐		32林班1.78ha 土砂流出防備保安林と重複 32林班1.78ha 国立公園普通地域と重複 33林班0.86ha 土砂流出防備保安林と重複 33林班0.86ha 国立公園普通地域と重複 34林班0.06ha 水源かん養保安林と重複 34林班0.68ha 土砂流出防備保安林と重複 34林班0.74ha 国立公園普通地域と重複 35林班1.45ha 水源かん養保安林と重複 35林班1.45ha 国立公園普通地域と重複 38林班2.21ha 水源かん養保安林と重複 38林班2.21ha 国立公園普通地域と重複 39林班1.88ha 水源かん養保安林と重複 39林班1.92ha 土砂流出防備保安林と重複 39林班3.13ha 国立公園普通地域と重複 46林班0.80ha 水源かん養保安林と重複
		47	2.48	択伐		47林班2.48ha 土砂流出防備保安林と重複
	(熱塩加納)	1, 2, 11, 28, 30, 45, 47-53, 59, 74, 83-88	125.29	皆伐		28林班54.23ha 水源かん養保安林と重複 45林班0.18ha 土砂流出防備保安林と重複 47林班3.66ha 水源かん養保安林と重複 48林班2.08ha 水源かん養保安林と重複 49林班3.79ha 水源かん養保安林と重複 50林班1.95ha 水源かん養保安林と重複 51林班0.34ha 水源かん養保安林と重複 52林班4.51ha 水源かん養保安林と重複 53林班4.48ha 水源かん養保安林と重複 59林班3.24ha 水源かん養保安林と重複 74林班10.66ha 水源かん養保安林と重複
		1, 65, 73, 78	33.53	択伐		1林班0.91ha 土砂流出防備保安林と重複 65林班30.76ha 水源かん養保安林と重複 73林班1.67ha 水源かん養保安林と重複 78林班0.19ha 水源かん養保安林と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
		11	0.03	禁伐		11林班0.03ha なだれ防止保安林と重複
		11, 65, 85, 88	0.65	なし		11林班0.17ha なだれ防止保安林と重複 65林班0.11ha 水源かん養保安林と重複
	(山都)	6, 8-11, 17, 20, 30, 31, 41, 42, 49, 50, 64, 66, 74-76, 82	113.03	皆伐		42林班0.12ha 土砂流出防備保安林と重複 64林班3.06ha 土砂流出防備保安林と重複 76林班0.21ha 土砂流出防備保安林と重複
		41, 64	3.13	択伐		41林班1.39ha 土砂流出防備保安林と重複 64林班1.74ha 土砂流出防備保安林と重複
		30, 33, 41, 74, 75	0.99	なし		
	北塩原村	3, 8, 9, 21, 22, 24, 25, 27	186.87	皆伐		24林班84.68ha 国立公園普通地域と重複 25林班2.55ha 国立公園普通地域と重複
	西会津町	3, 18, 32, 58, 75, 84, 92, 93, 117, 134, 135, 150, 155, 158	67.29	皆伐		58林班4.61ha 国立公園普通地域と重複
		34	0.20	択伐		34林班0.20ha 土砂流出防備保安林と重複
		34, 58	1.17	なし		58林班0.51ha 国立公園普通地域と重複
	磐梯町	16	0.39	皆伐		
	猪苗代町	18, 30, 32, 34, 50, 61, 73, 76, 79, 85-88, 91, 94, 96, 97, 100, 129, 143, 180	76.63	皆伐		18林班2.23ha 国立公園普通地域と重複 85林班1.20ha 水源かん養保安林と重複 86林班0.09ha 水源かん養保安林と重複
		180	0.78	禁伐		
		100	10.68	なし		
	会津坂下町	27, 31	4.51	皆伐		
		27	2.46	禁伐		
	柳津町	22, 28, 48, 49, 52, 54-56, 60, 62, 63, 68-71, 73, 83, 84, 88, 130, 132	82.49	皆伐		83林班1.15ha 土砂流出防備保安林と重複 88林班0.69ha 土砂流出防備保安林と重複
		48, 69	0.39	なし		
	三島町	1-4, 17, 18, 22, 23, 31, 35, 41, 69	21.28	皆伐		1林班2.39ha 国立公園普通地域と重複 2林班4.08ha 国立公園普通地域と重複 3林班2.81ha 国立公園普通地域と重複 4林班1.67ha 国立公園普通地域と重複 31林班1.80ha 水源かん養保安林と重複
		31	0.07	択伐		31林班0.07ha 水源かん養保安林と重複
		33	0.65	禁伐		

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
		2, 4, 23	0.47	なし		2林班0.13ha 国定公園普通地域と重複 4林班0.29ha 国定公園普通地域と重複
	金山町	14, 51, 60, 63, 93, 101	13.63	皆伐		14林班5.63ha 国定公園第三種特別地域と重複 51林班3.23ha 国定公園普通地域と重複 60林班1.36ha 水源かん養保安林と重複 63林班1.44ha 水源かん養保安林と重複 101林班0.73ha 国定公園普通地域と重複
	昭和村	4, 5, 12, 13, 18, 20, 24, 25, 27	81.92	皆伐		
		25	0.32	択伐		
		5	0.45	禁伐		
		27	17.45	なし		
	会津美里町 (会津高田)	4, 9, 17, 25, 57, 67-70, 75, 77, 92, 93, 101, 113, 126, 128, 132	18.34	皆伐		67林班0.18ha 土砂流出防備保安林と重複 92林班0.09ha 土砂流出防備保安林と重複 101林班0.38ha 土砂流出防備保安林と重複 113林班0.96ha 土砂流出防備保安林と重複 126林班0.10ha 水源かん養保安林と重複
		113	0.10	択伐		113林班0.10ha 土砂流出防備保安林と重複
	(会津本郷)	1-8, 24	20.94	皆伐		1林班3.56ha 県立自然公園普通地域と重複
	(新鶴)	5, 8, 24, 25	2.88	皆伐		
	下郷町	3, 11, 12, 17, 18, 32-35, 37, 60, 99, 103, 110, 111, 114, 115, 122, 123, 128, 133, 134, 136, 137, 150, 151, 154, 158-160, 162-171, 178-191, 213, 228, 266, 267, 281, 282	2,333.42	皆伐		3林班0.50ha 県立自然公園第三種特別地域と重複 11林班1.06ha 土砂流出防備保安林と重複 11林班1.06ha 県立自然公園普通地域と重複 12林班0.92ha 県立自然公園普通地域と重複 17林班0.99ha 土砂流出防備保安林と重複 17林班3.83ha 県立自然公園普通地域と重複 18林班0.17ha 土砂流出防備保安林と重複 18林班1.54ha 県立自然公園普通地域と重複 32林班11.71ha 土砂流出防備保安林と重複 32林班0.26ha 県立自然公園第二種特別地域と重複



種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
						32林班11.45ha 県立自然公園普通地域と重複 33林班0.13ha 土砂流出防備保安林と重複 33林班0.13ha 県立自然公園普通地域と重複 34林班29.38ha 土砂流出防備保安林と重複 35林班0.06ha 県立自然公園普通地域と重複 37林班0.13ha 県立自然公園普通地域と重複 60林班0.36ha 土砂流出防備保安林と重複 60林班0.36ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 115林班0.05ha 土砂流出防備保安林と重複 123林班1.73ha 土砂流出防備保安林と重複 128林班19.12ha 土砂流出防備保安林と重複 128林班19.12ha 国立公園第三種特別地域と重複 133林班0.78ha 土砂流出防備保安林と重複 133林班0.78ha 国立公園第三種特別地域と重複 134林班95.58ha 国立公園普通地域と重複 136林班69.24ha 国立公園普通地域と重複 137林班6.29ha 国立公園普通地域と重複 150林班19.30ha 国立公園第三種特別地域と重複 150林班57.56ha 国立公園普通地域と重複 151林班0.45ha 土砂流出防備保安林と重複 151林班0.45ha 国立公園第三種特別地域と重複 154林班150.83ha 土砂流出防備保安林と重複 154林班150.83ha 国立公園第三種特別地域と重複 158林班33.19ha 土砂流出防備保安林と重複 159林班70.74ha 土砂流出防備保安林と重複 160林班53.84ha 土砂流出防備保安林と重複 162林班75.19ha 土砂流出防備保安林と重複 163林班132.93ha 土砂流出防備保安林と重複 164林班69.50ha 土砂流出防備保安林と重複 165林班73.75ha 土砂流出防備保安林と重複 166林班71.92ha 土砂流出防備保安林と重複 167林班47.97ha 土砂流出防備保安林と重複 168林班70.04ha 土砂流出防備保安林と重複 169林班63.52ha 土砂流出防備保安林と重複 170林班62.62ha 土砂流出防備保安林と重複 171林班50.79ha 土砂流出防備保安林と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
						178林班86.64ha 土砂流出防備保安林と重複 179林班64.56ha 土砂流出防備保安林と重複 180林班61.98ha 土砂流出防備保安林と重複 181林班56.84ha 土砂流出防備保安林と重複 182林班65.46ha 土砂流出防備保安林と重複 183林班78.59ha 土砂流出防備保安林と重複 184林班57.34ha 土砂流出防備保安林と重複 185林班120.32ha 土砂流出防備保安林と重複 186林班34.30ha 土砂流出防備保安林と重複 281林班1.80ha 水源かん養保安林と重複
		10, 32, 37, 60, 61, 110, 111, 113- 115, 121, 123, 128, 132, 133, 135, 138, 151, 188, 192	646.16	択伐		10林班2.01ha 土砂流出防備保安林と重複 10林班2.01ha 県立自然公園普通地域と重複 32林班21.17ha 土砂流出防備保安林と重複 32林班21.17ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 37林班0.11ha 県立自然公園普通地域と重複 60林班36.90ha 土砂流出防備保安林と重複 60林班36.90ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 61林班56.36ha 土砂流出防備保安林と重複 61林班56.36ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 110林班2.14ha 土砂流出防備保安林と重複 111林班1.69ha 土砂流出防備保安林と重複 113林班1.12ha 土砂流出防備保安林と重複

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
						114林班4.11ha 土砂流出防備保安林と重複 121林班2.47ha 土砂流出防備保安林と重複 123林班11.43ha 土砂流出防備保安林と重複 128林班89.60ha 土砂流出防備保安林と重複 128林班89.60ha 国立公園第三種特別地域と重複 132林班107.33ha 土砂流出防備保安林と重複 132林班75.57ha 国立公園第二種特別地域と重複 132林班31.76ha 国立公園第三種特別地域と重複 133林班86.78ha 土砂流出防備保安林と重複 133林班86.78ha 国立公園第三種特別地域と重複 135林班14.36ha 土砂流出防備保安林と重複 135林班14.36ha 国立公園普通地域と重複 138林班112.45ha 土砂流出防備保安林と重複 138林班89.40ha 保健保安林と重複 138林班19.11ha 国立公園第三種特別地域と重複 138林班3.94ha 国立公園普通地域と重複 151林班79.87ha 土砂流出防備保安林と重複 151林班79.87ha 国立公園第三種特別地域と重複 188林班14.04ha 土砂流出防備保安林と重複 192林班2.05ha 土砂流出防備保安林と重複
		163, 191	0.14	禁伐		163林班0.09ha 土砂流出防備保安林と重複
		133, 154, 162, 163, 167-171, 178, 188	45.40	なし		133林班0.25ha 土砂流出防備保安林と重複 133林班0.83ha 国立公園第三種特別地域と重複 154林班8.46ha 土砂流出防備保安林と重複 154林班8.46ha 国立公園第三種特別地域と重複 162林班0.47ha 土砂流出防備保安林と重複 163林班0.37ha 土砂流出防備保安林と重複 167林班9.57ha 土砂流出防備保安林と重複 168林班9.52ha 土砂流出防備保安林と重複 169林班4.76ha 土砂流出防備保安林と重複 170林班3.72ha 土砂流出防備保安林と重複 171林班6.57ha 土砂流出防備保安林と重複 178林班0.90ha 土砂流出防備保安林と重複 188林班0.23ha 土砂流出防備保安林と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
	檜枝岐村	4, 11	1.48	皆伐		
	只見町	13, 16, 18, 19, 23, 24, 44, 62-64, 68, 71-74, 79, 99-105, 113, 115, 123, 125, 141, 145-147, 149-151, 153, 158-164, 166, 167, 171, 172	650.60	皆伐		18林班0.47ha 国定公園普通地域と重複 19林班95.91ha 国定公園普通地域と重複 23林班2.53ha 国定公園普通地域と重複 24林班0.29ha 国定公園普通地域と重複 71林班0.07ha 水源かん養保安林と重複 72林班5.44ha 水源かん養保安林と重複 73林班2.01ha 水源かん養保安林と重複 74林班0.90ha 水源かん養保安林と重複 79林班33.14ha 水源かん養保安林と重複 99林班134.36ha 水源かん養保安林と重複 100林班104.06ha 水源かん養保安林と重複 101林班131.07ha 水源かん養保安林と重複 101林班11.63ha 土砂流出防備保安林と重複 150林班0.12ha 土砂流出防備保安林と重複 160林班2.31ha 土砂流出防備保安林と重複 161林班1.13ha 土砂流出防備保安林と重複 164林班0.05ha なだれ防止保安林と重複
		101, 163, 172	2.33	択伐		101林班0.36ha 水源かん養保安林と重複 101林班0.36ha 土砂流出防備保安林と重複 101林班1.50ha なだれ防止保安林と重複 163林班0.21ha 土砂流出防備保安林と重複 172林班0.26ha 土砂崩壊防備保安林と重複
		13, 19, 24, 44, 55, 153, 164	8.10	禁伐		19林班0.31ha なだれ防止保安林と重複 19林班0.37ha 国定公園普通地域と重複 24林班1.38ha 国定公園普通地域と重複 153林班0.23ha 保安施設地区と重複 164林班2.38ha なだれ防止保安林と重複
		13, 18, 19, 64, 100, 101, 123, 153, 164	3.07	なし		18林班0.33ha 国定公園普通地域と重複 19林班0.08ha 国定公園普通地域と重複 100林班0.18ha 水源かん養保安林と重複 101林班0.69ha 水源かん養保安林と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
	南会津町 (田島)	3, 9, 27-30, 35-63, 77-86, 100, 106-109, 112-117, 119, 122, 123, 130, 131, 136, 138, 143-145, 147, 160, 169, 170, 179-182, 194-199, 204-206, 227, 289, 291-293, 295, 299, 302-305, 313-316, 330-332, 338, 339, 352, 353, 355	4,344.93	皆伐		28林班83.18ha 土砂流出防備保安林と重複 29林班65.26ha 土砂流出防備保安林と重複 30林班60.62ha 土砂流出防備保安林と重複 35林班54.93ha 水源かん養保安林と重複 36林班95.01ha 土砂流出防備保安林と重複 37林班59.28ha 土砂流出防備保安林と重複 40林班11.03ha 水源かん養保安林と重複 41林班63.54ha 水源かん養保安林と重複 42林班94.86ha 水源かん養保安林と重複 43林班119.51ha 水源かん養保安林と重複 44林班94.15ha 水源かん養保安林と重複 45林班106.59ha 水源かん養保安林と重複 48林班0.21ha 水源かん養保安林と重複 49林班38.30ha 水源かん養保安林と重複 50林班15.47ha 土砂流出防備保安林と重複 51林班5.65ha 土砂流出防備保安林と重複 58林班19.74ha 水源かん養保安林と重複 60林班96.34ha 水源かん養保安林と重複 61林班111.64ha 水源かん養保安林と重複 62林班95.62ha 水源かん養保安林と重複 63林班81.11ha 水源かん養保安林と重複 77林班95.14ha 水源かん養保安林と重複 78林班60.40ha 水源かん養保安林と重複 79林班50.38ha 水源かん養保安林と重複 80林班61.66ha 水源かん養保安林と重複 81林班59.36ha 水源かん養保安林と重複 82林班79.42ha 水源かん養保安林と重複

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
						107林班5.23ha 水源かん養保安林と重複 108林班2.77ha 水源かん養保安林と重複 109林班6.34ha 水源かん養保安林と重複 113林班2.66ha 土砂流出防備保安林と重複 115林班66.03ha 水源かん養保安林と重複 116林班29.44ha 水源かん養保安林と重複 117林班85.19ha 水源かん養保安林と重複 136林班0.51ha 土砂流出防備保安林と重複 143林班1.74ha 土砂流出防備保安林と重複 145林班2.14ha 土砂流出防備保安林と重複 147林班17.09ha 水源かん養保安林と重複 180林班0.64ha 水源かん養保安林と重複 181林班0.05ha 水源かん養保安林と重複 182林班1.75ha 水源かん養保安林と重複 194林班11.48ha 水源かん養保安林と重複 197林班0.25ha 水源かん養保安林と重複 198林班2.76ha 水源かん養保安林と重複 199林班4.32ha 水源かん養保安林と重複 293林班0.38ha なだれ防止保安林と重複 302林班1.28ha 水源かん養保安林と重複 303林班4.63ha 水源かん養保安林と重複 304林班3.86ha 水源かん養保安林と重複 305林班1.36ha 水源かん養保安林と重複 338林班1.09ha 水源かん養保安林と重複
		28, 48, 60, 84, 85, 119, 136, 144, 146, 147, 227, 292	52.18	択伐		28林班11.75ha 土砂流出防備保安林と重複 84林班0.04ha 土砂崩壊防備保安林と重複 85林班12.53ha 土砂流出防備保安林と重複 119林班16.33ha 土砂流出防備保安林と重複 136林班0.34ha 土砂流出防備保安林と重複 144林班0.60ha 土砂流出防備保安林と重複 146林班0.51ha 水源かん養保安林と重複 147林班0.73ha 水源かん養保安林と重複 227林班0.86ha 土砂流出防備保安林と重複 292林班0.86ha なだれ防止保安林と重複

単位 面積:ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
		10, 21, 31, 293, 296, 299	10.58	禁伐		293林班0.08ha なだれ防止保安林と重複 296林班1.08ha なだれ防止保安林と重複 299林班0.12ha なだれ防止保安林と重複
		28, 37, 50-52, 112, 113, 122, 147, 196, 205, 355	42.21	なし		51林班5.49ha 土砂流出防備保安林と重複 147林班4.19ha 水源かん養保安林と重複
	( 箔岩 )	7, 25, 27, 60, 61, 68, 79, 88	9.92	皆伐		25林班1.98ha 水源かん養保安林と重複
		88	0.55	択伐		88林班0.55ha 土砂流出防備保安林と重複
	( 伊南 )	70	0.02	禁伐		
		14, 20, 39-44, 54, 56	41.50	皆伐		41林班1.30ha 水源かん養保安林と重複 42林班0.30ha 水源かん養保安林と重複
	( 南郷 )	49, 50	0.88	禁伐		
		5, 10-14, 16, 19-21, 24, 25, 33, 34, 36, 40, 41, 44, 45, 47, 48, 51, 58, 59, 62, 63, 65-68, 73, 77-79, 84, 88, 89	68.93	皆伐		79林班2.45ha 水源かん養保安林と重複
		77	0.62	択伐		77林班0.62ha 干害防備保安林と重複 77林班0.62ha 保健保安林と重複
		5	0.28	禁伐		
	計		9,218.26			
急傾斜地崩壊危険区域	会津若松市 ( 会津若松 )	184	1.17	皆伐		184林班1.17ha 県立自然公園普通地域と重複 184林班1.17ha 自然環境保全地域特別地区と重複
	西会津町	103	0.04	禁伐		103林班0.04ha 自然環境保全地域特別地区と重複
	三島町	41	0.39	皆伐		41林班0.39ha 自然環境保全地域特別地区と重複
	金山町	34	0.04	皆伐		34林班0.04ha 国定公園普通地域と重複 34林班0.04ha 自然環境保全地域特別地区と重複

単位 面積:ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
		34	0.31	禁伐		34林班0.31ha 国立公園普通地域と重複 34林班0.31ha 自然環境保全地域特別地区と重複
	昭和村	29	0.77	皆伐		29林班0.77ha 自然環境保全地域特別地区と重複
	檜枝岐村	5, 17	0.77	禁伐		5林班0.69ha 自然環境保全地域特別地区と重複 17林班0.08ha 自然環境保全地域特別地区と重複
	計		3.49			
国立公園特別保護地区	北塩原村	56-61	801.62	禁伐		56林班4.64ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複 57林班49.95ha 土砂流出防備保安林と重複 57林班137.59ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複 58林班238.04ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複 59林班91.27ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複 60林班41.16ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複 61林班107.48ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複
	磐梯町	28, 29	97.42	禁伐		28林班30.88ha 水源かん養保安林と重複 29林班66.54ha 水源かん養保安林と重複
	猪苗代町	174, 186	187.96	禁伐		
	南会津町 ( 館岩 )	76	10.80	禁伐		76林班10.80ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複
	計		1,097.80			
	国立公園第一種特別地域	北塩原村	44, 49, 55	9.57	皆伐	
55, 65			5.92	択伐		
42, 44, 45, 49, 53, 55-57, 61, 64, 65			309.64	禁伐		57林班16.37ha 土砂流出防備保安林と重複 57林班26.13ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複



種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
		131, 139-145	103.12	なし		131林班1.89ha 土砂流出防備保安林と重複 131林班1.89ha 保健保安林と重複 139林班2.58ha 土砂流出防備保安林と重複 139林班2.58ha 保健保安林と重複 140林班19.80ha 土砂流出防備保安林と重複 140林班19.80ha 保健保安林と重複 141林班8.96ha 土砂流出防備保安林と重複 141林班8.96ha 保健保安林と重複 142林班11.18ha 土砂流出防備保安林と重複 142林班11.18ha 保健保安林と重複 143林班11.72ha 土砂流出防備保安林と重複 143林班11.72ha 保健保安林と重複 144林班28.06ha 土砂流出防備保安林と重複 144林班28.06ha 保健保安林と重複 145林班18.93ha 土砂流出防備保安林と重複
		計	428.25			
国立公園第二種特別地域	会津若松市 (会津若松)	2, 3, 5	0.39	皆伐		
		1-3, 5, 9	255.41	択伐		5林班0.85ha 防風保安林と重複
		1	0.07	なし		
	喜多方市 (山都)	56	0.02	皆伐		
		56	9.38	択伐		
	北塩原村	42, 45, 51, 55, 62	323.18	皆伐		51林班132.60ha 水源かん養保安林と重複 51林班132.60ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複 62林班186.60ha 水源かん養保安林と重複
		42, 44, 45, 47, 49, 50, 52-55, 57, 61, 62, 64, 65	1,020.64	択伐		50林班1.33ha 水源かん養保安林と重複
		49, 50, 64	11.50	禁伐		
		45, 47, 50, 54	1.48	なし		
	猪苗代町	6, 50, 173, 175- 178, 184-187	362.73	皆伐		6林班64.54ha 水源かん養保安林と重複 173林班68.90ha 土砂流出防備保安林と重複 175林班40.15ha 土砂流出防備保安林と重複 176林班60.25ha 土砂流出防備保安林と重複 177林班5.17ha 土砂流出防備保安林と重複 184林班58.04ha 水源かん養保安林と重複 185林班33.07ha 水源かん養保安林と重複 186林班18.88ha 水源かん養保安林と重複 187林班12.56ha 土砂流出防備保安林と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
		4-12, 46, 50-52, 118, 141, 144- 148, 151, 162, 163, 174, 176- 178, 182, 184, 186, 187	1,250.11	択伐		5林班23.42ha 土砂流出防備保安林と重複 6林班1.60ha 土砂流出防備保安林と重複 46林班32.01ha 水源かん養保安林と重複 118林班2.58ha 防風保安林と重複 141林班1.23ha 防風保安林と重複 144林班22.36ha 防風保安林と重複 151林班2.48ha 防風保安林と重複 176林班2.38ha 土砂流出防備保安林と重複 178林班5.19ha 土砂流出防備保安林と重複 187林班3.23ha 土砂崩壊防備保安林と重複
		6	0.83	なし		6林班0.83ha 土砂流出防備保安林と重複
	下郷町	129-132, 139-143	548.54	択伐		129林班64.10ha 土砂流出防備保安林と重複 129林班64.10ha 保健保安林と重複 130林班75.82ha 土砂流出防備保安林と重複 130林班75.82ha 保健保安林と重複 131林班67.75ha 土砂流出防備保安林と重複 131林班67.75ha 保健保安林と重複 132林班75.57ha 土砂流出防備保安林と重複 132林班75.57ha 砂防指定地と重複 139林班116.12ha 土砂流出防備保安林と重複 139林班116.12ha 保健保安林と重複 140林班43.86ha 土砂流出防備保安林と重複 140林班43.86ha 保健保安林と重複 141林班44.60ha 土砂流出防備保安林と重複 141林班44.60ha 保健保安林と重複 142林班44.76ha 土砂流出防備保安林と重複 142林班44.76ha 保健保安林と重複 143林班15.96ha 土砂流出防備保安林と重複 143林班15.96ha 保健保安林と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
		129-131, 143	34.15	なし		129林班16.56ha 土砂流出防備保安林と重複 129林班16.56ha 保健保安林と重複 130林班14.56ha 土砂流出防備保安林と重複 130林班14.56ha 保健保安林と重複 131林班0.37ha 土砂流出防備保安林と重複 131林班0.37ha 保健保安林と重複 143林班2.66ha 土砂流出防備保安林と重複 143林班2.66ha 保健保安林と重複
	檜枝岐村	18, 19	0.89	皆伐		
		19	2.83	択伐		19林班1.54ha 水源かん養保安林と重複 19林班1.29ha なだれ防止保安林と重複
	南会津町 ( 館岩 )	74-77	311.97	択伐		74林班51.10ha 水源かん養保安林と重複 75林班125.41ha 水源かん養保安林と重複 75林班8.23ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複 76林班62.46ha 水源かん養保安林と重複 76林班16.68ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複 77林班73.00ha 水源かん養保安林と重複
	計		4,134.12			
国立公園第三種特別地域	会津若松市 ( 会津若松 )	9	4.32	皆伐		
		9	1.62	択伐		9林班1.03ha 保健保安林と重複
	喜多方市 ( 山都 )	54, 55	187.37	皆伐		55林班165.73ha 水源かん養保安林と重複
		54	0.06	択伐		54林班0.06ha 土砂流出防備保安林と重複
	北塩原村	39-49, 51-53, 63	938.09	皆伐		43林班37.88ha 水源かん養保安林と重複 44林班11.62ha 水源かん養保安林と重複 47林班15.87ha 水源かん養保安林と重複 51林班16.18ha 水源かん養保安林と重複 51林班16.18ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複 63林班22.56ha 水源かん養保安林と重複
		48	1.50	択伐		

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
	磐梯町	9, 10, 17-19, 23, 25-28, 30, 31, 33	997.45	皆伐		10林班89.29ha 水源かん養保安林と重複 17林班1.89ha 水源かん養保安林と重複 18林班79.06ha 水源かん養保安林と重複 19林班14.54ha 水源かん養保安林と重複 25林班166.07ha 水源かん養保安林と重複 26林班198.04ha 水源かん養保安林と重複 27林班164.68ha 水源かん養保安林と重複 28林班43.29ha 水源かん養保安林と重複 33林班38.99ha 水源かん養保安林と重複
		18, 28	126.19	択伐		18林班5.50ha 水源かん養保安林と重複 28林班120.69ha 水源かん養保安林と重複 28林班120.69ha 保健保安林と重複
		31	0.27	なし		
	猪苗代町	9-15, 17-23, 42, 43, 45, 47-49, 52-54, 157, 161, 162, 164-166, 168-172, 177-185	2,685.28	皆伐		13林班17.05ha 水源かん養保安林と重複 14林班40.81ha 水源かん養保安林と重複 47林班82.78ha 水源かん養保安林と重複 48林班88.95ha 水源かん養保安林と重複 49林班3.00ha 水源かん養保安林と重複 177林班31.00ha 土砂流出防備保安林と重複 178林班9.80ha 土砂流出防備保安林と重複 184林班122.94ha 水源かん養保安林と重複 185林班12.38ha 水源かん養保安林と重複
		180	0.04	禁伐		
		10, 15, 18, 23, 45, 164-166, 171, 172, 179, 180, 183, 185	14.79	なし		

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
	下郷町	127, 128, 133, 145-151, 154	495.37	皆伐		127林班1.03ha 土砂流出防備保安林と重複 127林班1.03ha 保健保安林と重複 128林班19.12ha 土砂流出防備保安林と重複 128林班19.12ha 砂防指定地と重複 133林班0.78ha 土砂流出防備保安林と重複 133林班0.78ha 砂防指定地と重複 145林班56.70ha 土砂流出防備保安林と重複 146林班87.70ha 土砂流出防備保安林と重複 147林班43.72ha 土砂流出防備保安林と重複 148林班42.52ha 土砂流出防備保安林と重複 148林班42.52ha 保健保安林と重複 149林班73.18ha 土砂流出防備保安林と重複 150林班19.30ha 砂防指定地と重複 151林班0.45ha 土砂流出防備保安林と重複 151林班0.45ha 砂防指定地と重複 154林班150.83ha 土砂流出防備保安林と重複 154林班150.83ha 砂防指定地と重複
		127-129, 132, 133, 138, 140- 143, 148, 151	534.73	択伐		127林班95.14ha 土砂流出防備保安林と重複 127林班95.14ha 保健保安林と重複 128林班89.60ha 土砂流出防備保安林と重複 128林班89.60ha 砂防指定地と重複 129林班2.31ha 土砂流出防備保安林と重複 129林班2.31ha 保健保安林と重複 132林班31.76ha 土砂流出防備保安林と重複 132林班31.76ha 砂防指定地と重複 133林班86.78ha 土砂流出防備保安林と重複 133林班86.78ha 砂防指定地と重複 138林班19.11ha 土砂流出防備保安林と重複 138林班19.11ha 砂防指定地と重複 140林班55.22ha 土砂流出防備保安林と重複 140林班55.22ha 保健保安林と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
						141林班19.81ha 土砂流出防備保安林と重複 141林班19.81ha 保健保安林と重複 142林班19.14ha 土砂流出防備保安林と重複 142林班19.14ha 保健保安林と重複 143林班6.52ha 土砂流出防備保安林と重複 143林班6.52ha 保健保安林と重複 148林班29.47ha 土砂流出防備保安林と重複 148林班29.47ha 保健保安林と重複 151林班79.87ha 土砂流出防備保安林と重複 151林班79.87ha 砂防指定地と重複
		133, 146, 154	15.84	なし		133林班0.25ha 土砂流出防備保安林と重複 133林班0.83ha 砂防指定地と重複 146林班6.55ha 土砂流出防備保安林と重複 154林班8.46ha 土砂流出防備保安林と重複 154林班8.46ha 砂防指定地と重複
	檜枝岐村	18, 19	100.53	皆伐		
		19	9.04	択伐		19林班4.83ha 水源かん養保安林と重複 19林班4.21ha なだれ防止保安林と重複
	計		6,112.49			

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
国立公園普通地域	喜多方市 (喜多方)	32-42, 60-62	770.38	皆伐		32林班7.32ha 土砂流出防備保安林と重複 32林班1.78ha 砂防指定地と重複 33林班0.86ha 土砂流出防備保安林と重複 33林班0.86ha 砂防指定地と重複 34林班62.43ha 水源かん養保安林と重複 34林班11.54ha 土砂流出防備保安林と重複 34林班0.74ha 砂防指定地と重複 35林班107.87ha 水源かん養保安林と重複 35林班1.45ha 砂防指定地と重複 36林班63.74ha 水源かん養保安林と重複 37林班60.02ha 水源かん養保安林と重複 38林班68.51ha 水源かん養保安林と重複 38林班2.21ha 砂防指定地と重複 39林班13.00ha 水源かん養保安林と重複 39林班54.73ha 土砂流出防備保安林と重複 39林班3.13ha 砂防指定地と重複 40林班29.18ha 水源かん養保安林と重複 41林班97.04ha 水源かん養保安林と重複 42林班97.00ha 水源かん養保安林と重複 60林班1.82ha 水源かん養保安林と重複 61林班64.59ha 水源かん養保安林と重複 62林班30.73ha 水源かん養保安林と重複 62林班30.17ha 保健保安林と重複
		61, 62	206.71	択伐		61林班124.21ha 水源かん養保安林と重複 62林班82.50ha 水源かん養保安林と重複 62林班7.43ha 保健保安林と重複
		35-37, 39, 40, 61	33.02	なし		35林班1.92ha 水源かん養保安林と重複 36林班11.37ha 水源かん養保安林と重複 37林班5.65ha 水源かん養保安林と重複 39林班0.28ha 水源かん養保安林と重複 39林班0.22ha 土砂流出防備保安林と重複 40林班9.46ha 水源かん養保安林と重複 61林班4.12ha 水源かん養保安林と重複

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考	
	市町村	区域		伐採方法	その他		
	(塩川)	3	63.88	皆伐		3林班63.88ha 水源かん養保安林と重複 3林班63.88ha 保健保安林と重複	
	北塩原村	24, 25, 50	121.68	皆伐		24林班84.68ha 砂防指定地と重複 25林班2.55ha 砂防指定地と重複 50林班34.45ha 水源かん養保安林と重複	
	猪苗代町	16, 18, 45	93.32	皆伐		16林班73.55ha 水源かん養保安林と重複 18林班2.23ha 砂防指定地と重複 45林班17.54ha 水源かん養保安林と重複	
		45	0.30	択伐		45林班0.30ha 水源かん養保安林と重複	
	下郷町	125, 126, 134- 137, 150, 152	438.28	皆伐		125林班14.35ha 土砂流出防備保安林と重複 126林班80.76ha 土砂流出防備保安林と重複 134林班95.58ha 砂防指定地と重複 135林班25.80ha 干害防備保安林と重複 135林班25.80ha 保健保安林と重複 136林班69.24ha 砂防指定地と重複 137林班0.13ha 土砂流出防備保安林と重複 137林班6.29ha 砂防指定地と重複 150林班57.56ha 砂防指定地と重複 152林班88.57ha 土砂流出防備保安林と重複	
		127, 135, 137, 138	102.31	択伐		127林班22.85ha 土砂流出防備保安林と重複 127林班22.85ha 保健保安林と重複 135林班14.36ha 土砂流出防備保安林と重複 135林班14.36ha 砂防指定地と重複 137林班61.16ha 土砂流出防備保安林と重複 138林班3.94ha 土砂流出防備保安林と重複 138林班3.94ha 砂防指定地と重複	
	計		1,829.88				
	国定公園特別保護地区	只見町	89	4.42	禁伐		89林班4.42ha 水源かん養保安林と重複
		計		4.42			
	国定公園第一種特別地域	只見町	36	0.32	皆伐		
		31-39	678.05	禁伐			
計							



種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
国定公園第二種特別地域	只見町	1	16.16			
		1, 93	216.51	皆伐		93林班207.58ha 水源かん養保安林と重複
		1, 11	68.72	択伐		11林班34.32ha 土砂流出防備保安林と重複 11林班21.99ha なだれ防止保安林と重複 11林班57.15ha 保健保安林と重複
		1	25.51	なし		
	計		326.90			
国定公園第三種特別地域	金山町	5, 6, 9, 14, 15	89.28	皆伐		14林班5.63ha 砂防指定地と重複 15林班3.89ha なだれ防止保安林と重複
		15	4.48	択伐		
	計		93.76			
国定公園普通地域	喜多方市 (塩川)	3	1.90	禁伐		3林班1.90ha 水源かん養保安林と重複 3林班1.90ha 保健保安林と重複
		(高郷)	2	1.60	皆伐	
	西会津町	58	4.61	皆伐		58林班4.61ha 砂防指定地と重複
		1	21.74	択伐		1林班21.74ha 土砂崩壊防備保安林と重複
		58	0.51	なし		58林班0.51ha 砂防指定地と重複
	会津坂下町	10	0.41	皆伐		10林班0.41ha 土砂流出防備保安林と重複
	柳津町	11, 44, 149, 151	12.53	皆伐		11林班7.22ha 土砂流出防備保安林と重複 44林班0.49ha 土砂流出防備保安林と重複 149林班1.99ha 土砂流出防備保安林と重複 151林班2.17ha 土砂流出防備保安林と重複 151林班0.66ha 土砂崩壊防備保安林と重複
		11, 21, 49, 148, 152	8.44	択伐		11林班3.85ha なだれ防止保安林と重複 21林班0.58ha 土砂崩壊防備保安林と重複 49林班0.37ha なだれ防止保安林と重複 148林班1.79ha 土砂流出防備保安林と重複 152林班1.85ha 土砂流出防備保安林と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
		49, 79	1.72	禁伐		49林班1.43ha なだれ防止保安林と重複 79林班0.29ha なだれ防止保安林と重複
	三島町	1-4, 16, 57	13.45	皆伐		1林班0.40ha 土砂流出防備保安林と重複 1林班2.39ha 砂防指定地と重複 2林班0.06ha 土砂流出防備保安林と重複 2林班4.08ha 砂防指定地と重複 3林班2.81ha 砂防指定地と重複 4林班1.67ha 砂防指定地と重複 16林班0.08ha 土砂流出防備保安林と重複 16林班0.08ha なだれ防止保安林と重複 57林班1.88ha 土砂流出防備保安林と重複
		2, 7, 8, 14, 16	3.14	択伐		2林班1.37ha 土砂流出防備保安林と重複 2林班0.11ha 土砂崩壊防備保安林と重複 7林班0.09ha なだれ防止保安林と重複 8林班0.06ha なだれ防止保安林と重複 14林班0.72ha なだれ防止保安林と重複 16林班0.24ha 土砂流出防備保安林と重複 16林班0.55ha なだれ防止保安林と重複
		7, 66	1.26	禁伐		7林班1.17ha なだれ防止保安林と重複 66林班0.09ha 土砂崩壊防備保安林と重複
		2, 4	0.42	なし		2林班0.13ha 砂防指定地と重複 4林班0.29ha 砂防指定地と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
	金山町	8, 14, 16, 18-21, 26, 27, 29-34, 36-44, 46, 49-52, 55, 56, 86, 99-101	618.22	皆伐		8林班85.21ha 水源かん養保安林と重複 14林班0.92ha 土砂流出防備保安林と重複 16林班1.56ha 土砂崩壊防備保安林と重複 18林班0.09ha なだれ防止保安林と重複 19林班5.00ha なだれ防止保安林と重複 20林班18.75ha 土砂流出防備保安林と重複 20林班0.23ha なだれ防止保安林と重複 21林班17.69ha 土砂流出防備保安林と重複 21林班7.00ha なだれ防止保安林と重複 26林班9.46ha 水源かん養保安林と重複 27林班105.62ha 水源かん養保安林と重複 29林班6.75ha 水源かん養保安林と重複 30林班11.80ha 水源かん養保安林と重複 30林班31.96ha 土砂流出防備保安林と重複 31林班0.92ha 土砂流出防備保安林と重複 32林班0.29ha 土砂流出防備保安林と重複 33林班0.13ha 土砂流出防備保安林と重複 34林班0.01ha 土砂流出防備保安林と重複 34林班0.26ha 土砂崩壊防備保安林と重複 34林班0.04ha 急傾斜地崩壊危険区域と重複 34林班0.04ha 自然環境保全地域特別地区と重複 36林班4.43ha 土砂流出防備保安林と重複 37林班12.36ha 土砂流出防備保安林と重複 38林班5.61ha 土砂流出防備保安林と重複

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
						38林班1.90ha なだれ防止保安林と重複 38林班0.09ha 保安施設地区と重複 39林班1.61ha 土砂流出防備保安林と重複 40林班0.36ha 土砂流出防備保安林と重複 41林班0.61ha 土砂流出防備保安林と重複 42林班0.35ha 土砂流出防備保安林と重複 43林班0.29ha 土砂流出防備保安林と重複 44林班11.02ha 土砂流出防備保安林と重複 46林班0.08ha 土砂崩壊防備保安林と重複 49林班81.50ha 土砂流出防備保安林と重複 50林班63.60ha 土砂流出防備保安林と重複 51林班3.23ha 砂防指定地と重複 52林班27.28ha 土砂流出防備保安林と重複 55林班79.21ha 土砂流出防備保安林と重複 56林班1.52ha 土砂流出防備保安林と重複 86林班0.60ha 土砂流出防備保安林と重複 86林班0.13ha なだれ防止保安林と重複 99林班16.40ha 水源かん養保安林と重複 100林班0.18ha 水源かん養保安林と重複 101林班1.44ha 土砂流出防備保安林と重複 101林班0.73ha 砂防指定地と重複
		8, 11-13, 16, 18-21, 26, 27, 29-36, 38-44, 46, 47, 49, 50, 55, 56, 89, 101	378.69	択伐		8林班1.26ha 水源かん養保安林と重複 11林班4.55ha 土砂流出防備保安林と重複 12林班0.93ha 土砂崩壊防備保安林と重複 13林班18.45ha 土砂流出防備保安林と重複 16林班1.62ha 土砂崩壊防備保安林と重複 16林班4.31ha なだれ防止保安林と重複 16林班0.98ha 落石防止保安林と重複 18林班52.20ha 土砂流出防備保安林と重複 18林班4.76ha 土砂崩壊防備保安林と重複 18林班0.98ha なだれ防止保安林と重複 19林班6.65ha 土砂流出防備保安林と重複 19林班0.62ha なだれ防止保安林と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
						20林班13.68ha 土砂流出防備保安林と重複 20林班6.69ha なだれ防止保安林と重複 21林班0.82ha 土砂流出防備保安林と重複 21林班3.78ha 土砂崩壊防備保安林と重複 21林班2.30ha なだれ防止保安林と重複 26林班82.74ha 水源かん養保安林と重複 27林班22.32ha 水源かん養保安林と重複 29林班0.41ha 土砂流出防備保安林と重複 30林班0.58ha 土砂流出防備保安林と重複 30林班1.19ha 土砂崩壊防備保安林と重複 31林班17.18ha 土砂流出防備保安林と重複 32林班0.87ha 土砂流出防備保安林と重複 33林班0.81ha 土砂流出防備保安林と重複 33林班2.19ha 土砂崩壊防備保安林と重複 34林班0.15ha 土砂流出防備保安林と重複 34林班10.89ha 土砂崩壊防備保安林と重複 35林班10.32ha 土砂流出防備保安林と重複 35林班5.53ha なだれ防止保安林と重複 36林班10.90ha 土砂流出防備保安林と重複 38林班8.96ha 土砂流出防備保安林と重複 38林班0.82ha 土砂崩壊防備保安林と重複 39林班25.90ha 土砂流出防備保安林と重複 40林班5.07ha 土砂流出防備保安林と重複 41林班10.93ha 土砂流出防備保安林と重複

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
						42林班1.45ha 土砂流出防備保安林と重複 43林班2.41ha 土砂流出防備保安林と重複 44林班6.75ha 土砂流出防備保安林と重複 46林班1.14ha 土砂流出防備保安林と重複 46林班1.18ha 土砂崩壊防備保安林と重複 47林班0.60ha 土砂流出防備保安林と重複 49林班5.51ha 土砂流出防備保安林と重複 50林班1.02ha 土砂流出防備保安林と重複 55林班3.19ha 土砂流出防備保安林と重複 56林班4.44ha 土砂流出防備保安林と重複 89林班2.38ha 土砂崩壊防備保安林と重複 101林班6.28ha 土砂流出防備保安林と重複
		19, 34, 36, 38, 42, 56	70.51	禁伐		19林班68.88ha なだれ防止保安林と重複 34林班0.31ha 急傾斜地崩壊危険区域と重複 34林班0.31ha 自然環境保全地域特別地区と重複 36林班0.21ha 土砂崩壊防備保安林と重複 38林班0.91ha なだれ防止保安林と重複 42林班0.13ha なだれ防止保安林と重複 56林班0.07ha 土砂流出防備保安林と重複
		8, 18-21, 26, 32-36, 38, 39, 43, 46, 50, 55, 56	7.99	なし		8林班0.31ha 水源かん養保安林と重複 18林班1.20ha 土砂流出防備保安林と重複 18林班0.30ha 土砂崩壊防備保安林と重複 18林班0.08ha なだれ防止保安林と重複 19林班0.27ha 土砂流出防備保安林と重複 19林班0.60ha なだれ防止保安林と重複 20林班0.32ha 土砂流出防備保安林と重複 21林班0.24ha 土砂流出防備保安林と重複 26林班0.15ha 水源かん養保安林と重複 32林班0.08ha 土砂流出防備保安林と重複 33林班0.05ha 土砂流出防備保安林と重複 34林班0.27ha 土砂崩壊防備保安林と重複

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
						35林班0.20ha 土砂流出防備保安林と重複 36林班0.17ha 土砂流出防備保安林と重複 36林班0.60ha 保安施設地区と重複 38林班2.02ha 土砂流出防備保安林と重複 39林班0.13ha 土砂流出防備保安林と重複 43林班0.13ha 土砂流出防備保安林と重複 46林班0.04ha 土砂崩壊防備保安林と重複 50林班0.23ha 土砂流出防備保安林と重複 55林班0.46ha 土砂流出防備保安林と重複 56林班0.14ha 土砂流出防備保安林と重複
	只見町	11, 18-20, 23-25, 27, 30	160.22	皆伐		11林班1.73ha なだれ防止保安林と重複 11林班0.06ha 保健保安林と重複 18林班5.26ha 土砂流出防備保安林と重複 18林班3.88ha なだれ防止保安林と重複 18林班0.47ha 砂防指定地と重複 19林班95.91ha 砂防指定地と重複 20林班7.76ha なだれ防止保安林と重複 23林班2.53ha 砂防指定地と重複 24林班2.95ha 土砂流出防備保安林と重複 24林班0.29ha 砂防指定地と重複 25林班38.66ha 土砂流出防備保安林と重複 27林班0.17ha 土砂流出防備保安林と重複 27林班0.17ha 保健保安林と重複 30林班0.61ha 土砂流出防備保安林と重複
		1, 11, 20, 23, 25, 26	63.14	択伐		1林班5.95ha 土砂流出防備保安林と重複 11林班26.22ha 土砂流出防備保安林と重複 11林班26.22ha 保健保安林と重複 20林班10.81ha なだれ防止保安林と重複 23林班0.14ha 土砂流出防備保安林と重複 25林班14.83ha 土砂流出防備保安林と重複 25林班10.59ha 保健保安林と重複 26林班5.16ha 土砂流出防備保安林と重複 26林班5.16ha 保健保安林と重複

単位 面積:ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
		19, 20, 23, 24, 30	26.79	禁伐		19林班2.35ha なだれ防止保安林と重複 19林班0.37ha 砂防指定地と重複 20林班6.69ha なだれ防止保安林と重複 20林班0.28ha 保安施設地区と重複 23林班1.69ha なだれ防止保安林と重複 24林班0.22ha 土砂流出防備保安林と重複 24林班11.21ha なだれ防止保安林と重複 24林班1.38ha 砂防指定地と重複 30林班2.91ha なだれ防止保安林と重複
		18, 19, 24	0.52	なし		18林班0.33ha 砂防指定地と重複 19林班0.08ha 砂防指定地と重複 24林班0.11ha 土砂流出防備保安林と重複
	計		1,397.81			
県立自然公園第一種特別地域	金山町	12	0.57	皆伐		
	計		0.57			
県立自然公園第二種特別地域	会津若松市 (会津若松)	181	0.49	皆伐		
		171, 181	28.57	択伐		171林班8.13ha 土砂流出防備保安林と重複 171林班8.13ha 砂防指定地と重複
	会津美里町 (会津本郷)	28	1.13	皆伐		28林班0.81ha 文化財保護法による史跡名勝天然記念物 にかかると重複
		28	14.49	択伐		28林班2.37ha 水源かん養保安林と重複 28林班2.37ha 保健保安林と重複 28林班10.22ha 文化財保護法による史跡名勝天然記念物 にかかると重複
	下郷町	8, 18, 19, 26, 32, 60	1.93	皆伐		26林班0.36ha 土砂流出防備保安林と重複 32林班0.26ha 土砂流出防備保安林と重複 32林班0.26ha 砂防指定地と重複 60林班0.36ha 土砂流出防備保安林と重複 60林班0.36ha 砂防指定地と重複



種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
		8, 9, 12, 18-20, 26, 31, 32, 60, 61, 70, 75-77	315.66	択伐		9林班0.08ha 落石防止保安林と重複 18林班9.73ha 土砂流出防備保安林と重複 18林班0.17ha 文化財保護法による史跡名勝天然記念物にかかると重複 19林班1.29ha 土砂流出防備保安林と重複 19林班0.22ha 文化財保護法による史跡名勝天然記念物にかかると重複 26林班27.64ha 土砂流出防備保安林と重複 32林班21.17ha 土砂流出防備保安林と重複 32林班21.17ha 砂防指定地と重複 60林班36.90ha 土砂流出防備保安林と重複 60林班36.90ha 砂防指定地と重複 61林班56.36ha 土砂流出防備保安林と重複 61林班56.36ha 砂防指定地と重複 76林班2.96ha 土砂流出防備保安林と重複 76林班2.96ha 文化財保護法による史跡名勝天然記念物にかかると重複 77林班0.61ha 土砂流出防備保安林と重複
		8, 9	57.09	禁伐		8林班0.15ha 土砂流出防備保安林と重複 8林班35.50ha 落石防止保安林と重複 9林班21.59ha 落石防止保安林と重複
		計		419.36		
県立自然公園第三種特別地域	会津若松市 (会津若松)	171, 181	89.43	皆伐		171林班24.05ha 土砂流出防備保安林と重複
		171	0.61	禁伐		171林班0.61ha 土砂流出防備保安林と重複
		171	1.80	なし		171林班1.80ha 土砂流出防備保安林と重複
	会津美里町 (会津本郷)	28	47.18	皆伐		28林班0.82ha 水源かん養保安林と重複 28林班0.82ha 保健保安林と重複 28林班4.62ha 文化財保護法による史跡名勝天然記念物にかかると重複
		28	29.30	択伐		28林班22.48ha 水源かん養保安林と重複 28林班1.46ha 土砂流出防備保安林と重複 28林班29.30ha 保健保安林と重複
	28	0.86	なし			

単位 面積:ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
	下郷町	2-8, 26, 27	412.92	皆伐		2林班1.02ha 土砂流出防備保安林と重複 3林班31.13ha 土砂流出防備保安林と重複 3林班0.50ha 砂防指定地と重複 5林班20.10ha 土砂流出防備保安林と重複 5林班0.08ha 落石防止保安林と重複 6林班4.32ha 土砂流出防備保安林と重複
		1-6	224.38	択伐		1林班86.05ha 土砂流出防備保安林と重複 2林班1.83ha 土砂流出防備保安林と重複 3林班1.02ha 土砂流出防備保安林と重複 4林班93.49ha 土砂流出防備保安林と重複 5林班21.61ha 土砂流出防備保安林と重複 5林班17.39ha 落石防止保安林と重複 6林班0.14ha 土砂流出防備保安林と重複
		2, 8	10.25	禁伐		2林班7.47ha 土砂崩壊防備保安林と重複 2林班0.46ha なだれ防止保安林と重複 8林班0.17ha 落石防止保安林と重複
		3, 8	0.85	なし		3林班0.19ha 土砂流出防備保安林と重複
	計		817.58			
県立自然公園普通地域	会津若松市 (会津若松)	181, 183, 184	5.30	皆伐		181林班0.13ha 砂防指定地と重複 183林班2.64ha 砂防指定地と重複 184林班1.36ha 土砂流出防備保安林と重複 184林班1.17ha 急傾斜地崩壊危険区域と重複 184林班1.17ha 自然環境保全地域特別地区と重複
		184	3.13	択伐		184林班3.13ha 土砂流出防備保安林と重複
	会津美里町 (会津本郷)	1	3.56	皆伐		1林班3.56ha 砂防指定地と重複
		1	3.79	択伐		1林班3.79ha 土砂流出防備保安林と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
	下郷町	3, 9-12, 16-18, 25, 29, 30, 32, 33, 35, 37, 38, 41, 56-60, 62, 64, 66-70	673.18	皆伐		3林班0.65ha 土砂流出防備保安林と重複 9林班0.41ha 土砂流出防備保安林と重複 9林班0.14ha 土砂崩壊防備保安林と重複 9林班0.08ha 落石防止保安林と重複 10林班28.96ha 土砂流出防備保安林と重複 11林班54.46ha 土砂流出防備保安林と重複 11林班1.06ha 砂防指定地と重複 12林班0.92ha 砂防指定地と重複 16林班7.82ha 土砂流出防備保安林と重複 17林班28.34ha 土砂流出防備保安林と重複 17林班3.83ha 砂防指定地と重複 18林班1.01ha 土砂流出防備保安林と重複 18林班1.54ha 砂防指定地と重複 25林班11.99ha 土砂流出防備保安林と重複 29林班76.38ha 土砂流出防備保安林と重複 30林班6.18ha 土砂流出防備保安林と重複 32林班17.59ha 土砂流出防備保安林と重複 32林班11.45ha 砂防指定地と重複 33林班23.53ha 土砂流出防備保安林と重複 33林班0.13ha 砂防指定地と重複 35林班61.14ha 土砂流出防備保安林と重複 35林班0.06ha 砂防指定地と重複 37林班0.13ha 砂防指定地と重複 38林班62.44ha 土砂流出防備保安林と重複 41林班3.45ha 水源かん養保安林と重複 56林班23.02ha 水源かん養保安林と重複 57林班14.64ha 土砂流出防備保安林と重複

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
						58林班30.49ha 水源かん養保安林と重複 59林班45.64ha 水源かん養保安林と重複 59林班2.10ha 土砂流出防備保安林と重複 60林班46.52ha 水源かん養保安林と重複 62林班8.15ha 土砂流出防備保安林と重複 64林班39.44ha 水源かん養保安林と重複 66林班3.06ha 土砂流出防備保安林と重複 67林班0.98ha 土砂流出防備保安林と重複 68林班22.02ha 土砂流出防備保安林と重複 69林班46.76ha 土砂流出防備保安林と重複 70林班0.47ha 土砂流出防備保安林と重複
		3, 9, 10, 25, 33, 37, 38, 58, 59, 66-69, 75, 243, 245	175.50	択伐		3林班0.53ha 土砂流出防備保安林と重複 9林班2.28ha 土砂流出防備保安林と重複 9林班0.74ha 落石防止保安林と重複 10林班115.15ha 土砂流出防備保安林と重複 10林班2.01ha 砂防指定地と重複 25林班0.07ha 土砂流出防備保安林と重複 25林班4.06ha 落石防止保安林と重複 33林班0.53ha 土砂流出防備保安林と重複 37林班0.11ha 砂防指定地と重複 38林班0.10ha 土砂崩壊防備保安林と重複 58林班34.62ha 土砂流出防備保安林と重複 59林班0.43ha 土砂流出防備保安林と重複 66林班3.23ha 土砂流出防備保安林と重複 67林班0.05ha 土砂流出防備保安林と重複 68林班0.28ha 土砂流出防備保安林と重複 69林班6.11ha 土砂流出防備保安林と重複 75林班0.21ha 土砂崩壊防備保安林と重複 243林班0.27ha 土砂流出防備保安林と重複 245林班6.73ha 落石防止保安林と重複
		12, 18, 30, 59	0.45	禁伐		12林班0.08ha 保安施設地区と重複 18林班0.07ha 土砂流出防備保安林と重複 30林班0.23ha 保安施設地区と重複 59林班0.07ha 水源かん養保安林と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考	
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他		
		25, 59	0.21	なし		25林班0.06ha 落石防止保安林と重複 59林班0.15ha 水源かん養保安林と重複	
		計	865.12				
鳥獣保護区特別保護地区	北塩原村	51	148.78	皆伐		51林班148.78ha 水源かん養保安林と重複 51林班132.60ha 国立公園第二種特別地域と重複 51林班16.18ha 国立公園第三種特別地域と重複	
		56-61	646.31	禁伐		56林班4.64ha 国立公園特別保護地区と重複 57林班66.32ha 土砂流出防備保安林と重複 57林班137.59ha 国立公園特別保護地区と重複 57林班26.13ha 国立公園第一種特別地域と重複 58林班238.04ha 国立公園特別保護地区と重複 59林班91.27ha 国立公園特別保護地区と重複 60林班41.16ha 国立公園特別保護地区と重複 61林班107.48ha 国立公園特別保護地区と重複	
	南会津町 (田島)	95, 301, 303	51.31	皆伐		95林班10.65ha 水源かん養保安林と重複 301林班10.35ha 水源かん養保安林と重複 303林班30.24ha 水源かん養保安林と重複	
		95, 301, 303	41.26	択伐		95林班20.30ha 水源かん養保安林と重複 301林班8.81ha 水源かん養保安林と重複 303林班12.15ha 水源かん養保安林と重複	
		95	0.51	なし		95林班0.51ha 水源かん養保安林と重複 95林班0.51ha その他と重複	
	( 籠 岩 )	75, 76	24.91	択伐		75林班8.23ha 水源かん養保安林と重複 75林班8.23ha 国立公園第二種特別地域と重複 76林班16.68ha 水源かん養保安林と重複 76林班16.68ha 国立公園第二種特別地域と重複	
		76	10.80	禁伐		76林班10.80ha 国立公園特別保護地区と重複	
			計	923.88			

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
風致地区	会津若松市 (会津若松)	38, 44-48, 51, 53, 95	9.96	皆伐		38林班2.19ha 自然環境保全地域特別地区と重複 44林班0.57ha 自然環境保全地域特別地区と重複 45林班1.34ha 自然環境保全地域特別地区と重複 46林班0.64ha 自然環境保全地域特別地区と重複 47林班1.21ha 自然環境保全地域特別地区と重複 48林班0.74ha 自然環境保全地域特別地区と重複 51林班0.58ha 風致保安林と重複 51林班0.58ha 自然環境保全地域特別地区と重複 53林班2.38ha 自然環境保全地域特別地区と重複 95林班0.31ha 自然環境保全地域特別地区と重複
		38, 42-53, 95, 97	681.10	択伐		38林班7.33ha 自然環境保全地域特別地区と重複 42林班0.11ha 自然環境保全地域特別地区と重複 43林班9.79ha 自然環境保全地域特別地区と重複 44林班68.67ha 自然環境保全地域特別地区と重複 45林班29.30ha 自然環境保全地域特別地区と重複 46林班0.96ha 土砂流出防備保安林と重複 46林班19.10ha 自然環境保全地域特別地区と重複 47林班42.36ha 自然環境保全地域特別地区と重複 48林班61.90ha 自然環境保全地域特別地区と重複 49林班5.12ha 砂防指定地と重複 49林班75.54ha 自然環境保全地域特別地区と重複 50林班5.45ha 落石防止保安林と重複 50林班12.77ha 自然環境保全地域特別地区と重複 51林班1.77ha 土砂流出防備保安林と重複 51林班35.04ha 風致保安林と重複 51林班72.66ha 自然環境保全地域特別地区と重複 52林班79.07ha 自然環境保全地域特別地区と重複 53林班77.23ha 自然環境保全地域特別地区と重複 95林班52.55ha 自然環境保全地域特別地区と重複 97林班62.80ha 土砂流出防備保安林と重複 97林班72.72ha 自然環境保全地域特別地区と重複
		51, 52	54.00	禁伐		51林班18.73ha 風致保安林と重複 51林班19.51ha 自然環境保全地域特別地区と重複 52林班34.49ha 自然環境保全地域特別地区と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
		43, 49	3.29	なし		43林班2.92ha 自然環境保全地域特別地区と重複 49林班0.37ha 土砂流出防備保安林と重複 49林班0.37ha 自然環境保全地域特別地区と重複
		計	748.35			
文化財保護法による史跡名勝 天然記念物にかかる森林	会津若松市 (会津若松)	1, 121, 122	22.53	皆伐		121林班0.61ha 土砂流出防備保安林と重複 122林班1.32ha 土砂流出防備保安林と重複
		1, 121	1.68	なし		
	(河東)	7	0.35	皆伐		
	喜多方市 (喜多方)	4	1.59	皆伐		
	西会津町	155, 156	0.39	禁伐		155林班0.18ha 県自然環境保全地域特別地区と重複 156林班0.21ha 水源かん養保安林と重複
	会津美里町 (会津本郷)	28	5.43	皆伐		28林班0.81ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 28林班4.62ha 県立自然公園第三種特別地域と重複
		28	10.22	択伐		28林班10.22ha 県立自然公園第二種特別地域と重複
	下郷町	18, 19, 76	3.35	択伐		18林班0.17ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 19林班0.22ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 76林班2.96ha 土砂流出防備保安林と重複 76林班2.96ha 県立自然公園第二種特別地域と重複
		計	45.54			
	県自然環境保全地域特別地区	西会津町	131, 153-155, 158	190.49	択伐	
		155	0.18	禁伐		155林班0.18ha 文化財保護法による史跡名勝天然記念物 にかかる森林と重複
磐梯町		41	1.51	皆伐		
		41	0.48	択伐		
柳津町		133	4.83	皆伐		
		101, 102, 133	17.84	択伐		
昭和村		39	0.62	択伐		
会津美里町		117	7.66	皆伐		
		117, 120	2.63	択伐		
南会津町 (田島)		233	7.36	皆伐		233林班1.38ha 水源かん養保安林と重複

単位 面積:ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
		232-234, 265-267	150.52	択伐		232林班0.90ha 水源かん養保安林と重複 233林班58.86ha 水源かん養保安林と重複 234林班32.10ha 水源かん養保安林と重複 265林班19.32ha 水源かん養保安林と重複 266林班31.04ha 水源かん養保安林と重複 267林班8.30ha 水源かん養保安林と重複
		278	3.97	禁伐		278林班3.97ha 水源かん養保安林と重複
	(南郷)	3	5.97	択伐		
	計		394.06			
県自然環境保全地域普通地区	西会津町	152-154, 157, 158	135.12	皆伐		152林班11.62ha 水源かん養保安林と重複 153林班21.22ha 水源かん養保安林と重複 154林班12.06ha 水源かん養保安林と重複 157林班31.14ha 水源かん養保安林と重複 158林班59.08ha 土砂流出防備保安林と重複
		132, 157, 158	57.33	択伐		132林班12.28ha 土砂流出防備保安林と重複 132林班12.28ha 保健保安林と重複 157林班5.54ha 水源かん養保安林と重複 157林班29.61ha 土砂流出防備保安林と重複 158林班9.90ha 土砂流出防備保安林と重複
	南会津町 (田島)	234, 242, 265-269	204.25	皆伐		234林班1.45ha 水源かん養保安林と重複 242林班5.15ha 水源かん養保安林と重複 265林班34.60ha 水源かん養保安林と重複 266林班27.48ha 水源かん養保安林と重複 267林班30.08ha 水源かん養保安林と重複 268林班64.27ha 水源かん養保安林と重複 269林班41.22ha 水源かん養保安林と重複
	(南郷)	83	7.35	皆伐		83林班7.35ha 水源かん養保安林と重複
	計		404.05			
その他	南会津町 (田島)	95	0.51	なし		95林班0.51ha 水源かん養保安林と重複 95林班0.51ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複
		計	0.51			



- 別記 1 (砂防指定地の施業方法)  
伐採にあたっては、福島県砂防指定地等管理条例に基づき知事の許可が必要である。
- 別記 2 (急傾斜地崩壊危険区域の施業方法)  
伐採にあたっては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき知事の許可が必要である。
- 別記 3 (国立公園第一種特別地域の施業方法)  
ア 伐採にあたっては、知事の許可が必要である。原則として禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐を行うことができる。  
イ 単木択伐の伐期齢は、本計画区で定める標準伐期齢に10年以上を加えたものとする。  
ウ 択伐率は、現在材積の10%以内とする。
- 別記 4 (国立公園第二種特別地域の施業方法)  
ア 伐採にあたっては、知事の許可が必要である。伐採は択伐によるものとする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、皆伐によることができる。  
イ 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐による。  
ウ 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。  
エ 択伐率は用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。  
オ 皆伐による場合  
(ア) 一伐区の面積は2ha以内とし、保残木を極力残すようつとめること。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合、又は車道、歩道、集団施設地区及び単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。  
(イ) 伐区は更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても伐区はつとめて分散させなければならない。
- 別記 5 (国立公園第三種特別地域及び県立公園第三種特別地域の施業方法)  
伐採にあたっては知事の許可が必要である。全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。
- 別記 6 (国定公園第一種特別地域の施業方法)  
ア 伐採にあたっては、知事の許可が必要である。原則として、禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐を行うことができる。  
イ 単木択伐の伐期齢は、本計画区で定める標準伐期齢以上に10年以上を加えたものとする。  
ウ 択伐率は、現在材積の10%以内とする。

別記 7 (国定公園第二種特別地域の施業方法)

- ア 伐採にあたっては、知事の許可が必要である。伐採は択伐によるものとする。ただし風致維持に支障のない場合に限り、皆伐によることができる。
- イ 国定公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐による。
- ウ 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。
- エ 択伐率は用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。
- オ 皆伐による場合は、その伐区は次のとおりとする。
  - (ア) 一伐区の面積は2ha以内とし、保残木を極力残すようにつとめること。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合、又は車道、歩道、集団施設地区及び単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。
  - (イ) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。

別記 8 (県立自然公園第一種特別地域の施業方法)

- ア 伐採にあたっては、知事の許可が必要である。原則として禁伐とする。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐によることができる。
- イ 単木択伐の伐期齢は本計画区で定める標準伐期齢に10年以上を加えたものとする。
- ウ 択伐率は、現在材積の10%以内とする。

別記 9 (県立自然公園第二種特別地域の施業方法)

- ア 伐採にあたっては、知事の許可が必要である。伐採の方法は択伐によるものとする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り皆伐によることができる。
- イ 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。
- ウ 森林の最小区分ごとに択伐率を算定し、その率は用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。
- エ 皆伐による場合は、その伐区は次のとおりとする。
  - (ア) 一伐区は面積は2ha以内とし、保残木を極力残すようにつとめること。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区及び単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。
  - (イ) 伐区は更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても伐区はつとめて分散させなければならない。
- オ 知事は許可に際し、風致上特に必要と認める場合は、伐区、樹種、林型の変更をする場合がある。
- カ 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。

別記 1 0 (鳥獣保護区特別保護地区の施業方法)

- ア 伐採にあたっては、知事の許可を必要とする。伐採種は、伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては択伐とし(その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐)、その他の森林にあっては、伐採種は定めない。
- イ 地域森林計画の初年度以降 5 年間に当該計画に係る特別保護地区内において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除した面積の 5 倍とする。
- ウ 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐とする。

別記 1 1 (文化財保護法による史跡名勝天然記念物にかかる森林の施業方法)

伐採にあたっては、あらかじめ文化財保護法に基づく許可を要する。

別記 1 2 (県自然環境保全地域特別地区の施業方法)

- ア 伐採にあたっては、知事の許可が必要である。高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林及び人為によって影響を受けやすい野生動植物保護地区又は極相の状態を厳正に維持する必要があるもの等特に学術的価値の高い森林については禁伐。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、単木択伐(択伐率現在材積の 10%以内)を行うことができる。
- イ 上記以外の地域においては択伐(択伐率現在蓄積の 30%以内)とする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、小面積皆伐(1 伐区的面積は 2 ha 以内、伐区はつとめて分散させる)を行うことができる。
- ウ 保安林の指定されている地域においては、崩壊地の周辺で放置すれば崩壊の拡大が予想される場合等保安林の機能の維持又は強化を図るため林相を改良する必要が現に生じている場合又は 10 年以内に生ずると見込まれる場合であって、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招く恐れのない場合には、上記アの単木択伐(択伐率現在蓄積の 10%以内)を森林法施業規則第 22 条の 3 に規定する択伐率による択伐(均等な割合で単木的に選定して伐採すること及び伐採によって生ずる無立木地の面積は、0.05ha 未満とすること)とすることができるものとする。

別紙 1 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
1 伐採の方法	<p>(一) 主伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 水源の涵養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。</li> <li>ロ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、択伐による。</li> <li>ハ なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあつては原則として、伐採を禁止する。</li> <li>ニ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。</li> </ul> <p>(二) 間伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</li> <li>ロ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として伐採を禁止する。</li> </ul>
2 伐採の限度	<p>(一) 主伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。</li> <li>ロ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。</li> <li>ハ 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則として、その保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。</li> <li>ニ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。</li> </ul>

<p>3 植 栽</p>	<p>(二) 間伐に係るもの  伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第一号(二)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p> <p>(一) 方法に係るもの  満一年以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>(二) 期間に係るもの  伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>(三) 樹種に係るもの  保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>
--------------	---

(注) 第3号の事項は、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとする。

別紙2 保安林の種類別の伐採方法

保安林の種類	伐 採 の 方 法
水源かん養保安林  (1号)	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの）にあっては、禁伐 2 その他の森林にあっては、伐採種を定めない。
土砂流出 防備保安林  (2号)	1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐 2 地盤が比較的安定している森林にあっては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあっては、択伐
土砂崩壊 防備保安林  (3号)	1 保安施設事業の施行地の森林で地盤の安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐 2 その他の森林にあっては、択伐
飛砂防備保安林  (4号)	1 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐 2 その地表が比較的安定している森林にあっては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあっては、択伐
防風保安林 防霧保安林  (5号)	1 林帯の幅が狭小な森林（その幅がおおむね20メートル未満のものをいうものとする。）その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの（林帯については、その幅がおおむね10メートル未満のものをいうものとする。））にあっては、禁伐 2 その他の森林にあっては、伐採種を定めない。
水害防備保安林 潮害防備保安林 防雪保安林  (5号)	1 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐 2 その他の森林にあっては、択伐
干害防備保安林  (5号)	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの）にあっては、禁伐 2 その他の森林にあっては、伐採種を定めない。

保安林の種類	伐 採 の 方 法
なだれ防止保安林 落石防止保安林 (6号)	1 緩傾斜地の森林そのかなだれ又は落石による被害を生ずるおそれ が比較的少ないと認められる森林にあつては、択伐 2 その他の森林にあつては、禁伐
防 火 保 安 林 (7号)	禁 伐
魚 つ き 保 安 林 (8号)	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれ があると認められる森林にあつては、禁伐 2 魚つきの目的に係る海洋、湖沼等に面しない森林にあつては、伐 採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐
航 行 目 標 保 安 林 (9号)	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれ があると認められる森林にあつては、禁伐 2 その他の森林にあつては、択伐
保 健 保 安 林 (10号)	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれ があると認められる森林にあつては、禁伐 2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施 設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めな い。 3 その他の森林にあつては、択伐
風 致 保 安 林 (11号)	1 風致の保存のため特に必要があると認められる森林にあつては、 禁伐 2 その他の森林にあつては、択伐

(注) 保安林の種類覧の ( ) 書きは、森林法第25条第1項の目的の号数。